



七 登記の目的である権利の消滅に関する定め  
の登記

八 民法第三百九十三条（同法第三百六十一條において準用する場合を含む。）の規定による代位の登記

九 抵当証券交付又は抵当証券作成の登記

十 買戻しの特約の登記

**第二章 登記記録等**

**第一節 登記記録**

**（登記簿の調製方法）**

**第三条の二** 登記簿は、登記記録の記録に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するものとする。  
（登記記録の編成）

**第四条** 土地の登記記録の表題部は、別表一の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第二欄に掲げる欄に区分するものとする。

2 建物（次項の建物を除く。）の登記記録の表題部は、別表二の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第二欄に掲げる欄に区分する事項を記録するものとする。

3 区分建物である建物の登記記録の表題部は、別表三の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第一欄に掲げる欄に同表の第二欄に掲げる事項を記録するものとする。

4 権利部は、甲区及び乙区に区分し、甲区には所有権に関する登記の登記事項を記録するものとし、乙区には所有権以外の権利に関する登記の登記事項を記録するものとする。  
（移記又は転写）

**第五条** 登記官は、登記を移記し、又は転写するときは、法令に別段の定めがある場合を除き、現に効力を有する登記のみを移記し、又は転写しなければならない。

2 登記官は、登記を移記し、又は転写したときは、その年月日を新たに記録した登記の末尾に記録しなければならない。

3 登記官は、登記を移記したときは、移記前の登記記録を閉鎖しなければならない。  
（記録事項過多による移記）

**第六条** 登記官は、登記記録に記録されている事項が過多となつたことその他の事由により取扱いが不便となつたときは、登記を移記することができる。この場合には、表示に関する登記及び所有権の登記であつて現に効力を有しないものも移記することができます。

**第七条** 登記官は、登記記録に登記事項を記録し、若しくは登記事項を抹消する記号を記録するとき又は登記を転写し、若しくは移記するときは、登記官の識別番号を記録しなければならない。共同担保目録又は信託目録に記録すべき事項を記録し、又は既に記録された事項を抹消する記号を記録する場合についても、同様とする。  
（登記記録の閉鎖）

**第八条** 登記官は、登記記録を閉鎖するときは、開鎖の事由、閉鎖の年月日及び閉鎖する登記記録の不動産の表示（法第二十七条第一号に掲げる登記事項を除く。）を抹消する記号を記録するほか、登記官の識別番号を記録しなければならない。

**第九条** 法務大臣は、登記記録に記録されている事項（共同担保目録及び信託目録に記録されている事項を含む。）と同一の事項を記録する副登記記録を調製するものとする。登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができないときは、前項の副登記記録によつてこれを行なうことができる。この場合において、副登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。

2 登記官は、登記簿に記録した登記記録によつて登記の事務を行うことができないときは、前項の副登記記録によつてこれを行なうことができる。この場合において、副登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。

3 登記官は、登記簿に記録した登記記録によつて登記の事務を行うことができるようになつたときは、直ちに、前項の規定により副登記記録に記録した事項を登記記録に記録しなければならない。

**第二節 地図等**

**（地図）**

**第十条** 地図は、地番区域又はその適宜の一部ごとに、正確な測量及び調査の成果に基づき作成するものとする。ただし、地番区域の全部又は一部とこれに接続する区域を一体として地図を作成することを相当とする特段の事由がある場合は、当該接続する区域を含めて地図を作成することができる。

2 地図の縮尺は、次の各号に掲げる地域にあつては、当該各号に定める縮尺によるものとする。ただし、土地の状況その他の事情により、当該縮尺によることが適當でない場合は、この限りでない。

一 市街地地域（主に宅地が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。）二百五十分の一又は五百分の一

二 村落・農耕地域（主に田、畠又は塩田が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。）五百分の一又は千分の一

三 山林・原野地域（主に山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺の地域をいう。以下同じ。）一千分の一又は二千五百分の一

四 地図を作成するための測量は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有すると認められる基準点（以下「基本三角点等」と総称する。）を基礎として行うものとする。

5 地図を作成するための一筆地測量及び地積測定における誤差の限度は、次によるものとする。

一 市街地地域については、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）別表第四に掲げる精度区分（以下「精度区分」という。）  
甲二まで

二 村落・農耕地域については、精度区分乙一まで

三 山林・原野地域については、精度区分乙三まで

4 地図を作成するための一筆地測量及び地積測定における誤差の限度は、次によるものとする。

一 市街地地域については、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）別表第四に掲げる精度区分（以下「精度区分」という。）  
甲二まで

二 村落・農耕地域については、精度区分乙一まで

三 山林・原野地域については、精度区分乙三まで

4 前三項の規定は、地図に準ずる図面及び建物所送付された地籍図の写しは、同条第二項又は第三項の規定による登記が完了した後に、地図として備え付けるものとする。ただし、地図は第三項の規定による登記が完了した後に、地図として備え付けることを不適当とする特別の事情がある場合は、この限りでない。

5 国土調査法第二十条第一項の規定により登記所に送付された地籍図の写しは、同条第二項又は第三項の規定による登記が完了した後に、地図として備え付けることを不適当とする特別の事情がある場合は、この限りでない。

6 前項の規定は、土地改良登記令（昭和二十六年政令第百四十六号）第五条第二項第三号又は土地区域画整理登記令（昭和三十年政令第二百二十一号）第四条第二項第三号の土地の全部についての所在図その他これらに準ずる図面について準用する。

**（建物所在図）**

**第十二条** 建物所在図は、地図及び建物図面を用いて作成することができる。

2 前項の規定にかかわらず、新住宅市街地開発法等による不動産登記に関する政令（昭和四十一年政令第三百三十号）第六条第二項（同令第十五條から第十三条までにおいて準用する場合を含む。）の建物の全部についての所在図その他の図面は、これに準ずる面は、これを建物所在図として

備え付けるものとする。ただし、建物所在図として備え付けることを不適当とする特別の事情がある場合は、この限りでない。

**（地図等の閉鎖）**

**第十三条** 登記官は、新たな地図を備え付けた場合において、従前の地図があるときは、当該従前の地図の全部又は一部を閉鎖しなければならない。地図を電磁的記録に記録したときも、同様とする。

2 登記官は、前項の規定により地図を閉鎖する場合には、当該地図に閉鎖の事由及びその年月日を記録するほか、当該地図が、電磁的記録に記録されている地図であるときは登記官の識別番号を記録し、その他の地図であるときは登記官印を押印しなければならない。

3 登記官は、従前の地図の一部を閉鎖したときは、当該閉鎖した部分と他の部分とを判然としない。

4 前三項の規定は、地図に準ずる図面及び建物所在図について準用する。

**（地図の記録事項）**

**第十四条** 地図には、次に掲げる事項を記録するものとする。

一 地番区域の名称

二 地図の番号（当該地図が複数の図郭にまたがつて作成されている場合には、当該各図郭の番号）

三 縮尺

四 国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号

五 各土地の区画及び地番

六 基本三角点等の位置

七 隣接図郭との関係

八 精度区分

九 作成年月日

10 電磁的記録に記録する地図にあつては、前項各号に掲げるもののほか、各筆界点の座標値を記録するものとする。

**（建物所在図の記録事項）**

一 地番区域の名称

二 建物所在図の番号

三 縮尺

- |  |  |
|--|--|
| 四 各建物の位置及び家屋番号（区分建物にあつては、当該区分建物が属する一棟の建物の位置）   | 五 第十一条第二項の建物所在図にあつては、その作成年月日   |
| （地図及び建物所在図の番号）   | （地図等の副記録）  |
| 第十五条 登記官は、地図に記録された土地の登記録の表題部には第十三条第一項第二号の地図の番号（同号括弧書きで規定する場合は、当該土地が属する図郭の番号）を記録し、建物所在図に記録された建物の登記記録の表題部には前条第二号の番号を記録しなければならない。             | （地図等の副記録）  |
| （地図等の副記録）  | （地図等の副記録）  |
| 第十五条の二 法務大臣は、電磁的記録に記録されている地図等に記録されている事項と同一の事項を記録する地図等の副記録を調製するものとする。   | 第十五条の二 法務大臣は、電磁的記録に記録されている地図等に記録されている事項と同一の事項を記録する地図等の副記録を調製するものとする。                               |
| 2 第九条第二項及び第三項の規定は、登記官が電磁的記録に記録されている地図等によって登記の事務を行うことができない場合について準用する。   | 2 第九条第二項及び第三項の規定は、登記官が電磁的記録に記録されている地図等によって登記の事務を行うことができない場合について準用する。                               |
| 3 第十六条 地図に表示された土地の区画又は地番に誤りがあるときは、当該土地の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらとの相続人その他の一般承継人は、その訂正の申出をすることができる。地図に準ずる図面に表示された土地の位置、形状又は地番に誤りがあるときも、同様とする。 | 3 第十六条 地図に表示された土地の区画又は地番に誤りがあるときは、当該土地の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらとの相続人その他の一般承継人が申出をするときも、同様とする。      |
| 2 前項の申出をする場合において、当該土地の登記記録の地積に錯誤があるときは、同項の申出は、地積に関する更正の登記の申請と併せてしなければならない。   | 2 前項の申出をする場合において、当該土地の登記記録の地積に錯誤があるときは、同項の申出は、地積に関する更正の登記の申請と併せてしなければならない。                         |
| 3 第一項の申出は、次に掲げる事項を内容とする情報を（以下「地図訂正申出情報」という。）を登記所に提供してしなければならない。  | 3 第一項の申出は、次に掲げる事項を内容とする情報を（以下「地図訂正申出情報」という。）を登記所に提供してしなければならない。                                    |
| 三 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名  | 三 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名  |
| 四 申出人が表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人であるときは、その旨   | 四 申出人が表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人であるときは、その旨   |
| 五 申出に係る訂正の内容   | 五 申出に係る訂正の内容   |
| 六 地図又は地図に準ずる図面に誤りがあると認められることが、地図に準ずる図面に誤りがあると認められることがあることを証するもの  | 六 地図又は地図に準ずる図面を訂正すること  |
| 七 第三十六条第一項から第三項までの規定は前項において準用する令第七条第一項第一号及び第二号の規定は、第一項の申出をする場合について準用する。  | 七 第三十六条第一項から第三項までの規定は前項において準用する令第七条第一項第一号及び第二号の法務省令で定める場合について、第三十七条の二の規定は第一項の申出をする場合について、それぞれ準用する。 |
| 八 第四十二条第一項及び第四十四条の規定は前項に規定する場合について、第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第一項及び第二項の規定について準用する。  | 八 第四十二条第一項及び第四十四条の規定は前項に規定する場合について、第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第一項及び第二項の規定について準用する。                    |
| 九 第四十二条第一項から第十四項までの規定は前項において準用する令第十条から第十四条までの規定は、第四項第一号の方法により第一項の申出をする場合について準用する。  | 九 第四十二条第一項から第十四項までの規定は前項において準用する令第十条から第十四条までの規定は、第四項第一号の方法により第一項の申出をする場合について準用する。                  |
| 十 第四十二条第一項から第十四項までの規定は前項において準用する令第十条から第十四条までの規定は、第四項第一号の方法により第一項の申出をする場合について準用する。  | 十 第四十二条第一項から第十四項までの規定は前項において準用する令第十条から第十四条までの規定は、第四項第一号の方法により第一項の申出をする場合について準用する。                  |
| 十一 登記識別情報失効申出書類つづり込み帳  | 十一 登記識別情報失効申出書類つづり込み帳  |
| 十二 請求書類つづり込み帳  | 十二 請求書類つづり込み帳  |
| 十三 筆界特定書つづり込み帳   | 十三 筆界特定書つづり込み帳   |
| 十四 筆界特定受付等記録簿  | 十四 筆界特定受付等記録簿  |
| 十五 筆界特定事務日記帳   | 十五 筆界特定事務日記帳   |

十七 筆界特定関係事務日記帳	二十一 登記簿保存簿
十八 閉鎖土地図面つづり込み帳	二十二 登記関係帳簿保存簿
十九 閉鎖地役権図面つづり込み帳	二十三 地図保存簿
二十 閉鎖建物図面つづり込み帳	二十四 建物所在図保存簿
二十一 登記識別情報通知書交付簿	二十五 登記事務日記帳
二十二 登記関係帳簿保存簿	二十六 登記事務日記帳
二十三 地図保存簿	二十七 登記事項証明書等用紙管理簿
二十四 建物所在図保存簿	二十八 登記免許税関係書類つづり込み帳
二十五 登記識別情報通知書交付簿	二十九 再使用説明申出書類つづり込み帳
二十六 登記事務日記帳	三十 不正登記防止申出書類つづり込み帳
二十七 登記事項証明書等用紙管理簿	三十一 土地価格通知書つづり込み帳
二十八 登記免許税関係書類つづり込み帳	三十二 建物価格通知書つづり込み帳
二十九 再使用説明申出書類つづり込み帳	三十三 諸表つづり込み帳
三十 不正登記防止申出書類つづり込み帳	三十四 雜書つづり込み帳
三十一 土地価格通知書つづり込み帳	三十五 法定相続情報一覧図つづり込み帳
三十二 建物価格通知書つづり込み帳	(受付帳)

第一十八条の二 受付帳は、登記の申請、登記識別情報の失効の申出及び登記識別情報に関する証明についてそれぞれ調製するものとする。	第二十二条 建物図面つづり込み帳には、建物面及び各階平面図（これらのものが書面である場合に限る。）をつづり込むものとする。
第一十九条 申請書類つづり込み帳には、申請書及びその添付書面、通知書、許可書、取下書その他の登記簿の附属書類（申請に係る事件を処理するために登記官が作成したものと含み、この省令の規定により第十八条第三号から第五号まで及び第七号の帳簿につづり込むものを除く。）をつづり込むものとする。（土地図面つづり込み帳等）	第二十三条 職業表示登記等書類つづり込み帳には、職業による表示に関する登記及び地図その他の図面の訂正に関する書類を立件の際に付した番号（以下「立件番号」という。）の順序に従つてつづり込むものとする。（職業表示登記等書類つづり込み帳）
第二十条 土地図面つづり込み帳には、土地所在図及び地積測量図（これららのものが書面である場合に限る。）をつづり込むものとする。	第二十四条 決定原本つづり込み帳には、申請又は申請を却下した決定の決定書の原本をつづり込むものとする。（審査請求書類等つづり込み帳）
第二十一条 土地図面つづり込み帳には、土地所在図及び地積測量図（これららのものが書面である場合は、前項の土地所在図及び地積測量図を同一の電磁的記録に記録して保存することができる。）登記官は、前項の規定により土地所在図及び地積測量図を電磁的記録に記録して保存したときは、第一項の土地所在図及び地積測量図を申請書類つづり込み帳には、第八十五条の規定により閉鎖した第一項の土地所在図及び地積測量図をつづり込むものとする。	第二十五条 審査請求書類等つづり込み帳には、審査請求書その他の審査請求事件に関する書類をつづり込むものとする。（登記識別情報失効申出書類つづり込み帳）
（請求書類つづり込み帳）	第二十六条 審査請求書類等つづり込み帳には、登記識別情報の失効の申出が電子情報処理組織を使用する方法によりされた場合は、当該請求に関する情報の内容を書面に出力したものを請求書類つづり込み帳につづり込むものとする。（登記識別情報失効申出書類つづり込み帳）

第二十七条 第二十二条の五 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める事項を記録するものとする。	第二十七条の二 申出立件事件簿には、代替措置等申出（第二百二条の四第一項に規定する代替措置等申出をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は代替措置申出の撤回（第二百二条の十五第一項の規定による撤回をいう。第三項及び第四項において同じ。）の立件の年月日その他の必要な事項を記録するものとする。（申出立件事件簿等）
二 登記関係帳簿の保存状況	第二十七条の五 次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める事項を記録するものとする。
三 地図保存簿又は建物所在図保存簿 地図等	一 登記簿保存簿 登記簿を除く一切の事項
四 登記関係帳簿の保存状況	二 登記簿保存簿 登記簿を除く一切の事項
五 登記事務日記帳 受付帳その他の帳簿に記録しない書類の発送及び受領に関する事項	三 登記簿保存簿又は建物所在図保存簿 地図等
六 登記事項証明書等用紙管理簿 登記事項証明書、地図等の写し、土地所在図等の写し及び登記識別情報を記載した書面の作成に使用する用紙の管理に関する事項	四 登記簿保存簿 登記簿を除く一切の事項

第二十七条の三 代替措置等申出書写しつづり込み帳には、第二百二条の十一第二項（第二百二条の十五第七項及び第二百二条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定により送付を受けた書類をつづり込むものとする。（筆界特定書類つづり込み帳等）	第二十七条の四 筆界特定書が電磁的記録をもつて作成されているときは、その内容を書面に出力したもの（）及び第二百三十三条第二項後段又は第三項後段の規定により送付された筆界特定書の写し（筆界特定書が電磁的記録をもつて作成されているときは、その内容を書面に出力したもの）をつづり込むものとする。
一 登記簿保存簿 登記簿を除く一切の事項	一 筆界特定受付等記録簿 筆界特定の申請の受付の年月日その他の必要な事項
二 登記簿保存簿 登記簿を除く一切の事項	二 筆界特定事務日記帳 筆界特定受付等記録の面及び各階平面図（これらのものが書面である場合に限る。）をつづり込むものとする。
三 登記簿保存簿 登記簿を除く一切の事項	三 登記簿保存簿 対象土地の所在地を管轄する登記所における筆界特定申請書の提出の年月日その他の必要な事項
四 登記簿保存簿 登記簿を除く一切の事項	四 登記簿保存簿 登記簿を除く一切の事項
五 登記簿保存簿 登記簿を除く一切の事項	五 地図等の全部又は一部の写し（地図等が書面に出力したもの）及び第二百三十三条第二項後段又は第三項後段の規定により送付された筆界特定書の写し（筆界特定書が電磁的記録をもつて作成されているときは、その内容を書面に出力したもの）をつづり込むものとする。
六 登記簿保存簿 登記簿を除く一切の事項	六 登記簿保存簿 登記簿を除く一切の事項

二 再使用証明申出書類つづり込み帳 登録免 許税法第三十一条第三項の申出に関する書類	三 不正登記防止申出書類つづり込み帳 登記 人義人若しくはその相続人その他の一般承継 人又はその代表者若しくは代理人(委任によ る代理人を除く)からのそれらの者に成り すました者が登記の申請をしている旨又はそ のおそれがある旨の申出に関する書類	四 土地価格通知書つづり込み帳又は建物価格 通知書つづり込み帳 地方税法(昭和二十五 年法律第二百一十六号)第四百二十二条の三 の通知に関する書類
五 諸表つづり込み帳 登記事件及び登記以外 の事件に関する各種の統計表	六 雜書つづり込み帳 第十八条第二号から第 五号まで、第七号から第九号まで、第十一 号、第十二号、第十二号の三、第十二号の 五、第十三号、第十八号から第二十号まで及 び第二十八号から第三十三号までに掲げる帳 簿につづり込まない書類	七 信託目録 信託の登記の抹消をした日から 二十年間
(土地所在図等の副記録)		八 受付帳に記録された情報 受付の年の翌年 から十年間(登記識別情報に関する証明の請 求に係る受付帳にあっては、受付の年の翌年 から一年間)
第二十七条の七 法務大臣は、第十七条第一項の 電磁的記録に記録されている土地所在図等に記 録されている事項と同一の事項を記録する土地 所在図等の副記録を調製するものとする。	九 表示に関する登記の申請情報及びその添付 情報(申請情報及びその添付情報以外の情報 であつて申請書類つづり込み帳につづり込ま れた書類に記載されたもの)を含む。次号にお いて同じ) 受付の日から三十年間(第二十 条第三項(第二十二条第二項において準用す る場合を含む)の規定により申請書類につ づり込み帳につづり込まれたものにあつては、 電磁的記録に記録して保存した日から三十年 間)	十 権利に関する登記の申請情報及びその添付 情報 受付の日から三十年間(第二十一条第 二項において準用する第二十条第三項の規定 により申請書類つづり込み帳につづり込まれ たものにあつては、電磁的記録に記録して保 存した日から三十年間)
第二十七条の八 法定相続情報一覧図つづり込み 帳には、法定相続情報一覧図及びその保管の申 出に関する書類をつづり込むものとする。	十一 職権表示登記等事件簿に記録された情 報 立件の日から五年間	十一 職権表示登記等書類つづり込み帳につづ り込まれた書類に記載された情報 立件の日 から三十年間
第四節 雜則	十二 職権表示登記等書類つづり込み帳につづ り込まれた書類に記載された情報 立件の日 から三十年間	十二 職権表示登記等書類つづり込み帳につづ り込まれた書類に記載された情報 立件の日 から三十年間
(保存期間)	十三 土地所在図、地積測量図、建物図面及び 各階平面図(第二十条第三項(第二十二条第 二項において準用する場合を含む)の規定 により申請書類つづり込み帳につづり込まれ たものを除く) 永久(閉鎖したものにあつ ては、閉鎖した日から三十年間)	十三 土地所在図、地積測量図、建物図面及び 各階平面図(第二十条第三項(第二十二条第 二項において準用する場合を含む)の規定 により申請書類つづり込み帳につづり込まれ たものを除く) 永久(閉鎖したものにあつ ては、閉鎖した日から三十年間)
第二十八条 次の各号に掲げる情報の保存期間 は、当該各号に定めるとおりとする。	十四 地役権図面(第二十一条第二項において 準用する第二十条第三項の規定により申請書 類つづり込み帳につづり込まれたものを除 く) 閉鎖した日から三十年間	十四 地役権図面(第二十一条第二項において 準用する第二十条第三項の規定により申請書 類つづり込み帳につづり込まれたものを除 く) 閉鎖した日から三十年間
一 登記記録(閉鎖登記記録(閉鎖した登記記 録をいう。以下同じ)を除く) 永久	十五 決定原本つづり込み帳又は審査請求書類 等つづり込み帳につづり込まれた書類に記載 された情報 申請又は申出を却下した決定又 は審査請求の受付の年の翌年から五年間	十五 決定原本つづり込み帳又は審査請求書類 等つづり込み帳につづり込まれた書類に記載 された情報 申請又は申出を却下した決定又 は審査請求の受付の年の翌年から五年間
二 地図及び地図に準ずる図面(閉鎖したもの を含む) 永久	十六 各種通知簿に記録された情報 通知の年 の翌年から一年間	十六 各種通知簿に記録された情報 通知の年 の翌年から一年間
三 建物所在図(閉鎖したものを含む) 永久	十七 登記識別情報の失効の申出に関する情 報 当該申出の受付の日から十年間	十七 登記識別情報の失効の申出に関する情 報 当該申出の受付の日から十年間
四 土地に関する閉鎖登記記録 閉鎖した日か ら五十年間	十八 請求書類つづり込み帳につづり込まれた 書類に記載された情報 受付の日から一年間	十八 請求書類つづり込み帳につづり込まれた 書類に記載された情報 受付の日から一年間
五 建物に関する閉鎖登記記録 閉鎖した日か ら三十年間		
六 共同担保目録 当該共同担保目録に記録さ れているすべての事項を抹消した日から十 年間		

七 信託目録 信託の登記の抹消をした日から 二十年間	八 受付帳に記録された情報 受付の年の翌年 から十年間(登記識別情報に関する証明の請 求に係る受付帳にあっては、受付の年の翌年 から一年間)	九 表示に関する登記の申請情報及びその添付 情報(申請情報及びその添付情報以外の情報 であつて申請書類つづり込み帳につづり込ま れた書類に記載されたもの)を含む。次号にお いて同じ) 受付の日から三十年間(第二十 条第三項(第二十二条第二項において準用す る場合を含む)の規定により申請書類につ づり込み帳につづり込まれたものにあつては、 電磁的記録に記録して保存した日から三十年 間)
十 権利に関する登記の申請情報及びその添付 情報 受付の日から三十年間(第二十一条第 二項において準用する第二十条第三項の規定 により申請書類つづり込み帳につづり込まれ たものにあつては、電磁的記録に記録して保 存した日から三十年間)	十一 職権表示登記等事件簿に記録された情 報 立件の日から五年間	十一 職権表示登記等書類つづり込み帳につづ り込まれた書類に記載された情報 立件の日 から三十年間
十二 職権表示登記等書類つづり込み帳につづ り込まれた書類に記載された情報 立件の日 から三十年間	十三 土地所在図、地積測量図、建物図面及び 各階平面図(第二十条第三項(第二十二条第 二項において準用する場合を含む)の規定 により申請書類つづり込み帳につづり込まれ たものを除く) 永久(閉鎖したものにあつ ては、閉鎖した日から三十年間)	十三 土地所在図、地積測量図、建物図面及び 各階平面図(第二十条第三項(第二十二条第 二項において準用する場合を含む)の規定 により申請書類つづり込み帳につづり込まれ たものを除く) 永久(閉鎖したものにあつ ては、閉鎖した日から三十年間)
十四 地役権図面(第二十一条第二項において 準用する第二十条第三項の規定により申請書 類つづり込み帳につづり込まれたものを除 く) 閉鎖した日から三十年間	十五 決定原本つづり込み帳又は審査請求書類 等つづり込み帳につづり込まれた書類に記載 された情報 申請又は申出を却下した決定又 は審査請求の受付の年の翌年から五年間	十五 決定原本つづり込み帳又は審査請求書類 等つづり込み帳につづり込まれた書類に記載 された情報 申請又は申出を却下した決定又 は審査請求の受付の年の翌年から五年間
十五 決定原本つづり込み帳又は審査請求書類 等つづり込み帳につづり込まれた書類に記載 された情報 申請又は申出を却下した決定又 は審査請求の受付の年の翌年から五年間	十六 各種通知簿に記録された情報 通知の年 の翌年から一年間	十六 各種通知簿に記録された情報 通知の年 の翌年から一年間
十六 各種通知簿に記録された情報 通知の年 の翌年から一年間	十七 登記識別情報の失効の申出に関する情 報 当該申出の受付の日から十年間	十七 登記識別情報の失効の申出に関する情 報 当該申出の受付の日から十年間

十九 申出立件事業簿に記録された情報 立件 の日から五年間	二十 申出立件事業簿に記録された情報 立件 の日から一年間	二十一 代替措置等申出書写しつづり込み帳につづり 込まれた書類に記載された情報 立件の日から 五年間
一 登記簿保存簿、登記關係帳簿保存簿、地図 保存簿及び建物所在図保存簿 作成の日から 三十年間	二 登記識別情報通知書文交付簿、登記事務日記 帳及び登記事務証明書文交付簿、登記事務日記 の翌年から一年間	三 登記官は、事変を避けるために登記簿、地図 等又は登記簿の附属書類を登記所の外に持ち出 したときは、速やかに、その旨を当該登記官を 受けた日から五年間
三 登記簿保存簿、登記關係帳簿保存簿、地図 保存簿及び建物所在図保存簿 作成の日から 三十年間	四 不正登記防止申出書類つづり込み帳、土地 価格通知書つづり込み帳、建物価格通知書つ づり込み帳及び諸表つづり込み帳 作成の年 の翌年から五年間	四 不正登記防止申出書類つづり込み帳、土地 価格通知書つづり込み帳、建物価格通知書つ づり込み帳及び諸表つづり込み帳 作成の年 の翌年から五年間
四 不正登記防止申出書類つづり込み帳、土地 価格通知書つづり込み帳、建物価格通知書つ づり込み帳及び諸表つづり込み帳 作成の年 の翌年から五年間	五 雜書つづり込み帳 作成の年から五年間	五 雜書つづり込み帳 作成の年から五年間
五 雜書つづり込み帳 作成の年から五年間	六 法定相続情報一覧図つづり込み帳 作成の 年の翌年から五年間	六 法定相続情報一覧図つづり込み帳 作成の 年の翌年から五年間

十九 申出立件事業簿に記録された情報 立件 の日から五年間	二十 申出立件事業簿に記録された情報 立件 の日から一年間	二十一 代替措置等申出書写しつづり込み帳につづり 込まれた書類に記載された情報 立件の日から 五年間
一 登記簿保存簿、登記關係帳簿保存簿、地図 保存簿及び建物所在図保存簿 作成の日から 三十年間	二 登記識別情報通知書文交付簿、登記事務日記 帳及び登記事務証明書文交付簿、登記事務日記 の翌年から一年間	三 登記官は、事変を避けるために登記簿、地図 等又は登記簿の附属書類を登記所の外に持ち出 したときは、速やかに、その旨を当該登記官を 受けた日から五年間
三 登記簿保存簿、登記關係帳簿保存簿、地図 保存簿及び建物所在図保存簿 作成の日から 三十年間	四 不正登記防止申出書類つづり込み帳、土地 価格通知書つづり込み帳、建物価格通知書つ づり込み帳及び諸表つづり込み帳 作成の年 の翌年から五年間	四 不正登記防止申出書類つづり込み帳、土地 価格通知書つづり込み帳、建物価格通知書つ づり込み帳及び諸表つづり込み帳 作成の年 の翌年から五年間
四 不正登記防止申出書類つづり込み帳、土地 価格通知書つづり込み帳、建物価格通知書つ づり込み帳及び諸表つづり込み帳 作成の年 の翌年から五年間	五 雜書つづり込み帳 作成の年から五年間	五 雜書つづり込み帳 作成の年から五年間
五 雜書つづり込み帳 作成の年から五年間	六 法定相続情報一覧図つづり込み帳 作成の 年の翌年から五年間	六 法定相続情報一覧図つづり込み帳 作成の 年の翌年から五年間

### 第三章 登記手続

#### 第一節 総則 第一款 通則

(申請情報) 第三十四条 登記の申請においては、次に掲げる事項を申請情報の内容とするものとする。

一 申請人又は代理人の電話番号その他の連絡先

二 分筆の登記の申請においては、第七十八条の符号

三 建物の分割の登記又は建物の区分の登記の申請においては、第八十四条の符号

四 附属建物があるときは、主である建物及び附属建物の別並びに第七百十二条第二項の符号

五 敷地権付き区分建物であるときは、第七百八条第一号イの符号

六 添付情報の表示

七 申請の年月日

八 登記所の表示

2 令第六条第一項に規定する不動産識別事項は、不動産番号とする。

3 令第六条の規定は、同条第一項各号又は第二項各号に定める事項が申請を受ける登記所以外の登記所の管轄区域内にある不動産に係る場合には、当該不動産の不動産番号と併せて当該申請を受ける登記所以外の登記所の表示を申請情報としたときに限り、適用する。

4 令第六条第一項第一号又は第二号の規定にかかるわらず、不動産の表題登記を申請する場合、登記所には、令第三条第二号又は第三号に掲げる事項を申請情報の内容としなければならない。(「(一)の申請情報によって申請することができる場合」)

第五十五条 令第四条ただし書の法務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 土地の一部を分筆して、これを他の土地に合筆しようとする場合において、分筆の登記及び合筆の登記の申請をするとき。

二 甲建物の登記記録から甲建物の附属建物を分割して、これを乙建物の附屬建物としようとする場合において、建物の分割の登記及び建物の合併の登記をするとき。

三 甲建物の登記記録から甲建物の附属建物

この項及び次項、第二百九十三条第三項及び第四項並びに第二百四十三第二項において同じ。)を提供して登記の申請をするものである場合とする。

一 次号に規定する場合以外の場合にあっては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

二 支配人等(支配人その他の法令の規定により法人を代理することができる者であつて、その旨の登記がされているものをいう。以下同じ。)によつて登記の申請をする場合にあつては、当該支配人等の権限を証する登記事

三 令第七条第一項第二号の法務省令で定める場合は、申請人が同項第一号イに規定する法人であつて、支配人等が当該法人を代理して登記の申請をする場合とする。

四 令第九条の法務省令で定める情報は、住民票コード(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。)又は会社法人等番号(商業登記法第七条(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。)とする。ただし、住所についての変更又は錯誤若しくは遗漏があったことを証する情報又は錯誤若しくは遗漏があつたことを証する情報を提供しなければならないものとされてゐる場合には、当該住所についての変更又は錯誤若しくは遗漏があつたことを証明することができることとなるものに限る。

(添付情報の省略等)

第五十七条 同一の登記所に対し同時に二以上の申請をする場合において、各申請に共通する添付情報があるときは、当該添付情報は、同一の申請の申請情報と併せて提供することで足りる。

第六十条 同一の不動産について申請する二以上の登記(前号の登記を除く。)の登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるとき。

七 同一の不動産について申請する二以上の登記が、不動産の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記及び建物の分筆の登記若しくは合筆の登記又は建物の分割の登記、建物の区分の登記若しくは建物の合併の登記であるとき。

八 同一の登記所の管轄区域内にある一又は二以上の不動産について申請する二以上の登記が、いわゆる同一の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記であるとき。

九 同一の不動産について申請する二以上の登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるとき。

十 同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産について申請する登記(前号の登記を除く。)の登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるとき。

十一 不動産について申請する登記が、同一の債権を担保する先取特権、質権又は抵当権(以下「担保権」と総称する。)に関する登記であつて、登記の目的が同一であるとき。

一二 同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産について申請する登記が、同一の債権を担保する先取特権、質権又は抵当権(以下

相続に関する法定相続情報一覧図の写し(第二百四十七条の規定により交付された法定相続情報一覧図を識別するために登記官が付したもの)のをいう。以下この条及び第二百五十八条の二十において同じ。)又は法定相続情報番号(十一桁の番号であつて、当該法定相続情報番号を識別するため登記官が付したもののをいう。以下この条及び第二百五十八条の二十において同じ。)を提供したときは、当該法定相続情報番号を提供する場合にあつては、登記官が法定相続情報番号をもつて、相続があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあつては、登記官が法定相続情報番号をもつて、相続があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供したときは、当該法定相続情報番号をもつて、相続があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあつては、登記官が法定相続情報番号をもつて、相続があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

(申請の却下)

第六十一条 登記官は、申請を却下するときは、申請の申請情報の内訳としなければならない。

一二 前項の場合は、当該決定書を作成して、これを申請人ごとに交付するものとする。ただし、代理人に交付すれば足りる。

二 前項の交付は、当該決定書を送付する方法によりすることができる。

三 登記官は、書面申請がされた場合において、申請を却下したときは、添付書面を還付するも

のとする。ただし、偽造された書面その他の不正な登記の申請のために用いられた疑いがある書面については、この限りでない。

第一項(他の法令において準用する場合を含

第三十六条 令第七条第一項第一号の法務省令で定める場合は、申請人が同号イに規定する法人(会社法人等番号の提供を要しない場合等)の申請をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等の番号の提供をもつて、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。

第三十七条の二 法人である代理人によって登記の申請をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該代理人に交付すれば足りる。

第一項(他の法令において準用する場合を含

(申請の取下げ)

**第三十九条** 申請の取下げは、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によつてしなければならない。

一 電子申請 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して申請を取り下げることのできない。

二 書面申請 申請を取り下げる旨の情報を記載した書面を登記所に提出する方法

三 申請を取り下げる旨の情報を記載した書面を登記所に提出する方法

四 申請の取下げは、登記完了後は、することができない。

五 登記官は、書面申請がされた場合において、申請の取下げがされたときは、申請書及びその添付書面を還付するものとする。前条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。(管轄区域がまたがる場合の移送等)

**第四十条** 法第六条第三項の規定に従つて登記の申請がされた場合において、他の登記所が同条第二項の登記所に指定されたときは、登記の申請を受けた登記所の登記官は、当該指定がされた他の登記所に当該申請に係る事件を移送するものとする。

六 登記官は、前項の規定により事件を移送したときは、申請人に対し、その旨を通知するものとする。

七 法第六条第二項の登記所に指定された登記所の登記官は、当該指定に係る不動産について登記を完了したときは、速やかに、その旨を他の登記所に通知するものとする。

八 前項の通知を受けた登記所の登記官は、適宜の様式の帳簿にその通知事項を記入するものとする。

## 第二款 電子申請

(電子申請の方法)

**第四十一条** 電子申請における申請情報は、法務大臣の定めることにより送信しなければならない。令第十条の規定により申請情報と併せて送信すべき添付情報についても、同様とする。(電子署名)

**第四十二条** 令第十二条第一項及び第二項の電子署名は、電磁的記録に記録しができる情報に、産業標準化法(昭和二十四年法律第八百十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X五七三一一八の附屬書Dに適合する方法であつて同附属書に定めるNの長さの値が二千四十八ビットであるものを講ずる措置とする。

(電子証明書)

**第四十三条** 令第十四条の法務省令で定める電子証明書は、第四十七条第三号イからニまでに掲げる者に該当する申請人又はその代表者若しくは代理人(委任による代理人を除く。同条第二号及び第三号並びに第四十九条第一項第一号及び第二号において同じ。)が申請情報又は委任による代理人の権限を証する情報に電子署名を行つた場合には、次に掲げる電子証明書とする。ただし、第三号に掲げる電子証明書については、第一号及び第二号に掲げる電子証明書を取得する場合に限る。

一 電子署名を行つた者が商業登記法第十二条の二(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する被証明者であるときは、商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十三条の八第二項(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する電子証明書を作成された署名用電子証明書

二 電子署名を行つた者が商業登記法第十二条の二(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する被証明者であるときは、商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十三条の八第二項(他の法令において準用する場合を含む。)に規定する電子証

明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)その他の電子証明書であつて、氏名、住所、出生の年月日その他の事項により電子署名を行つた者を確認することができるものとして法務大臣の定めるものとする。

**第四十四条** 官庁又は公署が嘱託する場合にあっては、登記官が電子署名を行つた者を確認することができるもの

四 官庁又は公署が嘱託する場合にあっては、官庁又は公署が作成した電子証明書であつて、登記官が電子署名を行つた者を確認する

五 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

六 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

七 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

八 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

九 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十一 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十二 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十三 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十四 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十五 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十六 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十七 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十八 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

十九 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十一 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十二 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十三 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十四 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十五 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十六 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十七 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十八 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

二十九 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

三十 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

三十一 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

三十二 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

三十三 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

三十四 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

三十五 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

三十六 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

三十七 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

三十八 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

三十九 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

四十 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

四十一 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

四十二 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

四十三 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

四十四 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

四十五 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

四十六 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

四十七 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

四十八 申請書に記載すべき情報に記載した書面が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

三 申請人が次に掲げる者のいずれにも該当せぬ、かつ、当該申請人又はその代表者若しくは代理人が申請書に署名した場合(前号に掲げる場合を除く。)

イ 所有権の登記名義人(所有権に関する仮登記の登記名義人を含む。)であつて、次に掲げる登記を申請するもの

ア 所有権を証することができる代理権限を証する者の代理人(委任による代理人を除く。同条第二号及び第三号並びに第四十九条第一項第一号及び第二号において同じ。)が申請情報又は委任による代理人の権限を証する情報に電子署名を行つた場合には、次に掲げる電子証明書とする。

イ 所有権の登記名義人(所有権に関する仮登記の登記名義人を含む。)であつて、次に掲げる登記を除く。)

ア 所有物分割禁止の定めに係る権利の変更に関する登記(担保権(根抵当権及び根質権を除く。)の債務者に関する変更の登記及び更正の登記を除く。)

イ 所有権の移転の登記がない場合における所有権の登記の抹消

ア 信託法(平成十八年法律第八百八号)第三号に掲げる方法によつてされた信託による権利の変更の登記

ア 仮登記の抹消(法第八百十一条の規定により所有権に関する仮登記の登記名義人が単独で申請するものに限る。)

ア 合筆の登記、合体による登記等又は建物の合併の登記

ア 所有権の登記名義人であつて、法第二十条ただし書の規定により登記識別情報(登記識別情報と呼ぶことなく担保権(根抵当権及び根質権を除く。)の債務者に関する変更の登記又は更正の登記を申請するもの)又は更正の登記を申請するもの

ア 所有権以外の権利の登記名義人であつて、法第二十二条ただし書の規定により登記識別情報(登記識別情報と呼ぶことなく当該登記名義人が登記義務者となる権利に関する登記)を申請するもの

ア 情報の通知を受けることとなる申請人(申請書に印鑑証明書の添付を要しない場合)

ア 情報の通知を受けることとなる登記識別情報(登記識別情報と呼ぶことなく当該登記名義人が信託法第三号に掲げる方法による権利の変更の登記に申請するもの)

一 法人の代表者又は代理人が記名押印した者である場合において、その会社法人等番号を申請情報の内容としたとき。ただし、登記官が記名押印した者の印鑑に関する証明書を作成することが可能である場合に限る。

二 申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印した申請書について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けた場合

三 裁判所によって選任された者がその職務上行う申請の申請書に押印した印鑑に関する証明書であつて、裁判所書記官が最高裁判所規則で定めるところにより作成したもののが添付されている場合

四 申請人が前条第三号亦に掲げる者に該当する場合(同号イ(6)に掲げる者に該当する場合を除く。)

五 申請人が前条第三号イからニまでに掲げる者のいすれにも該当しない場合(前号に掲げる場合を除く。)

(委任状への記名押印等の特例)

六 申請人が前条第三号イからニまでに掲げる場合

七 申請人が第四十七条第三号イからホまでに掲げる者のいすれにも該当せず、かつ、当該申請人又はその代表者若しくは代理人が委任名した委任による代理人の権限を証する情報を記載した書面(以下「委任状」という。)

八 申請人が第四十八条第一項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請人又はその代表者若しくは代理人が署名した委任による代理人の権限を証する情報を記載した書面(以下「委任状」という。)

二 申請人が第四十七条第三号イからホまでに掲げる者のいすれにも該当せず、かつ、当該申請人又はその代表者若しくは代理人が委任状に署名した場合

三 復代理人によつて申請する場合における代理人(委任による代理人に限る。)が復代理人の権限を証する書面に署名した場合

九 令第十八条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法人の代表者又は代理人が記名押印した者である場合において、その会社法人等番号を申請情報の内容としたとき。ただし、登記官が記名押印した委任状について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けた場合

二 申請の委任状に押印した印鑑に関する証明書であつて、裁判所書記官が最高裁判所規則によって選任された者がその職務上行う申請の委任状に押印した印鑑に関する証明書であつて、裁判所書記官が最高裁判所規則によるとする。

一 前条第一項第四号及び第五号に掲げる場合

二 第四十八条第一号から第三号までの規定は、令第十九条第二項の法務省令で定める場合について準用する。この場合において、第四十八条第二号中「申請書」とあるのは「同意又は承諾を証する情報(申請書)」と、同条第三号中「申請の申請書」とあるのは「同意又は承諾の同意又は承諾を証する情報を記載した書面」と読み替えるものとする。

三 第一項の磁気ディスクの構造は、日本産業規格X○六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスクでなければならない。

四 第一項の磁気ディスクには、申請人の氏名又は名称及び申請の年月日を記載した書面をはり付けなければならない。

五 第一項の磁気ディスクには、法務大臣の定めないところにより申請情報を記録しなければならない。

六 申請情報を全部を記録した磁気ディスクは、法務大臣の定めるところにより作成しなければならない。

七 第四十二条の規定は、令第十六条第五項において準用する。ただし、当該電子証明書には、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する規定は、令第十六条第五項において準用する。ただし、当該電子証明書には、指定公証人の行う電子証明書について公証人又はこれに準用する。

八 第四十三条の規定は、令第十六条第五項において準用する。ただし、当該電子証明書については、申請の受付の年月日及び受付番号並びに職氏名を記載し、職印を押印して受領証を作成したものとする。

九 第四十四条の規定は、前項の電子証明書を添付したときについて準用する。

一 申請情報の一部を記録した磁気ディスクを提出する場合(磁気ディスクを除く。)の原本の還付を請求することができる。ただし、令第十六条第二項、第十八条第二項若しくは第十九条第二項、第十八条第二項若しくは第十九条第二項又はこの省令第四十八条第三号(第五十条第二項において準用する場合を含む。)、第四十条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条第二項第三号若しくは第五十六条第六二項(第五十六条の七第二項後段において準用する場合を含む。)の印鑑に関する証明書及び当該申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

二 前項本文の規定により原本の還付を請求する場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本提出しなければならない。

三 登記官は、第一項本文の規定による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面及びその添付書面を送付するときは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業者」と総称する。)による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務であつて当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとする。

四 前項の場合には、申請書及びその添付書面を入れた封筒の表面に不動産登記申請書が在中する旨を明記するものとする。

(受領証の交付の請求)

五 第五十三条登記の申請をしようとする者が申請書及びその添付書面を送付するときは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業者」と総称する。)による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務であつて当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとする。

六 第五十四条書面申請をした申請人は、申請に係る登記が完了するまでの間、申請書及びその添付書面の受領証の交付を請求することができる。

七 第五十五条書面申請をした申請人は、申請の原本の還付を請求する。ただし、当該申請の原本の還付を請求することができる。この場合には、申請人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

八 第五十六条第三項の規定による原本の還付は、申請人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合には、申請人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

九 第五十七条前項の規定による原本の還付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによつてするものとする。

一 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は偽造された書面その他の不正な登記の申請のために用いられた疑いがある書面については、これらを還付することができない。

二 前項の謄本は、登記完了後、申請書類つづり込み帳につづり込むものとする。

三 第五十八条第三項前段の規定にかかるわらず、登記官は、第三項の規定により登記官印を押印した第二項の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。

四 第五十九条第二項において準用する。ただし、当該申請のためののみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

五 第六十一条前項第三項から第七項までの規定は、令第十五条後段において準用する。この場合において、第四十八条第二号中「申請書」とあるのは「同意又は承諾を証する情報(申請書)」と読み替えるものとする。

六 第六十二条前項第三項から第七項までの規定は、令第十五条後段において準用する。この場合には、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本提出しなければならない。

七 第六十三条登記の申請をしようとする者が申請書及びその添付書面を送付するときは、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者(以下「信書便事業者」と総称する。)による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務であつて当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとする。

八 第六十四条書面申請をした申請人は、申請に係る登記が完了するまでの間、申請書及びその添付書面の受領証の交付を請求することができる。

(受領証の交付の請求)

九 第六十五条書面申請をした申請人は、申請に係る登記が完了するまでの間、申請書及びその添付書面の受領証の交付を請求することができる。

(添付書面の原本の還付請求)

第四款 受付等

(申請の受付)

**第五十六条** 登記官は、申請情報が提供されたときは、受付帳に登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在事項を記録しなければならない。

2 登記官は、書面申請の受付にあっては、前項の規定により受付をする際、申請書(申請情報の全部を記録した磁気ディスクにあっては、適宜の用紙)に申請の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。

3 受付番号は、一年ごとに更新するものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 法第六十七条第二項の規定により登記の抹消をしようとする場合

二 法第七十一条の規定により登記の抹消をしようとする場合

三 法第一百五十七条第三項又は第四項の命令があつた場合

四 第百十条第三項(第一百四十四条第二項において準用する場合を含む)、第一百九十二条第二項、第一百二十四条第八項(第一百二十二条第七项、第一百二十六条第三項、第一百三十四条第三項及び第一百四十五条第一項において準用する場合を含む)、第一百五十九条第二項(同条第四項において準用する場合を含む)又は第一百六十八条第五項(第一百七十条第三項において準用する場合を含む)の通知があつた場合

(調査)

第五十七条 登記官は、申請情報が提供されたときは、遅滞なく、申請に関するすべての事項を調査しなければならない。

(登記の順序)

第五十八条 登記官は、法第二十条に規定する場合以外の場合においても、受付番号の順序に従つて登記するものとする。

(登記官による本人確認)

第五十九条 登記官は、法第二十四条第一項の規定により申請人の申請の権限の有無を調査したときは、その調査の結果を記録した調書を作成しなければならない。同条第二項の嘱託を受けた場合についても、同様とする。

2 前項後段の場合には、嘱託を受けて調査をした登記所の登記官は、その調査の結果を記録した調書を嘱託をした登記官に送付しなければならない。

(補正)

**第六十条** 登記官は、申請の補正をすることがで

きる期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該申請を却下することができない。

2 申請の補正是、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によってしなければならない。

一 電子申請 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して申請の補正をする方法

二 書面申請 登記所に提出した書面を補正し、又は補正に係る書面を登記所に提出する方法

(登記識別情報の定め方)

**第六十一条** 登記識別情報は、アラビア数字その他の符号の組合せにより、不動産及び登記名義人となつた申請人ごとに定める。

(登記識別情報の通知の相手方)

**第六十二条** 次の各号に掲げる場合における登記識別情報の通知は、当該各号に定める者に対してもするものとする。

一 法定代理人(支配人その他の法令の規定により当該通知を受けるべき者を代理することができる者を含む)によつて申請している場合 当該法定代理人

二 申請人が法人である場合(前号に規定する場合を除く) 当該法人の代表者

三 登記識別情報の通知を受けるための特別の委任を受けた代理人がある場合には、登記識別情報の通知は、当該代理人に対するものとする。

(登記識別情報の通知の方法)

第六十三条 登記識別情報の通知は、法務大臣が別に定める場合を除き、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一 電子申請 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された登記識別情報を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申請人又はその代理人(以下この条において「申請人等」といいう。)の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 書面申請 登記識別情報を記載した書面を交付する方法

2 登記官は、前項の通知をするときは、法第二十一条本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者及び前条第一項各号に定める者並びに同条第二項の代理人(申請人から登記識別情報を知ることを特に許された者に限る。)以外の者に当該通知に係る登記識別情報が知らないようにするための措置を講じなければならない。

3 送付の方法により登記識別情報を記載した書面の交付を求める場合には、申請人は、その旨並びに次項及び第五項の場合の区分に応じた送付先の別(第五項に規定する場合であつて自然人である代理人の住所に宛てて書面を送付することを求めるときには、当該代理人の住所)を申請情報の内容とするものとする。

4 前項の場合における登記識別情報を記載した書面の送付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によつてするものとする。

一 申請人等が自然人である場合において当該申請人等の住所に宛てて書面を送付するとき、又は申請人等が法人である場合において当該申請人等の住所に宛てて書面を送付する場合を除く) 日本国郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法

二 申請人等が法人である場合において当該申請人等の住所に宛てて書面を送付するとき、又は申請人等が法人である場合において当該申請人等の住所に宛てて書面を送付する場合を除く) 日本郵便の役務に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手を提出するものを申請書併せて提出する方法により納付しなければならない。

3 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であつて法務大臣が指定するものを申請書併せて提出する方法により納付しなければならない。

4 第六項の送付は、申請人が当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手を提出したときは、当該取扱いによらなければならぬ。第四項第二号若しくは第三号又は第五項第二号の場合において、信書便の役務であつて当該取扱いに相当するものの料金に相当する当該信書便事業者の証票で法務大臣が指定するものを提出したときも、同様とする。

5 前二項の指定は、告示してしなければならない。

(登記識別情報の通知の方法)

第六十三条 登記識別情報の通知は、法務大臣が別に定める場合を除き、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一 電子申請 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された登記識別情報を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申請人又はその代理人(以下この条において「申請人等」といいう。)の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 書面申請 登記識別情報を記載した書面を交付する方法

(登記の順序)

第六十三条 登記の順序は、官庁又は公署が登記権利者のために登記の嘱託をしたときにおける登記識別情報の通知は、官庁又は公署の申出により、登記識別情報を記載した書面を交付する方法により代理人が登記識別情報の通知を受ける場合であつて、当該代理人が法第二十三条第四項第一号に規定する代理人(以下「資格者代理人」という。)であるときは、登記識別情報を記載した書面の送付は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によつてするものとする。

1 当該代理人が自然人である場合において当該代理人の住所に宛てて書面を送付する

2 前項の場合における登記識別情報を記載した書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行つるものとする。

3 前条第六項から第九項までの規定は、官庁又は公署が送付の方法により登記識別情報を記載

き、又は当該代理人が法人である場合において当該代理人である法人の代表者の住所に宛てて書面を送付するとき 日本国郵便株式会社の内国郵便約款の定めどころにより名宛人本人に限り交付し、若しくは配達する本人限り受取郵便又はこれに準ずる方法

二 当該代理人が自然人である場合において当該代理人の事務所の所在地に宛てて書面を送付するとき、又は当該代理人が法人である場合において当該代理人の事務所の住所に宛てて書面を送付するとき、又は当該代理人が法人である場合において当該代理人の事務所の所在地に宛てて書面を送付するとき 書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの

3 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であつて法務大臣が指定するものを申請書併せて提出する方法により納付しなければならない。

4 第六項の送付は、申請人が当該郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する取扱いの料金に相当する郵便切手を提出したときは、当該取扱いによらなければならぬ。第四項第二号若しくは第三号又は第五項第二号の場合において、信書便の役務であつて当該取扱いに相当するものの料金に相当する当該信書便事業者の証票で法務大臣が指定するものを提出したときも、同様とする。

5 前二項の指定は、告示してしなければならない。

(登記識別情報の通知の方法)

第六十三条 登記識別情報の通知は、官庁又は公署が登記権利者のために登記の嘱託をしたときにおける登記識別情報の通知は、官庁又は公署の申出により、登記識別情報を記載した書面を交付する方法により代理人が登記識別情報の通知を受ける場合であつて、当該代理人が法第二十三条第四項第一号に規定する代理人(以下「資格者代理人」という。)であるときは、登記識別情報を記載した書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行つるものとする。

6 前項の場合における登記識別情報を記載した書面の送付は、次の各号に定める方法によつてするものとする。

1 当該代理人が自然人である場合において当該代理人の住所に宛てて書面を送付する

2 前項の場合における登記識別情報を記載した書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行つるものとする。

3 前条第六項から第九項までの規定は、官庁又は公署が送付の方法により登記識別情報を記載

した書面の交付を求める場合について準用する。

(登記識別情報の通知を要しない場合等)

第六十四条 法第二十二条ただし書の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十一条本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者があらかじめ登記識別情報の通知を希望しない旨の申出をした場合(官庁又は公署が登記権利者のために登記の嘱託をした場合において、当該官庁又は公署が当該登記権利者の申出に基づいて登記識別情報の通知を希望しない旨の申出をしたときを含む)。

二 法第二十一条本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者(第六十三条第一項に定める方法によつて通知を受けるべきものに限る)が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記識別情報が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になつた時から三十日以内に自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記識別情報を記録しない場合

三 法第二十一条本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者(第六十三条第一項に定める方法によつて通知を受けるべきものに限る)が、登記完了の時から三月以内に登記識別情報を記載した書面を受領しない場合

四 法第二十一条本文の規定により登記識別情報の通知を受けるべき者が官庁又は公署である場合(当該官庁又は公署があらかじめ登記識別情報の通知を希望する旨の申出をした場合を除く)。

五 前項第一号及び第四号の申出をするときは、その旨を申請情報の内容とするものとする。

三 登記官は、第一項第二号に規定する場合には同号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄することができる。

四 第二十九条の規定は、前項の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合には適用しない。

(登記識別情報の失効の申出)

第六十五条 登記名義人又はその相続人その他の一般承継人は、登記官に対し、通知を受けた登記識別情報について失効の申出をすることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を内容とする情報(以下この条において「申出情報」といいう。)を登記所に提供してしなければならない。

一 申出人の氏名又は名称及び住所

二 申出人が法人であるときは、その代表者の氏名

三 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四 申出人が登記名義人の相続人その他の一般承継人であるときは、その旨及び登記名義人の氏名又は名称及び住所

五 当該登記識別情報に係る登記に関する次に掲げる事項

一 不動産所在事項又は不動産番号

二 申請の目的

ハ 申請の受付の年月日及び受付番号

二 次項第一号に掲げる方法により申出をするときは、甲区又は乙区の別

三 第一項の申出は、次に掲げる方法のいずれかによりしなければならない。

一 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して申出情報を登記所に提供する方法

二 申出情報を記載した書面を登記所に提出する方法

三 第一項の申出は、次に掲げる方法のいずれかによりしなければならない。

一 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して申出情報を登記所に提供する方法

四 第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

九 第四十一条及び第四十四条の規定は前項に規定する場合について、第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第一項及び第二項の申出をする場合について、第四十三条の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定めた電子証明書について、それぞれ準用する。

十 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

十一 第四十五条、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条及び第五十五条の規定は前項に規定する場合について、第四十七条第一号及び第二号の規定は前項において準用する令第十六条第一号及び第二号の規定は前項において準用する令第十六条第一項の法務省令で定める場合について、第四十八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十九条第二号及び第三号の規定は前項において準用する令第十八条第一項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

十二 第八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十六条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項の法務省令で定める場合について、第四十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

十三 第八条第一項の法務省令で定める場合について、第四十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

十四 第八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

十五 第八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

十六 第八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

十七 第八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

十八 第八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

十九 第八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

二十 第八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

二十一 第八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

二十二 第八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

二十三 第八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

二十四 第八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

二十五 第八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

二十六 第八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

二十七 第八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十九条第二項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、第四十九条第一項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

第一号の法務省令で定める場合について、第三項及び第三十七条及び第三十七条の二の規定は第一項の申出をする場合について、それぞれ準用する。

二 令第十一条から第十二条まで及び第十四条の規定は、第三項第一号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

三 第四十二条の規定は前項に規定する場合について、第四十二条第一項及び第二項の規定は前項において準用する令第十二条第一項及び第二項の規定は前項において準用する場合について、第四十三条の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定めた電子署名について、第四十三条の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定めた電子署名について、それぞれ準用する。

四 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

五 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

六 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

七 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

八 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

九 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

十 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

十一 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

十二 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

十三 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

十四 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

十五 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

十六 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

十七 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

十八 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

十九 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

二十 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

二十一 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

二十二 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

二十三 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

二十四 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

二十五 令第十一条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の申出をする場合について準用する。

二十六 第六十八条 令第二十二条第一項に規定する証明の請求は、次に掲げる事項を内容とする情報(以下この条において「有効証明請求情報」という。)を登記所において登記名義人との間で、当該登記の申請情報と併せて提供すべき登記識別情報は、当該登記の申請情報と併せて提供されたものとみなす。

二十七 第六十七条 同一の不動産について二以上の権利に関する登記の申請がされた場合(当該二以上

4	第一項の証明は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により第一項の請求をするものとする。
5	一 前項第一号に掲げる方法により有効証明請求情報が提供された場合 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電子情報処理組織を使用して送信し、これを請求人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
6	二 前項第二号に掲げる方法により有効証明請求情報が提供された場合 登記官が証明に係る事項を記載した書面を交付する方法
7	三 前項第三号に掲げる方法により有効証明請求情報の内容である登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について、公務員が職務上作成した情報を提供しなければならない。ただし登記名義人の氏名若しくは名称又は住所について、公務員が職務上作成した情報がない場合には、公務員が職務上作成した情報を提供すれば足りる。
8	四 第三十六条第一項から第三項までの規定は前項において準用する令第七条第一項第一号及び第二号の規定について、当該各号に定める方法により有効証明請求情報を提供する場合は、申請する登記名義人の氏名又は名称及び住所が同一であるとき」と読み替えるものとする。

9	令第十一条から第十二条まで及び第十四条の規定は、第三項第一号に掲げる方法により第一項の請求をする場合について準用する。
10	令第十五条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の証明の請求をする場合について、第四十二条の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定めた電子証明書について、それぞれ準用する。
11	令第十五条から第十八条までの規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の証明の請求をする場合について、第四十二条第一項及び第二項の規定は前項において準用する令第十二条第一項及び第三項第二号に掲げる方法により第一項の規定は、第三項第二号に掲げる方法により第一項の証明の請求をする場合について準用する。
12	四十五条规定は、第四十六条第一項及び第二項、第五十三条並びに第五十五条(第一項ただし書きを除く。)の規定は前項に規定する場合について、四十七条规定は、第二号の規定は前項において準用する令第十六条第一項の法務省令で定める場合について、四十八条第一号から第三号までの規定は前項において準用する令第十九条规定は前項において準用する令第十六条第二項の法務省令で定める場合について、四十九条规定は、第三号及び第三項各号(第四号を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。
13	五 第百九十七条第六項及び第一百四条の規定は、第二十二条第一項の規定は前項において準用する令第十九条规定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、四十九条规定は、第二号の規定は、第二項(第一項を除く。)の規定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。
14	六 第百九十七条第六項及び第一百四条の規定は、第二十二条第一項の規定は前項において準用する令第十九条规定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。
15	七 第百九十七条第六項及び第一百四条の規定は、第二十二条第一項の規定は前項において準用する令第十九条规定は前項において準用する令第十八条第二項の法務省令で定める場合について、それぞれ準用する。

2	二 法第二十二条に規定する登記義務者が法人である場合(前号に掲げる場合を除く。)書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの又はこれらに準じる場合に規定する登記義務者が外国人に住所を有する場合書留郵便若しくは信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの又はこれらに準じる方法
3	三 法第二十二条に規定する登記義務者が外国人に住所を有する場合書留郵便若しくは信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの又はこれらに準じる方法
4	四 前項の指定は、告示してしなければならない。
5	五 法第二十三条第一項に規定する申出は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定められた方法によりしなければならない。

2	二 法第二十三条第二項の登記義務者の住所についての変更の登記(更正の登記を含む。以下この項において同じ。)の登記原因が、行政区画若しくはその名称又は字若しくはその名称についての変更又は錯誤若しくは遗漏である場合
3	三 法第二十三条第二項の登記義務者が法人である場合
4	四 前項の登記の申請の日が、同項の登記義務者の住所についてされた最後の変更の登記の申請に係る受付の日から三月を経過している場合
5	五 法第二十三条第一項に規定する申出は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定められた方法によりしなければならない。

一 電子申請 法務大臣の定めるところにより、法第二十二条に規定する登記義務者が法人登記の申請の内容を通知番号等を用いて特

定し、申請の内容が眞実である旨の情報に電子署名を行った上、登記所に送信する方法適用しない。

**第六款 登記識別情報の提供がない場合**  
(事前通知)  
合の手続

識別情報を記載した書面を廃棄する場合には、提出する登記義務者が法人である場合に規定する登記義務者が、第一項の書面に記載した磁気ディスクを提出した場合には、法第二十二条に規定する登記義務者が、申請の内容が眞実である旨の情報に電子署名を行い、これを記録した磁気ディスクを提出した場合には、法第二十二条に規定する登記義務者が、申請書又は委任状に押印したものと同一の印を用いて当該書面に押印した上、登記所に提出する方法(申請情報の全部を記録した磁気ディスクを提出した場合には、法第二十二条に規定する登記義務者が、申請の内容が眞実である旨の情報に電子署名を行って、それを准用する。

二 書面申請 法第二十二条に規定する登記義務者が、第一項の書面に記載した磁気ディスクを提出した場合には、法第二十二条に規定する登記義務者が、申請の内容が眞実である旨の情報に電子署名を行って、それを准用する。

三 法第二十三条规定は、前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、それぞれ準用する。

四 前項の登記の申請の日が、同項の登記義務者の住所についてされた最後の変更の登記の申請に係る受付の日から三月を経過している場合

(資格者代理人による本人確認情報の提供)  
第七十二条 法第二十三条第四項第一号の規定により登記官が資格者代理人から提供を受ける申請人が申請の権限を有する登記名義人であることを確認するために必要な情報(以下「本人確認情報」という。)は、次に掲げる事項を明らかにするものでなければならない。

一 資格者代理人(資格者代理人が法人である場合にあっては、当該申請において該法人を代表する者をいう。以下この条において同じ。)が申請人(申請人が法人である場合にあっては、代表者又はこれに代わるべき者。以下この条において同じ。)と面談した日時、場所及びその状況

二 資格者代理人が申請人の氏名を知り、かつ、当該申請人と面識があるときは、当該申請人の氏名を知り、かつ、当該申請人と面識がある旨及びその面識が生じた経緯

三 資格者代理人が申請人の氏名を知らず、又は当該申請人と面識がないときは、申請の権限を有する登記名義人であることを確認するために当該申請人から提示を受けた次項各号に掲げる書類の内容及び当該申請人が申請の権限を有する登記名義人であると認められた理由前項第三号に規定する場合において、資格者代理人が申請人について確認をするときは、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類及び有効期間又は有効期限のある第三号に掲げる書類にあっては、資格者代理人が提示を受ける日において有効なものに限る。

一 運転免許証(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。)、個人番号カード(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十五回に規定する旅券及び同条第六号に規定する在留カードをいう。)、特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条に規定す

る特別永住者証明書をいう。)又は運転経歴証明書(道路交通法第百四条の四第五項(同法第百五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する運転経歴証明書をいう。)の

二 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、基礎年金番号通知書(国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)第一条第一項に規定する基礎年金番号通知書をいう。)

、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康新手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳であつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか二以上上の提示を求める方法

三 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか二以上上の提示を求める方法

四 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上以上の提示を求める方法

五 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上以上の提示を求める方法

六 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上以上の提示を求める方法

七 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上以上の提示を求める方法

八 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上以上の提示を求める方法

九 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上以上の提示を求める方法

十 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上以上の提示を求める方法

十一 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上以上の提示を求める方法

一二 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上以上の提示を求める方法

一三 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上以上の提示を求める方法

一四 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上以上の提示を求める方法

一五 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上以上の提示を求める方法

一六 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上以上の提示を求める方法

一七 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上以上の提示を求める方法

一八 前号に掲げる書類のうちいずれか一以上及び官公署から発行され、又は発給された書類の他のこれに準ずるものであつて、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるもののうちいずれか一以上以上の提示を求める方法

し、又は記名押印しなければならない。  
二 地積測量図は、二百五十分の一の縮尺により作成するものとする。ただし、土地の状況その他事情により当該縮尺によることが適当でないときは、この限りでない。

三 第一項の土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図は、別記第一号及び第二号の様式により、日本産業規格B列四番の丈夫な用紙を用いて作成しなければならない。

四 第一項の登記の場合は、地積測量図において提供する分筆後の土地の地積測量図には、分筆後に土地の地積測量図は、分筆前の土地ごとに作成するものとする。

五 第十条第四項の規定は、地積測量図について準用する。

六 第七十六条 土地所在図には、方位、縮尺、土地の形状及び隣地の地番を記録しなければならない。

七 第七十七条 地積測量図には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

八 第十四条第一項の地図と同一の縮尺により作成するものとする。

九 第十条第四項の規定は、土地所在図について準用する。

一〇 第七十七条 地積測量図には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一一 第七十七条 地積測量図には、作成の年月日を記録しない。

一二 第七十七条 地積測量図には、地役権面には、地役権設定の範囲を明確にし、方位、縮尺、地番及び隣地の地番並びに申請人の氏名又は名称を記録しなければならない。

一三 第七十七条 地積測量図には、地役権面は、適宜の縮尺により作成することができる。

一四 第七十七条 地積測量図には、作成の年月日を記録しなければならない。

一五 第七十七条 地積測量図には、地役権面には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

一六 第七十七条 地積測量図には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

一七 第七十七条 地積測量図には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

一八 第七十七条 地積測量図には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

一九 第七十七条 地積測量図には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

二〇 第七十七条 地積測量図には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

二一 第七十七条 地積測量図には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

二二 第七十七条 地積測量図には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

方法その他これに準ずる方法によつてするものとする。

一 地積測量図は、二百五十分の一の縮尺により作成するものとする。ただし、土地の状況その他事情により当該縮尺によることが適当でないときは、この限りでない。

二 分筆の登記の場合は、地積測量図において提供する分筆後の土地の地積測量図には、分筆後に土地の地積測量図は、分筆前の土地ごとに作成するものとする。

三 第一項の登記の場合は、地積測量図において提供する分筆後の土地の地積測量図には、分筆後に土地の地積測量図は、分筆前の土地ごとに作成しなければならない。

四 第一項の登記の場合は、地積測量図において提供する分筆後の土地の地積測量図には、分筆後に土地の地積測量図は、分筆前の土地ごとに作成するものとする。

五 第十条第四項の規定は、地積測量図について準用する。

六 第七十六条 土地所在図には、方位、縮尺、土地の形状及び隣地の地番を記録しなければならない。

七 第七十七条 地積測量図には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

八 第七十七条 地積測量図には、地役権面には、地役権設定の範囲を明確にし、方位、縮尺、地番及び隣地の地番並びに申請人の氏名又は名称を記録しなければならない。

九 第七十七条 地積測量図には、地役権面は、適宜の縮尺により作成することができる。

一〇 第七十七条 地積測量図には、作成の年月日を記録しなければならない。

一一 第七十七条 地積測量図には、地役権面には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

一二 第七十七条 地積測量図には、地役権面には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

一三 第七十七条 地積測量図には、地役権面には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

一四 第七十七条 地積測量図には、地役権面には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

一五 第七十七条 地積測量図には、地役権面には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

一六 第七十七条 地積測量図には、地役権面には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

一七 第七十七条 地積測量図には、地役権面には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

一八 第七十七条 地積測量図には、地役権面には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

一九 第七十七条 地積測量図には、地役権面には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

二〇 第七十七条 地積測量図には、地役権面には、地役権面(書面である場合に限る。)には地役権者が署名し、又は記名押印しなければならない。

ときは主である建物又は附属建物の別及び附属建物の符号を記録しなければならない。

建物図面は、五百分の一の縮尺により作成しなければならない。ただし、建物の状況その他の事情により当該縮尺によることが適当でないときは、この限りでない。

#### (各階平面図の内容)

**第八十三条** 各階平面図には、縮尺、各階の別、各階の平面の形状、一階の位置、各階ごとの建物の周囲の長さ、床面積及びその求積方法並びに附属建物があるときは主である建物又は附属建物の別及び附属建物の符号を記録しなければならない。

2 各階平面図は、二百五十分の一の縮尺により作成しなければならない。ただし、建物の状況その他の事情により当該縮尺によることが適當でないときは、この限りでない。

#### (建物の分割の登記の場合は建物図面等)

**第八十四条** 建物の分割の登記又は建物の区分の登記を申請する場合において提供する建物図面及び各階平面図には、分割後又は区分後の各建物を表示し、これに符号を付さなければならぬ。

#### (土地所在図の管理及び閉鎖等)

**第八十五条** 登記官は、申請情報と併せて土地所在図、地積測量図、建物図面又は各階平面図の年月日を記録しなければならない。

2 登記官は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める図面を閉鎖しなければならない。

一 表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記をした場合（変更後又は更正後の土地所在図、地積測量図、建物図面又は各階平面図がある場合に限る。）変更前又は更正前の土地所在図、地積測量図、建物図面又は各階平面図。

二 減失の登記又は表題部の抹消をした場合（土地所在図又は抹消前の土地所在図、地積測量図、建物図面又は各階平面図）

三 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）又は土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）に基づく換地処分の登記をした場合（前号に掲げる場合を除く。）従前の土地に係る土地所在図又は地積測量図

登記官は、前項の規定により同項各号に定める図面を閉鎖する場合には、当該図面が、第十

七条第一項の電磁的記録に記録されているときは当該電磁的記録に閉鎖の事由及びその年月日並びに登記官の識別番号を記録し、土地図面つまり込み帳又は建物図面つづり込み帳につづり込まれているときは当該図面に閉鎖の事由及びその年月日を記録して登記官印を押印しなければならない。

第一項の規定は、同項に規定する図面を第十七条第一項の電磁的記録に記録して保存する場合には、適用しない。この場合においては、当該電磁的記録に登記の完了の年月日を記録しなければならない。

**第八十六条** 登記官は、申請情報と併せて地役権図面の提供があった場合において、当該申請に基づく登記をしたときは、地役権図面にその番号（以下「地役権図面番号」という。）を付さなければならぬ。この場合においては、当該地役権図面に当該地役権図面番号並びに当該申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

#### (地役権図面の管理)

**第八十七条** 登記官は、地役権図面を第十七条第一項の電磁的記録に記録して保存する場合に記録しなければならない。この場合においては、当該電磁的記録に地役権図面番号及び登記の年月日を記録しなければならない。

2 前項後段の規定は、地役権図面を第十七条第一項の電磁的記録に記録して保存する場合に記録しなければならない。この場合においては、当該地役権図面番号並びに当該申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

#### (不動産番号)

**第八十八条** 登記官は、表題部に表示に関する登記の登記原因及びその登記の年月日を記録する場合においては、新たに登記すれば、当該表示に関する登記の登記原因及びその登記の年月日ほか、新たに登記すれば、当該表示に関する登記の登記原因及びその登記の年月日を記録しなければならない。

#### (地役権図面番号)

2 登記官は、表題部に表示に関する登記の登記原因及びその登記の年月日を記録する場合においては、新たに登記すれば、当該表示に関する登記の登記原因及びその登記の年月日を記録しなければならない。

#### (地役権図面の閉鎖)

**第八十九条** 登記官は、地役権の登記の抹消をしたとき又は地役権図面を添付情報とする申請に基づく分筆の登記、合筆の登記若しくは地役権の変更の登記若しくは更正の登記をしたときは、変更又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

#### (表題部の登記又は更正の登記)

**第九十条** 登記官は、法第二十七条规定の不動産を識別するためには、一筆の土地又は一個の建物ごとに番号、記号その他の符号を記録することができる。

#### (不動産番号)

**第九十一条** 登記官は、表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記をするときは、変更又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

#### (表題部の変更の登記又は更正の登記)

**第九十二条** 登記官は、表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記をするときは、変更又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

**第九十三条** 登記官は、前項の場合には、速やかに、表題部に記録した行政区画若しくは字又はこれらの名称について変更の登記があつたものとみなす。字又はその名称に変更があつたときは、同様とする。

**第九十四条** 登記官は、前項の場合には、表示に関する登記をする場合には、法第二十九条の規定により実地調査を行わなければならない。ただし、申請に係る不動産の調査に関する報告（土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が代理人として登記を申請する場合において、当該土地家屋調査士（土地家屋調査士法人の場合は、その代表者）が作成したものに限る。）その他の申請事項に関する更正の登記（土地所在図、地積測量図、建物図面又は各階平面図を添付情報とするものに限る。）をすることができる。

#### (実地調査書)

**第九十五条** 登記官は、実地調査を行つた場合には、その調査の結果を記録した調査書を作成しなければならない。

#### (職権による表示に関する登記の手続)

**第九十六条** 登記官は、職権で表示に関する登記をしようとするときは、職権表示登記等事件簿に登記の目的、立件の年月日及び立件番号並びに不動産所在事項を記録しなければならない。

#### (不動産番号)

**第九十七条** 登記官は、表題部の登記事項に関する変更の登記をするときは、変更又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

#### (行政区画の変更等)

**第九十八条** 登記官は、表題部の登記事項に関する変更の登記若しくは更正の登記をしたときは、変更又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

#### (表題部の変更の登記又は更正の登記)

**第九十九条** 登記官は、表題部の登記事項に関する変更の登記若しくは更正の登記をするときは、変更又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

#### (地番区域)

**第一百条** 地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メー

（実地調査における電磁的記録に記録された事項の提示方法等）

**第九十四条** 法第二十九条第二項の法務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を書面に出力する方法又は当該事項を出力装置の映像面に表示する方法とする。

**第一百条** 第二項に規定する登記官の身分を証する書面は、別記第四号様式によるものとする。

#### 第二節 表示に関する登記

##### 第一款 通則

**第一百零一条** 登記官は、表題部に表示に関する登記をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、表示に関する登記の登記事項のうち、当該表示に関する登記の登記原因及びその登記の年月日を記録すればならない。

##### 第二款 土地の表示に関する登記

###### （表題部の登記）

**第一百零二条** 登記官は、表題部に表示に関する登記をする場合には、新たに登記すれば、当該表示に関する登記の登記原因及びその登記の年月日を記録すればならない。

###### （実地調査書）

**第一百零三条** 登記官は、実地調査を行つた場合には、その調査の結果を記録した調査書を作成しなければならない。

###### （職権による表示に関する登記の手続）

**第一百零四条** 登記官は、職権で表示に関する登記をしようとするときは、職権表示登記等事件簿に登記の目的、立件の年月日及び立件番号並びに不動産所在事項を記録しなければならない。

###### （不動産番号）

**第一百零五条** 登記官は、表題部の登記事項に関する変更の登記をするときは、変更又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

###### （表題部の変更の登記又は更正の登記）

**第一百零六条** 登記官は、表題部の登記事項に関する変更の登記若しくは更正の登記をするときは、変更又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

###### （地番区域）

**第一百零七条** 登記官は、表題部の登記事項に関する変更の登記若しくは更正の登記をするときは、変更又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

###### （地目）

**第一百零八条** 地番は、地番区域ごとに起番して定めるものとする。

###### （地番）

**第一百零九条** 地番は、土地の位置が分かりやすいものとなるように定めるものとする。

トルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。

（分筆の登記における表題部の記録方法）

**第一百一条** 登記官は、甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をするときは、乙土地について新たな登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に何番の土地から分筆した旨を記録しなければならない。

登記官は、前項の場合には、甲土地に新たな地番を付し、甲土地の登記記録に、残余部分の土地の表題部の登記事項、何番の土地を分筆した旨及び従前の土地の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならぬ。

前項の規定にかかわらず、登記官は、分筆後の甲土地について従前の地番と同一の地番を付すことができる。この場合には、甲土地の登記記録の表題部の従前の地番を抹消する記号を記録することを要しない。

（分筆の登記における権利部の記録方法）

**第一百二条** 登記官は、前条の場合において、乙土地の登記記録の権利部の相当区に、甲土地の登記記録から権利に関する登記（地役権の登記にあつては、乙土地に地役権が存続することとなる場合は、乙土地に地役権を抹消する）を転写し、かつ、分筆の登記に係る申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。この場合において、所有権及び担保権以外の権利（地役権を除く。）については分筆後の甲土地が共にその権利の目的である旨を記録し、担保権については既にその権利についての共同担保目録が作成されているときを除き共同担保目録を作成し、転写した権利の登記の末尾にその共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

登記官は、前項の場合において、転写する権利が担保権であり、かつ、既にその権利についての共同担保目録が作成されているときは、共同の規定により転写された乙土地に関する権利を当該共同担保目録に記録しなければならない。

登記官は、甲土地の登記記録から乙土地の登記記録に所有権以外の権利に関する登記を転写したときは、分筆後の甲土地の登記記録の当該権利に関する登記に、担保権以外の権利（地役権を除く。）については乙土地が共にその権利の目的である旨を、担保権については既にその権利についての共同担保目録が作成されている

トキを除き第一項の規定により作成した共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

（地役権の登記）

**第一百三条** 登記官は、承役地についてする地役権の登記がある土地の分筆の登記をする場合において、法第四十条の規定により分筆の登記をする場合において、地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

登記官は、前項の場合には、要役地の登記記録の第百五十九条第一項各号に掲げる事項に関する変更の登記をしなければならない。

登記官は、第一項の場合において、要役地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、当該他の登記所に承役地の分筆の登記をした旨を通知しなければならない。

前項の通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第二項に規定する登記をしなければならない。

（分筆に伴う権利の消滅の登記）

**第一百四条** 法第四十条の規定による権利が消滅した旨の登記は、分筆の登記の申請情報と併せて次に掲げる情報が提供された場合にするものとする。

一 当該権利の登記名義人（当該権利が抵当権である場合において、抵当証券が発行されているときは、当該抵当証券の持人又は裏書人を含む。）が当該権利を消滅させることを承諾したことの登記が承認される情報を併せて当該登記名義人が作成した情報又は当該登記名義人に対する抗争ができる裁判があつたことを証する情報

二 前号の権利を目的とする第三者的権利に関する登記があるときは、当該第三者が承諾したことの登記が承認される情報を併せて当該登記名義人に対する抗争ができる裁判があつたことを証する情報又は当該第三者に對抗することができる裁判があつたことを証する情報

三 第一号の権利が消滅した旨の登記を証する登記があるときは、当該第三者が承諾したことの登記が承認される情報を併せて当該登記名義人に対する抗争ができる裁判があつたことを証する情報又は当該第三者に對抗することができる裁判があつたことを証する情報

四 合筆の登記に係る申請の受付の年月日及び受付番号

五 信託の登記であつて、法第九十七条第一項各号に掲げる登記事項が同一のものがあるときは、当該信託の登記記録に承役地についてする地役権の登記が定する法人識別事項又は第六十五条に規定する国内連絡先事項（以下「法人識別事項等」という。）の登記があるときは、当該法人識別事項等

六 登記官は、要役地についてする地役権の登記記録をする場合において、分筆後の甲土地に地役権が存しないこととなるとき（法第四十条の規定による登記記録を除く。）について準用する。

登記官は、要役地についてする地役権の登記記録をする場合において、乙土地に地役権を分筆する分筆の登記をする場合において、分筆後の甲土地に地役権が存しないこととなるとき（法第四十条の規定による登記記録を除く。）について準用する。

ばならない。この場合には、第一百二条第一項の規定にかかわらず、当該消滅した権利に係る権利に関する登記を乙土地の登記記録に転写することを要しない。

（合筆の登記における表題部の記録方法）

**第一百六条** 登記官は、甲土地を乙土地に合筆する合筆の登記をするときは、乙土地の登記記録の表題部に、合筆後の土地の表題部の登記事項、何番の土地を合筆した旨及び従前の土地の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。

登記官は、前項の場合には、甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、法第四十条の規定により分筆の登記をする場合において、地役権設定の範囲後の甲土地について権利が消滅した旨の登記をするときは、分筆後の甲土地の登記記録の当該権利に関する登記についてする付記登記によつて分筆後の甲土地又は乙土地の登記記録の当該地役権に関する登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

（合筆の登記における権利部の記録方法）

**第一百七条** 登記官は、前条第一項の場合において、合筆前の甲土地及び乙土地が所有権の登記記録がある甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、乙土地に地役権を分筆する分筆の登記を除く。）について準用する。

第三項の規定は、承役地についてする地役権の登記をする場合において、乙土地に地役権が存しないこととなるとき（法第四十条の規定による登記記録を除く。）について準用する。

第三項の規定は、承役地についてする地役権の登記記録がある甲土地から乙土地を分筆する分筆の登記をする場合において、乙土地に地役権を分筆する分筆の登記をするとき（法第四十条の規定による登記記録を除く。）について準用する。

登記官は、要役地についてする地役権の登記記録をする場合において、乙土地に地役権を分筆する分筆の登記をする場合において、乙土地に地役権を分筆する分筆の登記をするとき（法第四十条の規定による登記記録を除く。）について準用する。

三十年法務省令第四十七号）第二条に規定する登録番号が同一のもの

（合筆の登記における表題部の記録方法）

**第一百六条** 登記官は、甲土地を乙土地に合筆する合筆の登記をするときは、乙土地の登記記録の表題部に、合筆後の土地の表題部の登記事項、何番の土地を合筆した旨及び従前の土地の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。

登記官は、前項の場合により地役権の登記を移記すべき場合において、乙土地に登記の目録記録に承役地についてする地役権の登記が記録されることは、乙土地の登記記録の乙区に甲土地の登記記録から当該地役権の登記を移記し、当該移記された地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

登記官は、第一項の場合において、甲土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記があるときは、当該地役権の登記記録から当該地役権の登記を移記し、当該移記された地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

（合筆の登記の制限の特例）

**第一百五十五条** 法第四十一条第六号の合筆後の土地の登記記録に登記することができる権利に関する登記は、次に掲げる登記とする。

（合筆の登記の制限の特例）

**第一百五十六条** 法第四十一条第六号の合筆後の土地の登記記録に登記することができる権利に関する登記は、次に掲げる登記とする。

（合筆の登記の制限の特例）

**第一百五十七条** 登記官は、前項の場合において、乙土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記が定する法人識別事項又は第六十五条に規定する国内連絡先事項（以下「法人識別事項等」という。）の登記があるときは、当該法人識別事項等

一 合併による所有権の登記をする旨

二 所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは、当該所有権の登記名義人ごとの持分

三 甲土地又は乙土地に第百五十六条の四に規定する法人識別事項又は第六十五条の六第六项に規定する国内連絡先事項（以下「法人識別事項等」という。）の登記があるときは、当該法人識別事項等

四 合筆の登記に係る申請の受付の年月日及び受付番号

五 信託の登記であつて、法第九十七条第一項各号に掲げる登記事項が同一のものがあるときは、当該信託の登記記録に承役地についてする地役権の登記が定する法人識別事項又は第六十五条に規定する国内連絡先事項（以下「法人識別事項等」という。）の登記があるときは、当該法人識別事項等

六 登記官は、前項の場合において、乙土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記が定する法人識別事項又は第六十五条に規定する国内連絡先事項（以下「法人識別事項等」という。）の登記があるときは、当該法人識別事項等

三 登記官は、第一項の場合において、甲土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記があるときは、当該地役権の登記記録から当該地役権の登記を移記し、当該移記された地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

登記官は、前項の規定により地役権の登記を移記すべき場合において、乙土地に登記の目録記録に承役地についてする地役権の登記が記録されることは、乙土地の登記記録の乙区に甲土地の登記記録から当該地役権の登記を移記し、当該移記された地役権の登記に当該地役権設定の範囲及び地役権図面番号を記録しなければならない。

（合筆の登記の制限の特例）

**第一百五十八条** 法第四十一条第六号の合筆後の土地の登記記録に登記することができる権利に関する登記は、次に掲げる登記とする。

（合筆の登記の制限の特例）

**第一百五十九条** 登記官は、前項の場合において、乙土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記が定する法人識別事項又は第六十五条に規定する国内連絡先事項（以下「法人識別事項等」という。）の登記があるときは、当該法人識別事項等

一 合併による所有権の登記をする旨

二 所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは、当該所有権の登記名義人ごとの持分

三 甲土地又は乙土地に第百五十六条の四に規定する法人識別事項又は第六十五条の六第六项に規定する国内連絡先事項（以下「法人識別事項等」という。）の登記があるときは、当該法人識別事項等

四 合筆の登記に係る申請の受付の年月日及び受付番号

五 信託の登記であつて、法第九十七条第一項各号に掲げる登記事項が同一のものがあるときは、当該信託の登記記録に承役地についてする地役権の登記が定する法人識別事項又は第六十五条に規定する国内連絡先事項（以下「法人識別事項等」という。）の登記があるときは、当該法人識別事項等

六 登記官は、前項の場合において、乙土地の登記記録に承役地についてする地役権の登記が定する法人識別事項又は第六十五条に規定する国内連絡先事項（以下「法人識別事項等」という。）の登記があるときは、当該法人識別事項等

的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付が同一の承役地にする地役権の登記があるときは、同項の規定にかかるわらず、乙土地の登記記録に甲土地の地番及び甲土地につき同一事項の登記がある旨を記録しなければならない。

5 第百三條 第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

6 登記官は、第一項の場合において、甲土地及び乙土地の登記記録に登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付が同一の担保権の登記があるときは、乙土地の登記記録に当該登記が合筆後の土地の全部に関する旨を付記登記によつて記録しなければならない。

## (分合筆の登記)

第一百八條 登記官は、甲土地の一部を分筆して、これを乙土地に合筆する場合において、分筆の登記及び合筆の登記をするときは、乙土地の登記記録の表題部に、合筆後の土地の表題部の登記事項、何番の土地の一部を合併した旨及び從前の土地の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。この場合には、第六条の規定は、適用しない。

2 登記官は、前項に規定する登記をするときは、甲土地の登記記録の表題部に、残余部分の土地の表題部の登記事項、何番の土地に一部を合併した旨及び從前の土地の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。この場合には、第二項の規定は、適用しない。

3 第百二条 第一百条第一項(承役地についての登記)の登記に係る部分に限る。)、第三百三条、第四百四条及び前条の規定は、第一項の場合について準用する。

二項の規定は、適用しない。

3 第百二条第一項(承役地についての登記)の登記に係る部分に限る。)、第三百三条、第四百四条及び前条の規定は、第一項の場合について準用する。

(土地の滅失の登記)

第一百九條 登記官は、土地の滅失の登記をするとときは、当該土地の登記記録の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

第一百十条 登記官は、前条の場合において、滅失した土地が他の不動産と共に所有権以外の権利の目的であつたとき(その旨が登記記録に記録されている場合に限る。)は、当該他の不動産の登記記録の乙区に滅失した土地の不動産所在事項並びに滅失の原因及び当該土地が滅失したことを記録し、かつ、当該滅失した土地が当

該他の不動産と共に権利の目的である旨の記録における当該滅失した土地の不動産所在事項を抹消する記号を記録しなければならない。

2 登記官は、滅失した土地が他の不動産と共に担保権の目的であつたときは、前項の規定による記録(滅失した土地の不動産所在事項の記録を除く。)は、共同担保目録にしなければならない。

3 登記官は、第一項の場合において、当該他の不動産が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、その旨を当該他の登記所に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第一項及び第二項の規定による登記をしなければならない。

## 第三款 建物の表示に関する登記

(建物)

第一百一一条 建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であつて、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならない。

(家屋番号)

第一百十二条 家屋番号は、地番区域ごとに建物の敷地の地番と同一の番号をもつて定めるものとする。ただし、二個以上の建物が一筆の土地の上に存するとき、一個の建物が二筆以上の土地の上に存するとき、その他特別の事情があるときは、敷地の地番と同一の番号に符号を付す方法その他の方法により、これを定めるものとする。

2 附属建物には、符号を付すものとする。

(建物の種類)

第一百十三条 建物の種類は、建物の主要な用途により、居宅、店舗、寄宿舎、共同住宅、事務所、旅館、料理店、工場、倉庫、車庫、発電所及び変電所に区分して定め、これらに区分に該当しない建物については、これに準じて定めるものとする。

2 以上的用途により建物の種類を定めるものとする。

(区分建物)

第一百四十二条 建物の主な用途が二以上の場合には、当該二以上の用途により建物の種類を定めるものとする。

2 附屬建物には、符号を付すものとする。

(建物の構造)

第一百四十四条 建物の構造は、建物の主要な部分の構成材料、屋根の種類及び階数により、次のように区分して定め、これらの区分に該当しない建物については、これに準じて定めるものとする。

該他の不動産と共に権利の目的である旨の記録における当該滅失した土地の不動産所在事項を抹消する記号を記録しなければならない。

2 登記官は、滅失した土地が他の不動産と共に担保権の目的であつたときは、前項の規定による記録(滅失した土地の不動産所在事項の記録を除く。)は、共同担保目録にしなければならない。

3 登記官は、第一項の場合において、当該他の不動産が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、その旨を当該他の登記所に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第一項及び第二項の規定による登記をしなければならない。

一 構成材料による区分

1 村、字及び土地の地番

2 一棟の建物の構造及び床面積

3 一棟の建物の名称があるときは、その名称

4 前条第一項の規定により記録されている当他の建物の家屋番号を抹消する記号を記録しなければならない。

5 登記官は、前項の場合には、閉鎖建物が属する一棟の建物に属する他の建物の登記記録に記録されている当該閉鎖建物の家屋番号を抹消する記号を記録しなければならない。

6 登記官は、第一項に規定する場合以外の場合において、区分建物である建物の登記記録を閉鎖するときは、閉鎖建物の登記記録及び当該閉鎖建物が属する一棟の建物に属する他の建物の登記記録(閉鎖されたものも含む。)の第一項各号に掲げる事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(表題部に於ける敷地権の記録方法)

第一百五十五条 建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線(区分建物にあつては、壁その他の区画の内側線)で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

(区分建物の家屋番号)

第一百五十六条 区分建物である建物の登記記録の表題部には、建物の表題部の登記事項のほか、当該建物が属する一棟の建物に属する他の建物の家屋番号を記録するものとする。

(区分建物の登記記録の閉鎖)

第一百五十七条 登記官は、区分建物である建物の登記記録を閉鎖する場合において、当該登記記録の閉鎖後においても当該建物(以下この条において「閉鎖建物」という。)が属する一棟の建物の登記記録に記録されていた当該建物の家屋番号を抹消する記号を記録し、変更後又は更正後の家屋番号を記録しなければならない。

(区分建物の登記記録の閉鎖)

第一百五十八条 登記官は、区分建物である建物の登記記録の表題部に記載するときは、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 敷地権の目的である土地に関する次に掲げる事項

2 当該土地を記録する順序に従つて付した符号

3 敷地権の種類

(敷地権である旨の登記)

第一百五十九条 登記官は、法第四十六条の敷地権である旨の登記をするときは、次に掲げる事項を敷地権の目的である土地の登記記録の権利部の相当区に記録しなければならない。

1 敷地権である旨の登記

2 当該敷地権の登記をした区分建物が属する一棟の建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番

3 当該敷地権の登記をした区分建物が属する一棟の建物の構造及び床面積又は当該一棟の建物の名称

4 当該敷地権が一棟の建物に属する一部の建物についての敷地権であるときは、当該一部の建物の家屋番号を要しない。

五 登記の年月日

登記官は、敷地権の目的である土地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、当該他の登記所に前項の規定により記録すべき事項を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、敷地権の目的である土地の登記記録の権利部の相当区に、通知を受けた事項を記録しなければならない。

(合体による登記等)

百二十二条 合体後の建物についての建物の表題登記をする場合において、合体前の建物に所有権の登記がある建物があるときは、合体後の建物の登記記録の表題部に表題部所有者に関する登記事項を記録することを要しない。法第四十九条第一項後段の規定により併せて所有権の登記の申請があつた場合についても、同様とする。

登記官は、前項前段の場合において、表題登記をしたときは、当該合体後の建物の登記記録の甲区に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 合体による所有権の登記をする旨

二 所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは、当該所有権の登記名義人ごとの持分

三 合体前の建物に法人識別事項等の登記があるときは、当該法人識別事項等

四 登記の年月日

3 登記官は、法第四十九条第一項後段の規定により併せて所有権の登記の申請があつた場合において、当該申請に基づく所有権の登記をするときは、前項各号に掲げる事項のほか、第一百五十六条の四に規定する法人識別事項、第一百五十六条の六第一項に規定する国内連絡先事項並びに当該申請の受付の年月日及び受付番号も記録しなければならない。

4 登記官は、合体前の建物について存続登記(令別表の十三の項申請情報欄ハに規定する存続登記をいう。以下この項において同じ。)がある場合において、合体後の建物の持分について当該存続登記と同一の登記をするときは、合体前の建物の登記記録から合体後の建物の登記記録の権利部の相当区に当該存続登記を移記し、その末尾に本項の規定により登記を移記した旨及びその年月日を記録しなければならぬ。

5 法第五十条の規定による権利が消滅した旨の登記は、合体による登記等の申請情報と併せて次に掲げる情報の提供がされた場合にするものとする。

一 当該権利の登記名義人（当該権利が抵当権である場合において、抵当証券が発行されているときは、当該抵当証券の所持人又は裏書人を含む）が当該権利を消滅させることについて承諾したことを証する当該登記名義人が作成した情報又は当該登記名義人に対抗することができる裁判があつたことを証する情報

二 前号の権利を目的とする第三者的権利に関する登記があるときは、当該第三者が承諾したことなどを証する当該第三者が作成した情報又は当該第三者に対する抗争ができる裁判があつたことを証する情報

三 第一号の権利が抵当証券の発行されている抵当権であるときは、当該抵当証券の前項の場合における権利が消滅した旨の登記は、付記登記によつてするものとする。この場合には、第四項の規定にかかわらず、当該消滅した権利に係る権利に関する登記を合体後の建物の登記記録に移記することを要しない。

4 第百二十四条の規定は、敷地権付き区分建物が合体した場合において、合体後の建物につき敷地権の登記をしないときについて準用する。

5 前条の規定は、合体前の二以上の建物がいずれも敷地権付き区分建物であり、かつ、合体後の建物も敷地権付き区分建物となる場合において、合体前の建物のすべての敷地権の割合を合算した敷地権の割合が合体後の建物の敷地権の割合となるときは、適用しない。

6 第百四十四条の規定は、合体前の建物の表題部の登記の抹消について準用する。

（附属建物の新築の登記）

**第一百二十二条** 登記官は、附属建物の新築による建物の表題部の登記事項に関する変更の登記をするときは、建物の登記記録の表題部に、附属建物の符号、種類、構造及び床面積を記録しなければならない。

（区分建物の表題部の変更の登記）

（建物の表題部の変更の登記等により敷地権の登記をする場合の登記）

法第五十三条第二項において準用する第五十一条第五項の法務省令で定める事項は、前項各号に掲げる事項並びに敷地権の登記原因及びその日付とする。

2 第百二十三条 登記官は、建物の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記により新たに敷地権の登記をした場合において、建物についての所有権又は特定担保権（一般的な先取特権、質権又は抵当権をいう。以下この条において同じ。）に係る権利に関する登記があるときは、所有権の登記を除き、当該権利に関する登記についてする付記登記によつて建物のみに関する旨を記録しなければならない。ただし、特定担保権に係る権利に関する登記があつて、当該登記の目的等（登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付をいう。以下この項において同じ。）が当該敷地権についてされた特定担保権に係る権利に関する登記の目的等と同一であるものは、この限りでない。

2 登記官は、前項ただし書の場合には、職権で、当該敷地権についてされた特定担保権に係れる権利に関する登記の抹消をしなければならない。この場合には、敷地権の目的である土地の登記録の権利部の相当区分に本項の規定により抹消する旨及びその年月日を記録しなければならない。

（敷地権の登記の抹消）

2 第百二十四条 登記官は、敷地権付き区分建物について、敷地権であった権利が敷地権でない権利となつたことによる建物の表題部に関する変更の登記をしたときは、当該敷地権の目的であつた土地の登記録の権利部の相当区分に敷地権の変更の登記により敷地権を抹消する旨及びその年月日を記録し、同区の敷地権である旨の登記の抹消をしなければならない。敷地権であつた権利が消滅したことによる建物の表題部に関する変更の登記をしたときも、同様とする。

2 登記官は、前項前段の場合には、同項の土地の登記録の権利部の相当区分に、敷地権であつた権利、その権利の登記名義人の氏名又は名称及び住所、当該登記名義人の法人識別事項等の登記があるときは当該法人識別事項等並びに登記名義人が二人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分を記録し、敷地権である旨

の登記を抹消したことにより登記をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

3 登記官は、前項に規定する登記をすべき場合において、敷地権付き区分建物の登記記録に特定登記（法第五十五条第一項に規定する特定登記）をいう。以下同じ。）があるときは、当該敷地権付き区分建物の登記記録から第一項の土地の登記記録の権利部の相当区にこれを転写しなければならない。

4 登記官は、前項の場合において、第一項の土地の登記記録の権利部の相当区に前項の規定により転写すべき登記に後れる登記があるときは、同項の規定にかかるわらず、新たに当該土地の登記記録を作成した上、当該登記記録の表題部に従前の登記記録の表題部にされていた登記を移記するとともに、権利部に、権利の順序に従つて、同項の規定により転写すべき登記を転写し、かつ、従前の登記記録の権利部にされたいた登記を移記しなければならない。この場合には、従前の登記記録の表題部及び権利部による項の規定により登記を移記した旨及びその年月日を記録し、従前の登記記録を閉鎖しなければならない。

5 登記官は、前二項の規定により土地の登記記録の権利部の相当区に登記を転写し、又は移記したときは、その登記の末尾に第三項又は第四項の規定により転写し、又は移記した旨を記録しなければならない。

6 登記官は、第三項の規定により転写すべき登記が、一般的の先取特權、質権又は抵当権の登記であるときは、共同担保目録を作成しなければならない。この場合には、建物及び土地の各登記記録の転写された権利に係る登記の末尾に新たに作成した共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

7 前項の規定は、転写すべき登記に係る権利について既に共同担保目録が作成されていなかった場合には、適用しない。この場合において、登記官は、当該共同担保目録の従前の敷地権付き区分建物を目的とする権利を抹消する記号を記録し、敷地権の消滅後の建物及び土地を目的とする権利を記録して、土地の登記記録の当該権利の登記の末尾に当該共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。

8 登記官は、第一項の変更の登記をした場合において、敷地権の目的である土地が他の登記所による管轄区域内にあるときは、遅滞なく、当該他登記記録の年月日を記録しなければならない。

の登記所に同項の登記をした旨及び第二項又は第三項の規定により記録し、又は転写すべき事項を通知しなければならない。

前項の通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、第一項から第七項までに定める手続をしなければならない。

第六条後段の規定は、第四項の規定により登記を移記する場合について準用する。

(特定登記に係る権利の消滅の登記)

特定登記に係る権利が消滅した場合の登記は、敷地権の変更の登記の申請情報と併せて次に掲げる情報が提供された場合にするものとする。

当該権利の登記名義人、当該権利が抵当権である場合において、抵当証券が発行されているときは、当該抵当証券の所持人又は裏書人を含む。)が当該権利を消滅させることを承諾したことを証する当該登記名義人が作成した情報又は当該登記名義人に対抗することができる裁判があつたことを証する情報

二 前号の権利を目的とする第三者の権利に関する登記があるときは、当該第三者が承諾したことと証する当該第三者が作成した情報又は当該第三者に対抗することができる裁判があつたことを証する情報

三 第一号の権利が抵当証券の発行されている抵当権であるときは、当該抵当証券

前項の場合における特定登記に係る権利が土地について消滅した旨の登記は、付記登記によつてするものとする。この場合には、前条第三項の規定にかかわらず、当該消滅した旨の登記を土地の登記記録に転写することを要しない。

第一項の場合における特定登記に係る権利が建物について消滅した旨の登記は、付記登記によつてするものとする。この場合には、登記の年月日及び当該権利に関する登記を抹消する記号を記録しなければならない。

前三項の規定は、法第五十五条第二項から第四項までの規定による特定登記に係る権利が消滅した場合の登記について準用する。

(敷地権の不存在による更正の登記)

登記官は、敷地権の不存在を原因とする建物の表題部に関する更正の登記をしたときは、その権利の目的である土地の登記記録の権利部の相当区に敷地権の更正の登記により敷地権を抹消する旨及びその年月日を記録し、

同区の敷地権である旨の登記の抹消をしなければならない。

登記官は、前項の場合において、法第七十三条第一項本文の規定により敷地権の移転の登記としての効力を有する登記があるときは、前項の全部を転写しなければならない。

第六条第三項から第十項までの規定は、前項の場合は、前項の場合について準用する。

(建物の分割の登記における表題部の記録方法)

登記官は、甲建物からその附属建物を分割して乙建物とする建物の分割の登記をするときは、乙建物について新たに登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に家屋番号何番の建物から分分割した旨を記録しなければならぬ。

登記官は、前項の場合には、区分前の甲建物の登記記録の表題部に家屋番号何番及び何番の建物の登記記録に移記した旨並びに從前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならぬ。

(建物の分割の登記における表題部の記録方法)

登記官は、甲建物と乙建物とする建物の区分の登記をするときは、乙建物について新たに登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に家屋番号何番及び何番の建物の登記記録を作成し、これに家屋番号何番の建物から分分割した旨を記録しなければならぬ。

登記官は、前項の場合には、甲建物の登記記録の表題部に、家屋番号何番の建物に分割した旨及び分割した附属建物を抹消する記号を記録しなければならない。

登記官は、第一項の場合において、分割により不動産所在事項に変更が生じたときは、変更後の不動産所在事項、分割により変更した旨及び変更前の不動産所在事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(建物の区分の登記における権利部の記録方法)

登記官は、前条第一項の場合には、甲建物と乙建物を区分した旨及び從前の建物の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。

(建物の区分の登記における権利部の記録方法)

登記官は、前条第一項の場合には、甲建物の登記記録の表題部に、残余部分の建物の表題部の登記事項、家屋番号何番の建物を区分した旨及び從前の建物の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。

登記官は、前項の場合には、甲建物の登記記録の表題部に、残余部分の建物の表題部の登記事項、家屋番号何番の建物を区分した旨及び從前の建物の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。

(建物の区分の登記における権利部の記録方法)

登記官は、第一項の場合には、甲建物の登記記録の表題部に、家屋番号何番の建物に合併した旨及び從前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならぬ。

登記をするときは、区分後の各建物について新たに登記記録を作成し、各登記記録の表題部に、附属合併後の建物番号何番の建物から区分した旨を記録しなければならない。

登記官は、前項の場合において、附属合併の登記記録の表題部に家屋番号何番の建物に合併した旨及び從前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならぬ。

(区分合併の登記における表題部の記録方法)

登記官は、第一項の場合には、甲建物の登記記録の表題部に、家屋番号何番の建物に合併した旨及び從前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(建物の区分の登記における権利部の記録方法)

登記官は、前条第一項の場合には、甲建物を乙建物又は乙建物の附属建物に合併する建物の合併(乙建物又は乙建物の附属建物が甲建物と接続する区分建物である場合に限る。以下「区分合併」という。)に係る建物の合併の登記をするときは、乙建物の登記記録の表題部に、乙建物又は乙建物の附属建物に合併した旨及び從前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならぬ。

(建物の区分の登記における権利部の記録方法)

登記官は、前項に規定する場合には、甲建物の登記記録の表題部に家屋番号何番の建物に合併した旨及び從前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならぬ。

(建物の合併の登記の制限の特例)

登記官は、第一項の規定にかかるわらず、区分の規定は、前条第三項の場合における権利に関する登記について準用する。

第一項の規定は、前条第一項の規定により当百二十三条の規定は、前条第一項の規定による建物の区分の登記をした場合において、区分後の建物が敷地権付き区分建物となるときにについて準用する。

(建物の合併の登記の制限の特例)

登記官は、第一項の規定にかかるわらず、区分の規定は、前条第三項の場合における権利に関する登記について準用する。

(建物の区分の登記における表題部の記録方法)

登記官は、第一項の規定にかかるわらず、区分の規定は、前条第三項の場合における権利に関する登記について準用する。

う。に係る建物の合併をするときは、乙建物の登記記録の表題部に、附属合併後の建物の表題部の登記事項及び家屋番号何番の建物を合併した旨を記録しなければならない。

登記官は、前項の場合において、附属合併の登記記録の表題部に家屋番号何番の建物に合併した旨及び從前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならぬ。

(建物の合併の登記の制限の特例)

登記官は、第一項の規定にかかるわらず、区分の規定は、前条第三項の場合における権利に関する登記について準用する。

第一項の規定は、前条第一項の規定により当百二十三条の規定は、前条第一項の規定による建物の区分の登記をした場合において、区分後の建物が敷地権付き区分建物となるときにについて準用する。

(建物の合併の登記の制限の特例)

登記官は、第一項の規定にかかるわらず、区分の規定は、前条第三項の場合における権利に関する登記について準用する。

第一項の規定は、前条第一項の規定により当百二十三条の規定は、前条第一項の規定による建物の区分の登記をした場合において、区分後の建物が区分合併後の建物の表題部の登記事項及び合併において、区分合併後の建物が区分建物でないときは、区分合併後の乙建物について新たに登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に区分合併前の乙建物に合併した旨及び合併により家屋番号何番の建物を合併した旨、合併により家屋番号何番の建物の登記記録から移記した旨を記録しなければならない。

(建物の合併の登記の制限の特例)

登記官は、前項の場合には、区分合併前の乙建物の登記記録の表題部に家屋番号何番の建物に合併した旨及び從前の建物の表題部の登記事項及び合併により家屋番号何番の建物の登記記録から移記した旨及び乙建物についての登記記録に記録しなければならぬ。

(建物の合併の登記の制限の特例)

登記官は、第一項の規定にかかるわらず、区分の規定は、前条第三項の場合における権利に関する登記について準用する。

(建物の合併の登記の制限の特例)

登記官は、第一項の規定にかかるわらず、区分の規定は、前条第三項の場合における権利に関する登記について準用する。

(建物の合併の登記の制限の特例)

(建物の合併の登記における権利部の記録方法)

**第一百三十四条** 第百七条第一項及び第六項の規定は、建物の合併の登記について準用する。

2 登記官は、前条第三項の場合において、区分合併前のすべての建物に第百三十一条に規定する登記があるときは、同項の規定により区分合併後の建物について新たに作成した登記記録の乙区に当該登記を移記し、当該登記が合併後の建物の全部に関する旨を付記登記によって記録しなければならない。

3 第百二十四条の規定は、区分合併に係る建物の合併の登記をする場合において、区分合併後の建物が敷地権のない建物となるときについて準用する。

(建物の分割及び附属合併の登記における表題部の記録方法)

**第一百三十五条** 登記官は、甲建物の登記記録から甲建物の附属建物を分割して、これを乙建物の附属建物としようとする場合において、建物の分割の登記及び建物の合併の登記をするときは、乙建物の登記記録の表題部に、附属合併後の建物の表題部及び家屋番号何番の建物から合併した旨を記録しなければならない。この場合には、第百三十二条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

2 登記官は、前項の場合には、甲建物の登記記録の表題部の登記事項及び家屋番号何番の建物から合併した旨を記録しなければならない。この場合には、第百二十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(建物の分割及び区分合併の登記における表題部の記録方法)

**第一百三十六条** 登記官は、甲建物の登記記録から甲建物の附属建物(区分建物に限る)を分割して、これを乙建物又は乙建物の附属建物に合併しようとする場合(乙建物又は乙建物の附属建物が甲建物の附属建物と接続する区分建物である場合に限る)において、建物の分割の登記及び建物の合併の登記をするときは、乙建物の登記記録の表題部に、区分合併後の建物の表題部の登記事項、家屋番号何番の一部を合併した旨及び從前の建物の表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。この場合には、第百三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 前条の場合にあっては、甲建物の登記記録から甲建物の附属建物を分割して、これを乙建物の附属建物としようとする場合において、区分合併後の乙建物が区分建物となるときの登記記録の表題部の記録方法について準用する。

(建物の区分及び附属合併の登記における表題部の記録方法)

**第一百三十七条** 第百三十五条第一項の規定は、甲建物を区分してその一部を乙建物の附属建物としようとする場合において、建物の区分の登記及び附属合併の登記をするときにおける乙建物の登記記録の表題部の記録方法について準用する。

**第一百三十八条** 登記官は、第一項の場合は、甲建物が区分建物でない建物であつたときは、区分後の甲建物について新たに登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に家屋番号何番の建物から区分した旨を記録するとともに、区分前の甲建物の登記記録に区分及び合併によつて家屋番号何番及び何番の建物の登記記録を移記し、当該登記記録の表題部に家屋番号何番の建物から区分した旨を記録するとともに、区分前の甲建物について新たに登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に同項の規定により登記記録を作成した旨並びに従前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。この場合には、第百二十九条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

3 登記官は、第一項の場合において、区分前の甲建物が区分建物であったときは、甲建物の登記記録の表題部に、残余部分の建物の表題部の登記事項を抹消する旨及び従前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

4 登記官は、第一項の場合には、変更前の建物の登記記録の表題部に同項の規定により登記を移記した旨及び従前の建物の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

(建物の区分及び区分合併の登記における表題部の記録方法)

**第一百三十九条** 第百三十六条第一項の規定は、甲建物を区分して、その一部を乙建物又は乙建物の附属建物を合併しようとする場合(乙建物又は乙建物の附属建物が甲建物の附属建物と接続する区分建物である場合に限る)において、建物の分割の登記及び建物の合併の登記における表題部の登記事項の変更部分を抹消する記号を記録しなければならない。この場合には、第百二十九条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

**第一百四十条** 登記官は、法第五十二条第一項及び第三項に規定する表題部の登記事項に関する変更の登記をするときは、当該変更の登記に係る区分建物である建物について新たに登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に本項の規定により登記を移記した旨を記録しなければならない。

**第一百四十二条** 登記官は、法第五十二条第一項及び第三項に規定する表題部の登記事項に関する変更の登記をするときは、当該変更の登記に係る区分建物である建物について新たに登記記録を作成し、当該登記記録の表題部に本項の規定により登記を移記した旨を記録しなければならない。

(建物の滅失の登記)

**第一百四十四条** 登記官は、建物の滅失の登記をするときは、当該建物の登記記録の表題部の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

**第一百四十五条** 第百二十四条第一項から第五項まで及び第八項から第十項までの規定は、敷地権付き区分建物の滅失の登記をする場合について準用する。

**第一百四十六条** 第百二十四条第六項及び第七項の規定は、前項の場合において、当該敷地権付き区分建物の登記記録の表題部に、当該敷地権付き区分建物の登記事項を抹消する記号を記録し、当該登記記録を閉鎖しなければならない。

**第一百四十七条** 登記官は、権利部の相当区に権利に関する登記をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、権利に関する登記の登記事項のうち、登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付のほか、新たに登記すべきものを記録しなければならない。

(権利部の登記)

**第一百四十八条** 登記官は、権利部の相当区に権利に関する登記をする場合には、法第十五章第五十八条第一項各号に掲げる登記事項があるときは、乙建物の登記記録に当該登記事項を転写しなければならない。

(共用部分である旨の登記)

**第一百四十九条** 登記官は、共用部分である旨の登記若しくは団地共用部分である旨の登記がある甲建物からその附属建物を分割して乙建物とするときは、所有権の登記がない建物があつては表題部所有者に関する登記事項を抹消する記号を記録し、所有権の登記がある建物があつては権利に関する登記の抹消をしなければならない。

**第一百五十条** 登記官は、共用部分である旨の登記若しくは団地共用部分である旨の登記がある甲建物からその附属建物を分割して乙建物とするときは、権利部の相当区に登記事項を記録する建物の分割の登記をし、又は当該甲建物を区分して甲建物と乙建物とする建物の区分の登記をする場合において、甲建物の登記記録に当該登記事項があるときは、乙建物の登記記録に当該登記事項を転写するための符号を付さなければならない。

3 令第二条第八号の順位事項は、順位番号及び前項の符号とする。

(付記登記の順位番号)

第百四十八条 付記登記の順位番号を記録するとときは、主登記の順位番号に付記何号を附加する方法により記録するものとする。

(権利の消滅に関する定めの登記)

第百四十九条 登記官は、登記の目的である権利の消滅に関する定めの登記をした場合において、当該定めにより権利が消滅したことによる登記の抹消その他の登記をするときは、当該権利の消滅に関する定めの登記の抹消をしなければならない。

(権利の変更の登記又は更正の登記)

第百五十条 登記官は、権利の変更の登記又は更正の登記をするときは、変更前又は更正前の事項を抹消する記号を記録しなければならない。

(登記の更正)

第百五十二条 登記官は、法第六十七条第二項の規定により登記の更正をするときは、同項の許可をした者の職名、許可の年月日及び登記の年月日を記録しなければならない。

(登記の抹消)

第百五十三条 登記官は、権利の登記の抹消をするときは、抹消の登記をするとともに、抹消すべき登記を抹消する記号を記録しなければならない。

(2) 登記官は、前項の場合において、抹消に係る権利を目的とする第三者の権利に関する登記があるときは、当該第三者の権利に関する登記の抹消をしなければならない。この場合には、当該権利の登記の抹消をしたことにより当該第三者的権利に関する登記の抹消をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

(法第七十条第二項の相当の調査)

第百五十四条 法第七十条第二項の法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる措置をとる方法とする。

(1) 登記義務者が記録されている住民基本台帳、除票簿、戸籍簿、除籍簿、戸籍の調査として次の(1)から(5)までに掲げる措置

(1) 登記義務者が記録されている住民基本

附票又は戸籍の附票の除票簿（以下この条において「住民基本台帳等」という。）を備えると思料される市町村の長に対する登記義務者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書、除票の写し又は除票記載事項証明書、戸籍及び除かれた戸籍の賃本又は全部事項証明書並びに戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し

(以下この条において「住民票の写し等」という。)の交付の請求

(1) の措置により登記義務者が記録された戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する登記義務者の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の賃本又は全部事項証明書の交付の請求

(2) の措置により登記義務者が相続人が判明した場合には、当該相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する当該相続人の戸籍及び除かれた戸籍の賃本又は全部事項証明書の交付の請求

(3) の措置により登記義務者が合併(1)に掲げる措置

イの措置により法人の登記簿を備えると

思料される登記所の登記官に対する登記義務者の登記事項証明書の交付の請求

(2) の措置により登記義務者が合併(1)の措置により登記義務者が合併(1)に掲げる措置

イの措置により法人の登記簿に共同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者(共

同して登記の抹消の申請をすべき者が合併(1)に掲げる措置

ハの措置により法人の登記簿に共同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者(共

同して登記の抹消の申請をすべき者が合

同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者(共

同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者(共

同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者(共

同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者(共

同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者(共

同して登記の抹消の申請をすべき者の代表者(共

(2) イの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付

(1) 共同して登記の抹消の申請をすべき者の法人の登記簿上の代表者の住所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付

(2) イ及びロの措置により当該代表者が所

在すると思料される場所が判明した場合

には、その場所に宛ててする当該代表者に対する書面の送付

(職権による登記の抹消)

(1) 登記官は、法第七十一条第四項の規定により登記の抹消をするときは、登記記録にその事由を記録しなければならない。

(2) 法第七十一条第二項の公告は、抹消すべき登記が登記された登記所の掲示場その他登記所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う方法又は登記所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報の記録する方法であつてインターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五)に規定する自動公衆送信装置をいう。第二百七十七条第一項(第二百三十二条第五項、第二百四十四条第四項、第二百四十五条第四項及び第二百四十六条第二項において準用する場合を含む。)において同じ。)を使用する方法により二週間間行うものとする。

(抹消された登記の復活)

(1) 登記官は、抹消された登記の回復をするときは、回復の登記をした後、抹消に係る登記と同一の登記をしなければならない。

(敷地権の登記がある建物の権利に関する登記)

(2) 登記官は、法第七十三条第三項ただし書に規定する登記をしたときは、当該登記に付記する方法により、当該登記が建物のみに関する旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

(第二款 所有权に関する登記)

二 消の申請をすべき者の代表者が判明した場合は、当該代表者の所在の調査として書面の送付

イ及びロの措置により共同して登記の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛ててする当該者に対する書面の送付

る所有権の登記名義人の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 会社法人等番号を有する法人 当該法人の会社法人等番号

二 会社法人等番号を有しない法人であつて、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この号において同じ。）の法令に準拠して設立されたもの 当該外国の名称

三 前二号のいずれにも該当しない法人 当該法人の設立の根拠法の名称

（法人識別事項を申請情報の内容とする登記の添付情報）

**第一百五十六条の三** 前条第二号又は第三号に定める事項を申請情報の内容とする登記の申請をする場合には、当該事項を証する情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。（法人識別事項の変更の登記又は更正の登記）

**第一百五十六条の四** 第百五十六条の二各号に定める事項（第百五十七条第三項、第一百九十六条第一項第四号及び第一百九十八条第一項において「国内連絡先事項」）に関する変更の登記又は更正の登記は、所有権の登記名義人が単独で申請することができる。（法人識別事項（「国内連絡先事項」という。）に関する変更の登記）

**第一百五十六条の五** 法第七十三条の二第一項第二号の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 所有権の登記名義人の国内における連絡先となる者（以下この条、次条第一項及び第一百五十六条の八第一項において「国内連絡先となる者」という。）があるときは、次に掲げる事項

イ 国内連絡先となる者（一人に限る。）の氏名又は名称並びに国内の住所又は国内の営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在地及び名称

ロ 国内連絡先となる者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社（国内連絡先事項の添付情報）

**第一百五十六条の六** 前条各号に掲げる事項（次条一百五十七条第三項において「国内連絡先事項」という。）を申請情報の内容とする登記をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報を併せて提供しなければならない。

一 国内連絡先となる者があるときは、次に掲げる情報

イ 前条第一号イに掲げる事項を証する情報

ロ 国内連絡先となる者の承諾を証する当該（法人識別事項を申請情報の内容とする登記の添付情報）

**第一百五十六条の三** 前条第二号又は第三号に定める事項を申請情報の内容とする登記の申請をする場合には、当該事項を証する情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。（法人識別事項の変更の登記又は更正の登記）

**第一百五十六条の四** 第百五十六条の二各号に定める事項（第百五十七条第三項、第一百九十六条第一項第四号及び第一百九十八条第一項において「国内連絡先事項」）に関する変更の登記又は更正後の国内連絡先事項についての前条第一項各号に掲げる情報を提供しなければならない。（この場合においては、前条第二項の規定を準用する。）

**第一百五十六条の五** 第百五十六条の五第一号に掲げる事項についての変更の登記又は更正の登記は、国内連絡先となる者として登記されている者も単独で申請することができます。

**二** 前項の規定により登記を申請する場合には、所有権の登記名義人の承諾を証する当該所有権の登記名義人が作成した情報をもその申請情報と併せて提供しなければならない。

**三** 令第十二条第二項の規定は電子申請においての登記名義人の住所の変更の登記又は更正の登記を適用しない。

**四** 第十九条の規定は同項の承諾をもその申請情報を載した書面については、適用しない。

**第五百五十六条の八** 第百五十六条の五第一号に掲げる事項についての変更の登記又は更正の登記は、表題部に所有権の登記をするために登記をする旨を記録するものとする。

**四** 第一項の登記を申請する場合には、令別表の二十五の項添付情報欄イの規定にかかわらず、登記原因を証する情報を提供することを要しない。

**五** 第百五十六条の八第一項において「国内連絡先となる者」という。があるときは、次に掲げる事項

イ 国内連絡先となる者（一人に限る。）の氏名又は名称並びに国内の住所又は国内の営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在地及び名称

ロ 国内連絡先となる者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社（国内連絡先事項の添付情報）

**第一百五十六条の九** 前条各号に掲げる事項（次条一百五十七条第三項において「国内連絡先事項」という。）を申請情報の内容とする登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報を併せて提供しなければならない。

**五百五十六条の九** 登記官は、国内連絡先事項が登記されている所有権の登記名義人の住所についての変更の登記又は更正の登記をする場合において、変更後又は更正後の住所が国内にある

ときは、当該国内連絡先事項を抹消する記号を記録しなければならない。

（表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記）

**第一百五十七条** 法第七十五条（法第七十六条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の法務省令で定めるものは、表示に開示する登記事項のうち次に掲げる事項以外の事項とする。

一 国内連絡先となる者が作成した情報

二 国内連絡先となる者がないときは、前条第一号ロに掲げる事項を証する情報

三 前項第一号ロに掲げる情報を記載した書面に証明書に代えてこれに準ずる印鑑に関する証明書を添付することができる。（国内連絡先事項の変更の登記又は更正の登記）

四 法第七十九条第二項に規定する印鑑に関する事項を申請情報の内容とする登記の申請をする場合には、令第十九条第二項に規定する印鑑に関する事項の登記又は更正の登記

五 法第七十六条第二項に規定する印鑑に関する事項を申請情報の内容とする登記の申請をする場合には、令第十九条第二項に規定する印鑑に関する事項の登記又は更正の登記

六 相続人申告事項の更正の登記 相続人申告事項に誤認又は遺漏があつた場合に当該相続人申告事項を訂正する登記をいう。

七 相続人申告登記の抹消 相続人申告登記を抹消することをいう。

八 相続人申出等 相続人申出、相続人申告事項の変更若しくは更正の申出又は相続人申告登記の抹消の申出をいう。

九 相続人申告登記等 相続人申告登記、相続人申告事項の変更の登記、相続人申告事項の更正の登記又は相続人申告登記の抹消をいう。

一 相続人電子申出 第百五十八条の四第一号に掲げる方法による相続人申出等をいう。

十 相続人申出等 次条第一項各号、第二百五十八条の十九第一項各号又は第二百五十九号に掲げる方法による相続人申出等をいう。

十一 相続人書面申出 第百五十八条の四第二号に掲げる方法による相続人申出等をいう。

十二 相続人申出等 次条第一項各号、第二百五十八条の十九第一項各号又は第二百五十九号に掲げる方法による相続人申出等をいう。

十三 相続人申出等 次条第一項各号又は第二百五十九号に掲げる方法による相続人申出等を記載した書面をいう。

十四 相続人申出等添付情報 相続人申出等を記載する場合において、この款の規定によりその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならないものとされている情報をいいう。

十五 相続人申出等添付書面 相続人申出等添付情報を記載した書面をいう。

十六 相続人申出等添付書面 相続人申出等添付情報を記載した書面をいう。

十七 相続人申出等添付書面 相続人申出等添付情報を記載した書面をいう。

十八 相続人申出等添付書面 相続人申出等添付情報を記載した書面をいう。

十九 相続人申出等添付書面 相続人申出等添付情報を記載した書面をいう。

二十 相続人申出等添付書面 相続人申出等添付情報を記載した書面をいう。

二十一 相続人申出等添付書面 相続人申出等添付情報を記載した書面をいう。

二十二 相続人申出等添付書面 相続人申出等添付情報を記載した書面をいう。

<b>第一百五十八条の二</b> この款、第二百五十八条の三及び第二百五十八条の三十七において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	一 一 申出人の氏名及び住所
	二 二 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
三 三 相続人申出等の目的	三 三 申出の目的
	四 四 前項第四号の規定にかかる不動産番号を相続人申出等情報の内容としたときは、同号に掲げる事項を相続人申出等情報を記載する
四 四 相続人申告事項 法第七十六条の三第三項の規定により所有権の登記に付記する事項を	一 一 事項を明確にしてしなければならない。
	二 二 申出に係る不動産の不動産所在事項
五 五 相続人申告登記 法第七十六条の三第三項の規定により所有権の登記に付記する事項を	三 三 申出等においては、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を相続人申出等の
	四 4 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

二 相続人申出等添付情報の表示	三 申出の年月日
四 登記所の表示	(相続人申出等の方法)
第五十八条の四 相続人申出等は、次に掲げる方法のいずれかにより、相続人申出等情報を登記所に提供してしなければならない。	(相続人申出等の方法)
一 電子情報処理組織を使用する方法	(相続人申出書を提出する方法)
二 相続人申出書を提出する方法	(相続人申出等情報の作成及び提供)
（相続人申出等情報についての特例等）	（相続人申出等添付書面を提出する場合についての特例等）
第一百五十八条の五 相続人申出等情報は、申出の目的及び登記原因に応じ、一つの不動産及び申出人ごとに作成して提供しなければならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。	第一百五十八条の九 前条第一項ただし書の規定により相続人申出等添付書面を提出するときは、相続人電子申出において相続人申出等添付書面を提出する旨及び各相続人申出等添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも相続人申出等情報を登記所に規定する場合についての特例等

第一百五十八条の六 第一百五十八条の二十三第一項第四号及び第五号に掲げる事項が同一である相続人の氏名又は住所についての変更又は更正の申出をするとき。	三百五十九条の十 申出をした封筒の表面に相続人申出等添付書面入れた封筒の表面を登記所に提出する旨及び各相続人申出等添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも相続人申出等情報を登記所に規定する場合についての特例等
（相続人申出等添付情報）	（相続人申出等添付情報）
第一百五十八条の七 第三百五十九条及び第三百五十九条の二十三第一項第四号及び第五号に掲げる事項が同一である相続人申告登記の抹消の申出をするとき。	三百五十九条の十一 申出をした封筒の表面に相続人申出等添付書面を入れた封筒の表面を登記所に提出する旨及び各相続人申出等添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも相続人申出等情報を登記所に規定する場合についての特例等
（相続人申出等添付情報の省略等）	（相続人申出等添付情報の省略等）
第一百五十八条の八 第三百五十九条及び第三百五十九条の二の規定は、相続人申出等をする場合について準用する。	三百五十九条の十二 第五百四十四条の規定は、相続人申出等添付書面を提出する旨及び各相続人申出等添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも相続人申出等情報を登記所に規定する場合についての特例等
（相続人電子申出の方法）	（相続人電子申出の方法）
第一百五十八条の八 相続人電子申出における相続人申出等情報及び相続人申出等添付情報は、法務大臣の定めるところにより送信しなければならない。ただし、相続人申出等添付情報の送信に代えて、登記所に相続人申出等添付書面を提出することを妨げない。	三百五十九条の十三 第五百五十五条の規定は、相続人申出等添付書面を提出した申出人について準用する。
（相続人申出等添付情報）	（相続人申出等添付情報）
第一百五十八条の九 第三百五十九条及び第三百五十九条の二の規定は、相続人申出等をする場合について準用する。	三百五十九条の十四 登記官は、第三百五十九条の二の規定により相続人申出等情報を登記所に提出されたときは、当該相続人申出等情報を登記所に記録する方法によりしなければならない。
（相続人申出等添付情報）	（相続人申出等添付情報）
第一百五十八条の十 第三百五十九条第一項ただし書の規定により提出するに必要な事項	三百五十九条の十五 第五百五十七条の規定は、相続人申出等添付書面を提出されたときは、当該相続人申出等情報を登記所に記録する方法により准用する。
（相続人書面申出の方法）	（相続人書面申出の方法）
第一百五十八条の十一 第三百五十九条第一項ただし書の規定により提出するに必要な事項	三百五十九条の十六 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、相続人申出等を却下しなければならない。ただし、当該相続人申出等の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。
（相続人申出書等の送付方法）	（相続人申出書等の送付方法）

第一百五十八条の十二 第三百五十九条及び第三百五十九条の二の規定は、前項の規定により送信する相続人申出等添付情報（第三百五十八条の六に規定する代理人の権限を証する情報を除く。）について準用する。	三百五十九条の十七 第五百五十九条第一項及び第二項の規定は、相続人申出等について準用する。同条第三項中「書面申請がされた」とあるのは、「相続人申出等添付書面が提出された」と読み替えるものとする。
（相続人申出等の却下）	（相続人申出等の却下）
第一百五十八条の十三 第三百五十九条及び第三百五十九条の二の規定は、相続人申出等を却下しなければならない。ただし、当該相続人申出等の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。	三百五十九条の十八 登記官は、相続人申告登記等を完了したときは、申出人に対し、職権による登記が完了した旨を通知しなければならない。この場合において、申出人が二人以上あるときは、その一人に通知すれば足りる。
（相続人申出書等の送付方法）	（相続人申出書等の送付方法）
第一百五十八条の十四 第三百五十九条及び第三百五十九条の二の規定は、相続人申出等を却下しなければならない。ただし、当該相続人申出等の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。	三百五十九条の十九 第五百五十九条第一項第一号に規定する中間相続人に係るもの(除く)が既に登記されているとき。
（相続人申出等添付書面を登記所に提出する旨及び各相続人申出等添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも相続人申出等情報を登記所に規定する場合についての特例等）	三百五十九条の二十 第五百四十四条の規定は、相続人申出等添付書面を提出する旨及び各相続人申出等添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも相続人申出等情報を登記所に規定する場合についての特例等
（受領証の交付の請求）	（受領証の交付の請求）
（相続人申出等添付書面の原本の還付請求）	（相続人申出等添付書面の原本の還付請求）
第一百五十八条の十一 第五百四十四条の規定は、相続人申出等添付書面を提出する旨及び各相続人申出等添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも相続人申出等情報を登記所に規定する場合についての特例等	三百五十九条の二十一 第五百四十四条の規定は、相続人申出等添付書面を提出する旨及び各相続人申出等添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも相続人申出等情報を登記所に規定する場合についての特例等
（相続人申出等添付書面を登記所に提出する旨及び各相続人申出等添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも相続人申出等情報を登記所に規定する場合についての特例等）	三百五十九条の二十二 第五百四十四条の規定は、相続人申出等添付書面を提出する旨及び各相続人申出等添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも相続人申出等情報を登記所に規定する場合についての特例等

3 第一項の通知は、次の各号に掲げる相続人申出等の区分に応じ、当該各号に定める方法による。

一 相続人電子申出 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知事項（職権による登記が完了した旨及び前項各号に掲げる事項をいう。以下この条において同じ。）を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申出人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 相続人書面申出 通知事項を記載した書面を交付する方法

3 送付の方法により通知事項を記載した書面の交付を求める場合には、申出人は、その旨及び送付先の住所を相続人申出等情報の内容としなければならない。

4 送付の方法により通知事項を記載した書面を交付する場合に、第一項の規定にかかるらず、申出人に対し、職権による登記が完了した旨の通知をすることを要しない。

5 第五百五十七条から第九項までの規定は、送付の方法により通知事項を記載した書面を交付する場合について準用する。

6 登記官は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定により通知する。

（相続人申出において明らかにすべき事項等）

第一百五十八条の十九 相続人申出においては、次に掲げる事項をも明らかにしてしなければならない。

一 所有権の登記名義人（申出人が登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から三十日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知事項を記録しないとき。）

二 第三项第二号に規定する方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から三十日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知事項を記録しないとき。

（相続人申告登記）

第一百五十八条の二十 相続人申出をする場合においては、次に掲げる事項をも明らかにしてしなければならない。

一 中間相続人の氏名及び最後の住所（当該事項が既に所有権の登記に付記されたときは、この限りを除く。）

二 所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、当該相続人（以下この款において「中間相続人」という。）の相続人である旨）

三 所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）について相続が開始した年月日

（相続人申告登記）

第一百五十八条の二十一 相続人申告登記においては、次に掲げる事項をも明らかにしてしなければならない。

一 中間相続人の氏名及び最後の住所（当該事項が既に所有権の登記に付記されたときは、この限りを除く。）

二 所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者である旨）

三 所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）について相続が開始した年月日

（相続人申告登記）

第一百五十八条の二十二 相続人申告登記においては、次に掲げる事項をも明らかにしてしなければならない。

一 中間相続人の氏名及び最後の住所（当該事項が既に所有権の登記に付記されたときは、この限りを除く。）

二 氏名の振り仮名（日本の国籍を有しない者においては、氏名の表音をローマ字で表示したもの）

三 前項第三号に掲げる事項を相続人申告等情報の内容とするときは、次に掲げる情報

イ 中間相続人が所有権の登記名義人の相続人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

（相続人申告登記）

第一百五十八条の二十三 法第七十六条の三第三項に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登記の目的

二 登記の受付の年月日及び受付番号

三 登記原因及びその日付

（相続人申告登記）

第一百五十八条の二十四 法第七十六条の三第三項に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登記の目的

二 登記の受付の年月日及び受付番号

三 登記原因及びその日付

四 所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）について相続が開始した年月日

（相続人申告登記）

第一百五十八条の二十五 前条第一項の規定による登記の目的の登記の受付の年月日及び受付番号の写し又は法定相続情報一覧図の写し又は当該法定相続情報番号の提供をもつて、前条第二項第一号又は第三号イに掲げる情報の提供に代えることができる。ただし、法定相続情報番号を提供する場合にあっては、登記官が法定相続情報番号を提供をもつて、前条第二項第一号又は第三号ロに掲げる情報の提供に代えることができる。

（相続人申告登記）

第一百五十八条の二十六 法第七十六条の三第三項に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登記の目的

二 登記の受付の年月日及び受付番号

三 登記原因及びその日付

四 所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）について相続が開始した年月日

（相続人申告登記）

第一百五十八条の二十七 法第七十六条の三第三項に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登記の目的

二 登記の受付の年月日及び受付番号

三 登記原因及びその日付

四 所有権の登記名義人（申出人が所有権の登記名義人の相続人の地位を相続により承継した者であるときは、中間相続人）について相続が開始した年月日

二 氏名の振り仮名（日本の国籍を有しない者）にあっては、氏名の表音をローマ字で表示したもの

（相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記）  
第百五十八条の二十六 登記官は、第百五十八条の二十四第一項の規定による申出があつたときは、職権で、相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記をすることができる。

2 登記官は、相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記をするときは、登記の目的、申出の受付の年月日及び受付番号、登記原因及びその日付、変更後又は更正後の相続人申告事項並びに変更前又は更正前の相続人申告事項を抹消する記号を記録しなければならない。（相続人申告事項の更正）

第百五十八条の二十七 登記官は、相続人申告登記、相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記を完了した後に相続人申告事項に錯誤又は遗漏があることを発見したときは、遅滞なく、その旨をこれらの登記に係る相続人申出等をした者に通知しなければならない。ただし、当該相続人申出等をした者が二人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。

2 登記官は、前項の場合において、相続人申告事項の錯誤又は遗漏が登記官の過誤によるものであるときは、遅滞なく、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長の許可を得て、相続人申告事項の更正をしなければならない。この場合は、登記官が前項の相続人申告事項の更正を准用する。

3 登記官が前項の相続人申告事項の更正をしたときは、その旨を第一項本文の相続人申出等をした者に通知しなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

第四目 相続人申告登記の抹消  
(相続人申告登記の抹消)

第百五十八条の二十八 相続人申告登記が次の各号のいずれかに該当するときは、当該相続人申告登記によつて付記された者は、その付記に係る相続人申告登記の抹消の申出をすることができる。

一 第百五十八条の十六第一項第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかがあること。

二 相続人申告名義人が相続の放棄をし、又は民法第八百九十五条の規定に該当し若しくは廃除によつてその相続権を失つたため法第七十六条の二第一項に規定する者に該当しなくなつたこと。

2 前項の規定による申出においては、当該相続人申告登記が前項第一号又は第二号に該当することを証する情報をもその相続人申出等情報と併せて登記所に提供しなければならない。

2 前項の規定による申出があつたときは、職権で、相続人申告事項並びに変更前又は更正前の相続人申告事項を記録しなければならない。（相続人申告登記の抹消）

第百五十八条の二十九 登記官は、前条第一項の規定による申出がつたときは、職権で、相続人申告登記の抹消をすることができる。

2 登記官は、相続人申告登記の抹消をするときは、抹消の登記をするとともに、抹消すべき事項を抹消する記号を記録しなければならない。（申出によらない相続人申告登記の抹消）

第百五十八条の三十 登記官は、相続人申告登記、相続人申告事項の変更の登記又は相続人申告事項の更正の登記を完了した後にこれら登記が第百五十八条の十六第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することを発見したときは、当該登記に係る相続人申出等の申出人に對し、一ヶ月以内の期間を定め、当該申出人がその期間内に書面で異議を述べないとときは、当該登記を抹消する旨を通知しなければならない。

2 前項本文の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。  
イ 不動産所在事項及び不動産番号  
ロ 登記の目的  
ハ 登記原因及びその日付

2 前項各号に定める者が同項各号に掲げる登記の電子申請をするに際し同項の規定による申出をする場合において、その者が第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書（登記官が当該ローマ字氏名を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもつて、前項の市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができ

官は、登記記録に登記の抹消をする事由を記録しなければならない。

（ローマ字氏名の併記）

第百五十八条の三十一 次の各号に掲げる登記を申請する場合において、当該各号に定める者が日本国籍を有しない者であるときは、当該登記の申請人は、登記官に対し、当該各号に定めた者の氏名の表音をローマ字で表示したもの（以下この款において「ローマ字氏名」という。）を申請情報の内容として、当該ローマ字氏名を登記記録に記録するよう申し出るものとする。

2 所有権の保存若しくは移転の登記、所有権の登記が前項第六号の規定にかかるわらず、不動産番号を同項各号に掲げる事項に係る情報（以下この項において「ローマ字氏名併記申出情報」といいう。）の内容としたときは、同項第六号に掲げる事項をローマ字氏名併記申出情報の内容とすることを要しない。

2 所有権の登記名義人のローマ字氏名併記申出に係る不動産の不動産所在事項

3 前項第六号の規定にかかるわらず、不動産番号を同項各号に掲げる事項に係る情報（以下この項において「ローマ字氏名併記申出情報」といいう。）の内容としたときは、同項第六号に掲げる事項をローマ字氏名併記申出情報の内容とする。

3 申出に係る不動産の不動産所在事項

4 申出に係る不動産の不動産所在事項

5 申出に係る不動産の不動産所在事項

6 申出に係る不動産の不動産所在事項

7 申出に係る不動産の不動産所在事項

掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申出人の氏名及び住所  
二 代理人によつて申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が

法人であるときはその代表者の氏名  
三 申出の目的  
四 所有権の登記名義人の氏名  
五 所有権の登記名義人のローマ字氏名併記申出情報

六 申出に係る不動産の不動産所在事項

三 前項第六号の規定にかかるわらず、不動産番号を同項各号に掲げる事項に係る情報（以下この項において「ローマ字氏名併記申出情報」といいう。）の内容としたときは、同項第六号に掲げる事項をローマ字氏名併記申出情報の内容とする。

務員が職務上作成した情報がない場合にあつては、これに代わるべき情報)	8
第三十七条の二の規定は、ローマ字氏名併記の申出をする場合について準用する。	9
第一百五十八条の八第一項及び第一百五十八条の九の規定は、第五項第一号に掲げる方法によりローマ字氏名併記の申出をする場合について準用する。	10
令第十二条第二項及び第十四条の規定は、前項の場合において送信するローマ字氏名併記申出添付情報(第七項第一号に掲げる情報)を除く。)について準用する。	11
第十四条の規定は前項において準用する令第十二条第二項及び第十四条の規定は、前項の場合は、従前の所有権の登記名義人の氏名を抹消する記号を記録しなければならない。	12
ローマ字氏名併記申出をする場合について準用する。	13
令第十二条第二項及び第十四条の規定は、前項において送信するローマ字氏名併記申出添付情報(第七項第一号に掲げる情報)を除く。)について準用する。	14
ローマ字氏名併記申出添付書面を提出した申出人について、それぞれ準用する。	15
ローマ字氏名併記申出添付書面を提出した申出人について、それぞれ準用する。	16
ローマ字氏名併記申出添付書面を提出した申出人について、それと同一の登記名義人が登記名義人の氏名を確認することができる。	17
ローマ字氏名併記申出添付書面を提出した申出人について、それと同一の登記名義人が登記名義人の氏名を確認することができる。	18

四 所有権の登記名義人の氏名	16
五 所有権の登記名義人のローマ字氏名	17
六 登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名を抹消する記号を記録しなければならない。	18
七 第五百八条の十八の規定は、第十五項の規定による記録をした場合について準用する。	19
八 (相続人申告登記への準用)	20

四 所有権の登記名義人の氏名	16
五 所有権の登記名義人のローマ字氏名	17
六 登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名を抹消する記号を記録しなければならない。	18
七 第五百八条の十八の規定は、第十五項の規定による記録をした場合について準用する。	19
八 (相続人申告登記への準用)	20

一 電子情報処理組織を使用する方法	1
二 旧氏併記申出情報(登記名義人の氏名を記載した書面(第十四項において「旧氏併記申出書」という。))を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、前項の市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。	2
三 第五百八条の三十三 第五百八条の三十一の規定による記録をした場合について準用する。	3
四 第五百八条の三十三 第五百八条の三十一の規定による記録をした場合について準用する。	4
五 第五百八条の三十五 所有権の登記名義人は、(當該登記の申請人である場合に限る。)は、登記官に対し、その一の旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三)に規定する旧氏をいう。以下この款において同じ。)を申請情報の内容として、当該旧氏を登記記録に記録するよう申し出ることができる。ただし、当該旧氏が登記すべきと同一であるときは、この限りでない。	5
六 申出に係る不動産の不動産所在事項	6
七 第五百八条の二の規定は、旧氏併記の申出する場合について準用する。	7
八 第五百八条の二の規定は、旧氏併記の申出する場合について準用する。	8
九 第五百八条の八第一項及び第十四条の規定は、前項において送信する旧氏併記申出添付情報(登記名義人の氏名を記載した書面(第十四項において「旧氏併記申出書」という。))を提供したときは、当該登記の申請人である者とする。	9
十 第五百八条の八第一項及び第十四条の規定は、前項において送信する旧氏併記申出添付情報(登記名義人の氏名を記載した書面(第十四項において「旧氏併記申出書」という。))を提供したときは、当該登記の申請人である者とする。	10
十一 第五百八条の八第一項及び第十四条の規定は、前項において送信する旧氏併記申出添付情報(登記名義人の氏名を記載した書面(第十四項において「旧氏併記申出書」という。))を提供したときは、当該登記の申請人である者とする。	11
十二 第四十二条の規定は前項において準用する。	12
十三 第五百八条の電子署名についての規定は、前項において準用する。	13
十四 第五百八条の十の規定は第六項第二号に掲げる方法により旧氏併記申出情報又は委任による代理人の権限を証する情報に第四十二条の電子署名を行い、当該申出人の第四十三条第一項第一号に掲げる電子証明書(登記官が申出に係る旧氏を確認することができるものに限る。)を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、第八項第二号に掲げる情報の提供に代えることができる。	14
十五 第五百八条の十の規定は第六項第二号に掲げる方法により旧氏併記申出情報を記載している旧氏又は当該旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。	15
十六 第五百八条の十の規定は第六項第二号に掲げる方法により旧氏併記申出情報を記載している旧氏又は当該旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。	16
十七 第五百八条の十の規定は第六項第二号に掲げる方法により旧氏併記申出情報を記載している旧氏又は当該旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。	17
十八 第五百八条の十の規定は第六項第二号に掲げる方法により旧氏併記申出情報を記載している旧氏又は当該旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。	18
十九 第五百八条の十の規定は第六項第二号に掲げる方法により旧氏併記申出情報を記載している旧氏又は当該旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。	19
二十 第五百八条の十の規定は第六項第二号に掲げる方法により旧氏併記申出情報を記載している旧氏又は当該旧氏より後に称していた旧氏でなければならない。	20

氏併記申出添付情報を記載した書面（以下この項において「旧氏併記申出添付書面」という。）を送付する場合について、第五十五条の規定は、旧氏併記申出添付書面を提出した申出人について、それぞれ準用する。
第十五条 第五十七条及び第一百五十八条の十四（第五項を除く。）の規定は、旧氏併記申出情報が提供された場合について準用する。
登記官は、旧氏併記の申出があつたときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとする。
一 登記の目的
二 申出の受付の年月日及び受付番号（相続人申告登記への準用）
三 登記原因及びその日付
四 所有権の登記名義人の氏名
五 申出に係る旧氏
六 登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名を抹消する記号を記録しなければならない。
七 第百五十八条の三十六 登記記録に旧氏が記録されたいる所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該旧氏の記録を希望しない旨を申し出ることができる。
八 第百五十八条の十八の規定は、第十六項の規定による記録をした場合について準用する。（旧氏併記の終了）
九 登記記録に旧氏が記録されている所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該旧氏の記録を希望しない旨を申し出ることができる。
十 前条第三項から第十項まで（第三項第五号及び第八項第二号を除く。）、第十四項及び第十五項の規定は、前項の規定による申出について準用する。
十一 登記官は、第一項の規定による申出があつたときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとする。
一二 申出の受付の年月日及び受付番号
三四 登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名及び旧氏を抹消する記号を記録しなければならない。
五 第百五十八条の十八の規定は、第三項の規定による記録をした場合について準用する。（相続人申告登記への準用）
第六百五十九条 法第八十条第四項に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 要役地の地役権の登記である旨
二 承役地に係る不動産所在事項及び当該土地が承役地である旨
三 地役権設定の目的及び範囲
四 登記の年月日
五 登記官は、地役権の設定の登記をした場合において、要役地が他の登記所の管轄区域内にあるときは、遅滞なく、当該他の登記所に承役地、要役地、地役権設定の目的及び範囲並びに地役権の設定の登記の申請の受付の年月日を通知しなければならない。
六 登記官は、地役権の登記事項に関する変更の登記若しくは更正の登記又は地役権の登記の抹消をしたときは、要役地の登記記録の第一項各号に掲げる事項についての変更の登記若しくは登記記録又は要役地の地役権の登記の抹消をしなければならない。
七 第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、要役地の登記記録の乙区に、通知を受けた事項を記録し、又は第三項の登記をしなければならない。
八 第百六十条 登記官は、地役権の設定の範囲が承役地の一部である場合において、地役権の設定の登記をするときは、順位の譲渡又は放棄による変更の登記をするときは、当該担保権の登記の順位番号の次に変更の登記の順位番号を括弧を付して記録しなければならない。（地役権因面番号の記録）
九 第百六十四条 登記官は、担保権の順位の変更の登記をするときは、順位の変更があつた担保権の登記の順位番号の次に変更の登記の順位番号を括弧を付して記録しなければならない。
一〇 第百六十五条 第三条第五号の規定にかかるわざ、民法第三百九十八条の十二第二項（同法第三百六十一条において準用する場合を含む。）の規定により根質権又は根抵当権（所有権以外の権利を目的とするものを除く。）を分割して

は相続人申告名義人の氏についての変更又は更正の申出をする場合における当該相続人申告名義人（当該申出の申出人である場合に限る。）について、第一百五十八条の三十五の規定は相続人申告名義人について、前条の規定は登記記録に記載される登記を申請する」とあるのは「相続人申告名義人が記録されている相続人申告名義人の氏についての変更又は更正の申出をする場合に、その都度準用する。この場合において、第一百五十八条の三十四第二項中「前項第二号に掲げる登記を申請する」とあるのは「相続人申告名義人の氏についての変更又は更正の申出をする」と、「同号に定める者」とあるのは「相続人申告名義人」と読み替えるものとする。
（地役権の登記）
（建物の建築が完了した場合の登記）
（建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記）
（建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記）

第四款 担保権等に関する登記
（建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記）
（建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記）
（建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記）
（建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記）

図面番号を記録しなければならない。地役権設定の範囲の変更の登記又は更正の登記をする場合において、変更後又は更正後の地役権設定の範囲が承役地の一部となるときも、同様とする。
（第四款 担保権等に関する登記）
（第四款 担保権等に関する登記）
（第四款 担保権等に関する登記）
（第四款 担保権等に関する登記）

二 当該担保権の登記（他の登記所の管轄区域内にある不動産に関するものを除く。）の順位番号	前項第二号の目録番号は、同号の記号ごとに更新するものとする。 （追加共同担保の登記）
百六十九条 令別表の四十二の項申請情報欄口、同表の四十六の項申請情報欄ハ、同表の四十七の項申請情報欄ホ（4）、同表の四十九の項申請情報欄ハ、同表の五十五の項申請情報欄ハ、同表の五十六の項申請情報欄ニ（4）並びに同表の五十八の項申請情報欄ハ及び（4）の法務省令で定める事項は、共同担保目録の記号及び目録番号とする。	二 前項第二号の目録番号は、同号の記号ごとに更新するものとする。 （追加共同担保の登記）
五百六十八条 令別表の四十二の項申請情報欄口、同表の四十六の項申請情報欄ハ、同表の四十七の項申請情報欄ホ（4）、同表の四十九の項申請情報欄ハ、同表の五十五の項申請情報欄ハ、同表の五十六の項申請情報欄ニ（4）並びに同表の五十八の項申請情報欄ハ及び（4）の法務省令で定める事項は、共同担保目録の記号及び目録番号とする。	二 前項第二号の目録番号は、同号の記号ごとに更新するものとする。 （追加共同担保の登記）
五百六十九条 令別表の四十二の項申請情報欄口、同表の四十六の項申請情報欄ハ、同表の四十七の項申請情報欄ホ（4）、同表の四十九の項申請情報欄ハ、同表の五十五の項申請情報欄ハ、同表の五十六の項申請情報欄ニ（4）並びに同表の五十八の項申請情報欄ハ及び（4）の法務省令で定める事項は、共同担保目録の記号及び目録番号とする。	二 前項第二号の目録番号は、同号の記号ごとに更新するものとする。 （追加共同担保の登記）

二 登記官は、共同担保目録のある分割前の根質権又は根抵当権について第百六十五条第二項の登記をするときは、分割後の根質権又は根抵当権について当該共同担保目録と同一の不動産に関する権利を記録した共同担保目録を作成しなければならない。	三 登記官は、前項の場合には、分割後の根質権又は根抵当権の登記の末尾に当該共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。
二 登記官は、前項の場合には、分割後の根質権又は根抵当権の登記をするときは、分割後の根質権又は根抵当権について当該共同担保目録と同一の不動産に関する権利を記録した共同担保目録を作成しなければならない。	三 登記官は、前項の場合には、分割後の根質権又は根抵当権の登記の末尾に当該共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。
二 登記官は、前項の場合において、前記登記に関する共同担保目録があるときは、当該共同担保目録に、前条第一項各号に掲げる事項のほか、当該申請に係る権利が担保の目的となつた旨並びに申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。	二 登記官は、前項の場合において、前記登記に関する共同担保目録がないときは、新たに共同担保目録を作成し、前の担保権の登記についてする付記登記によつて、当該担保権に担保を追加した旨、共同担保目録の記号及び目録番号並びに登記の年月日を記録しなければならない。
二 登記官は、第二項の場合において、前の登記に関する共同担保目録がないときは、新たに共同担保目録を作成し、前の担保権の登記についてする付記登記によつて、当該担保権に担保を追加した旨、共同担保目録の記号及び目録番号並びに登記の年月日を記録しなければならない。	二 登記官は、第二項の場合において、前の登記に関する共同担保目録がないときは、新たに共同担保目録を作成し、前の担保権の登記についてする付記登記によつて、当該担保権に担保を追加した旨、共同担保目録の記号及び目録番号並びに登記の年月日を記録しなければならない。

二 登記官は、第二項の登記所の登記官は、遅滞なく、第一項又は第二項に定める手続をしなければならない。	三 登記官は、共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。
二 登記官は、第二項の申請に基づく登記をした場合において、前の登記に他の登記所の管轄区域にある不動産に関するものがあるときは、遅滞なく、当該他の登記所に同項の申請に基づく登記をした旨を通知しなければならない。	二 登記官は、第二項の申請に基づく登記をした場合において、前の登記に他の登記所の管轄区域にある不動産に関するものがあるときは、遅滞なく、当該他の登記所に同項の申請に基づく登記をした旨を通知しなければならない。
二 前項の通知を受けた登記官は、遅滞なく、第二項から第四項までに定める手続をしなければならない。	二 前項の通知を受けた登記官は、遅滞なく、第二項から第四項までに定める手続をしなければならない。
二 共同担保の根抵当権等の分割譲渡の登記	二 共同担保の根抵当権等の分割譲渡の登記
五百七十二条 法第九十四条第一項の抵当証券交付の登記（抵当証券作成及び交付の登記）	五百七十二条 法第九十四条第二項の抵当証券作成の登記においては、何番抵当権につき何登記号とする。

二 登記官は、共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。	三 不動産番号
二 登記官は、共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。	二 第百四十七条第一項後段の規定は、信託の登記がある不動産について分筆の登記又は建物の分割の登記若しくは建物の区分の登記をする場合の登記が
二 登記官は、共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。	一 申請の受付の年月日及び受付番号
二 登記官は、共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。	二 第百四十七条第二項の符号
二 登記官は、共同担保目録の記号及び目録番号を記録しなければならない。	三 不動産番号

- 四 法第三十四条第一項各号及び第四十四条第一項各号（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項
- 五 共同担保目録の記号及び目録番号（新たに共同担保目録を作成したとき及び共同担保目録に記録された事項を変更若しくは更正し、又は抹消する記号を記録したときに限る。）
- 六 法第二十七条第二号の登記の年月日
- 七 申請情報（電子申請の場合にあっては、第十三条第一項第一号に規定する情報及び第十六条第四項に規定する住民票コードを除き、書面申請の場合にあっては、登記の目的に限る。）
- （登記完了証の交付の方法）
- 第一百八十二条** 登記完了証の交付は、法務大臣が別に定める場合を除き、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法による。
- 一 電子申請 法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された登記完了証を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申請人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- 二 書面申請 登記完了証を書面により交付する方法
- 三 送付の方法により登記完了証を請求する場合には、申請人は、その旨及び送付先の住所を申請情報の内容としなければならない。
- 4 第五十五条第七項から第九項までの規定は、送付の方法により登記完了証を交付する場合について準用する。
- （登記が完了した旨の通知を要しない場合）
- 五百八十二条の二 登記官は、次の各号に掲げる場合には、登記が完了した旨の通知を要しない。
- 一 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言による所有権の取得

- 二 遺贈（相続人に對する遺贈に限る。）による所有権の取得
- （処分の制限の登記における通知）
- 第一百八十四条** 登記官は、表題登記がない不動産又は所有権の登記がない不動産について嘱託に記録しないとき。
- 二 前条第一項第二号に規定する方法により登記完了証を交付する場合において、登記完了証を記録しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記完了証を記録しないとき。
- 二 前条第一項第二号に規定する方法により登記完了証を交付するべき者が、登記完了の時から三月を経過しても、登記完了証を受領しないとき。
- 二 前条の規定は、前項の規定により登記完了証を廃棄する場合には、適用しない。
- （申請人以外の者に対する通知）
- 第一百八十三条** 登記官は、次の各号に掲げる場合には、当該各号（第一号に掲げる場合にあっては、申請人以外の者に限る。）に定める者に対して、登記が完了した旨を通知しなければならない。
- 一 表示に関する登記を完了した場合 表題部所有者（表題部所有者の更正の登記又は表題部所有者である共有者の持分の更正の登記にあつては、更正前の表題部所有者）又は所有権の登記名義人
- 二 民法第四百二十三条その他の法令の規定に基づく買戻しの特約に関する登記の抹消を完了した場合 当該他人
- 三 法第六十九条の二の規定による申請に基づく買戻しの特約に関する登記の抹消を完了した場合 当該登記の登記名義人であつた者
- 2 前項の規定による通知は、同項の規定により通知を受けるべき者が二人以上あるときは、そ  
の一人に対し通知すれば足りる。
- （裁判所への通知）
- 第一百八十七条** 登記官は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。
- 二 法第五十三条第二項において準用する場合を含む。の規定による登記には、適用しない。
- 一 法第一百六十四条の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知つたときは、登記官が完了した旨の通知を要しない。
- （登記が完了した旨の通知を要しない場合）
- 五百八十二条の二 登記官は、次の各号に掲げる場合には、登記が完了した旨の通知を要しない。
- 一 前条第一項第一号の規定にかかる場合は、登記官は、次に掲げる場合にあっては、登記が完了した旨の通知を要しない。
- （登記が完了した旨の通知を要しない場合）

- 二 遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言による所有権の取得
- （登記免許税を納付する場合における申請情報等）
- （登記免許税を納付する場合における申請情報等）
- （登記の申請においては、登記免許税の申  
請）
- （各種の通知の方法）
- 第一百八十八条** 法第六十七条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項及び第三項並びに第一百五十七条第三項並びにこの省令第四十条第二項及び第一百八十三条から前条までの通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。
- 第一百八十五条** 法第七十一条第一項の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならない。
- 一 抹消する登記に係る次に掲げる事項
- イ 不動産所在事項及び不動産番号
- ロ 登記の目的
- ハ 申請の受付の年月日及び受付番号
- ニ 登記原因及びその日付
- ホ 申請人の氏名又は名称及び住所
- 二 抹消する理由
- ハ 前項の通知は、抹消する登記が民法第四百二十二条の規定による登記により他人に代わつてする申請に基づくものであるときは、代位者に對してもしなければならない。
- （審査請求に対する相当の処分の通知）
- 第一百八十六条** 登記官は、法第一百五十七条第一項の規定により相当の処分をしたときは、審査請求人に対し、当該処分の内容を通知しなければならない。
- （裁判所への通知）
- 第一百八十七条** 登記官は、次の各号に掲げる場合には、登記が完了した旨の通知を要しない。
- 二 法第五十三条第二項において準用する場合を含む。の規定による登記には、適用しない。
- 一 法第一百六十四条の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知つたときは、登記官が完了した旨の通知を要しない。
- （登記官が法第七十六條の二第一項若しくはによる所有権の移転の登記についてする次の各号に掲げる事由による所有権の更正の登記の申請（登記権利者が単独で申請するものに限る。）があつた場合には、登記が完了した旨の通知を要しない。

- （登記官が法第七十六條の二第一項若しくはによるべき不動産等に関する権利（同法第十二条第十二号）第七十条第十八号の規定により過料に規定する事項にかかる場合は、登記が完了した旨の通知を要しない。）
- 2 前項の場合において、その申請が電子申請であるときは登記免許税額等を一の申請の申請情報の内容とした旨を他の申請情報の内容とし、
- （登記免許税額等をその最も低い税率によるべき不動産等に関する権利（同法第十二条第十二号）第七十条第十八号の規定により過料に規定する事項にかかる場合は、登記が完了した旨の通知を要しない。）
- 二 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第七十条第十八号の規定により過

二 遺贈（相続人に對する遺贈に限る。）によ  
る所有権の取得

に処せられるべきがあることを職務上知つたとき。

（各種の通知の方法）

（法第六十七条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項及び第三項並びに第一百五十七条第三項並びにこの省令第四十条第二項及び第一百八十三条から前条までの通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。）

（登記免許税の申請）

（登記免許税を納付する場合における申請情報）

（登記の申請においては、登記免許税の申  
請）

（各種の通知の方法）

（法第六十七条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項及び第三項並びに第一百五十七条第三項並びにこの省令第四十条第二項及び第一百八十三条から前条までの通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。）

その申請が書面申請であるときは登録免許税額等を記載した申請書（申請情報の全部を記録した磁気ディスクにあっては、登記所の定める書類）に登録免許税の領收証書又は登録免許税額相当の印紙をはり付けて他の申請書にはその旨を記録しなければならない。

登記官の認定した課税標準の金額が申請情報の内容とされた課税標準の金額による税額を超える場合において、申請人がその差額を納付するときは、差額として納付する旨も申請情報の内容として追加しなければならない。

**国税通則法**（昭和三十七年法律第六十六号）第七十五条第一項の規定による審査請求に対する裁決により確定した課税標準の金額による登録免許税を納付して登記の申請をする場合は、申請人は、当該課税標準の金額が確定している旨を申請情報の内容としてかつ、当該金額が確定していることを証する情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。

**（課税標準の認定）**

第七十五条第一項の規定による審査請求に対する裁決により確定した課税標準の金額による登録免許税を納付して登記の申請をする場合には、申請人は、当該課税標準の金額が確定している旨を申請情報の内容としてかつ、当該金額が確定していることを証する情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。

**第二節 雜則**

（審査請求を受けた法務局又は地方法務局の長の命令による登記）

**第一百九十二条** 登記官は、法第五十七条第三項又は第四項の規定による命令に基づき登記をするときは、當該命令をした者の職名、命令の年月日、命令によつて登記をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

（登記の嘱託）

この省令に規定する登記の申請に関する法の規定には当該規定を法第十六条第二項において準用する場合を含むものとし、この省令中「申請」、「申請人」及び「申請情報」にはそれぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託情報を含むものとする。

**第四章 登記事項の証明等**

**第一節 登記事項の証明等に関する請求**

（登記事項証明書の交付の請求情報等）

**第一百九十三条** 登記事項証明書、登記事項要約書、地図等の全部若しくは一部の写し（地図等）

が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。以下この条において同じ。又は土地所在図等の全部若しくは一部の写し（土地所在図等が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面。以下この条において同じ。）の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この章において「請求情報」という。）を提供しなければならない。

（請求情報）

「請求情報」という。を提供しなければならないときも、同様とする。

一 請求人の氏名又は名称

二 不動産所在事項又は不動産番号

三 交付の請求をする場合にあっては、請求に係る書面の通数

四 登記事項証明書の交付の請求をする場合にあっては、第百九十六条第一項各号（同条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる登記事項証明書の区分

五 登記事項証明書の交付の請求をする場合において、共同担保目録又は信託目録に記録された事項について証明を求めるときは、そ

れの旨

六 地図等又は土地所在図等の一部の写しの交付の請求をするときは、請求する部分

七 送付の方法により登記事項証明書、地図等の全部若しくは一部の写し又は土地所在図等の全部若しくは一部の写しの交付の請求をするときは、そ

れの旨

八 地図等又は土地所在図等の一部の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

（登記の嘱託）

（審査請求を受けた法務局又は地方法務局の長の命令による登記）

**第一百九十二条** 登記官は、法第五十七条第三項又は第四項の規定による命令に基づき登記をするときは、當該命令をした者の職名、命令の年月日、命令によつて登記をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

**第二節 雜則**

（審査請求を受けた法務局又は地方法務局の長の命令による登記）

**第一百九十三条** 登記官は、法第五十七条第三項又は第四項の規定による命令に基づき登記をするときは、當該命令をした者の職名、命令の年月日、命令によつて登記をする旨及び登記の年月日を記録しなければならない。

一 請求人の住所

二 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名

三 代理人によつて請求するときは、當該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四 法第二十一条第三項の規定により土地所在図等以外の登記簿の附属書類の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。

一 請求人の住所

二 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名

（登記の嘱託）

（登記事項証明書等の交付の請求の方法等）

**第一百九十二条** この省令に規定する登記の申請に関する法の規定には当該規定を法第十六条第二項において準用する場合を含むものとし、この省令中「申請」、「申請人」及び「申請情報」にはそれぞれ嘱託、嘱託者及び嘱託情報を含むものとする。

**（登記事項証明書の交付の請求の方法等）**

（登記事項証明書等の交付の請求の方法等）

**第一百九十三条** 登記官は、登記事項証明書を作成するときは、請求に係る登記記録に記録された事項の全部又は一部である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。この場合において、当該登記記録の甲区又は乙区の記録がないときは、認証文にその旨を付記しなければならない。

前項の規定により作成する登記事項証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。ただし、登記記録に記録した事項の一部についての登記事項証明書については適宜の様式によるものとする。

一 土地の登記記録 別記第七号様式

二 建物（次号の建物を除く。）の登記記録 別記第八号様式

三 区分建物である建物に関する登記記録 別記第九号様式

## 第一百九十五条 削除

### 第二節 登記事項の証明等の方法

（登記事項証明書の種類等）

**第一百九十六条** 登記事項証明書の記載事項は、次各号の種類の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 全部事項証明書 登記記録（閉鎖登記記録を除く。以下この項において同じ。）に記録されている事項の全部

二 現在事項証明書 登記記録に記録されている事項のうち現に効力を有するもの

三 何区何番事項証明書 権利部の相当区に記録されている事項のうち請求に係る部分

四 所有者証明書 登記記録に記録されている現在の所有権の登記名義人の氏名又は名称、住所及び法人識別事項並びに当該登記名義人が二人以上であるときは当該登記名義人の持分

五 一棟建物全部事項証明書 一棟の建物に属するすべての区分建物である建物の登記記録に記録されている事項のうち現に効力を有するもの

六 一棟建物現在事項証明書 一棟の建物に属するすべての区分建物である建物の登記記録に記録されている事項のうち現に効力を有するもの

七 前項第一号、第三号及び第五号の規定は、閉鎖登記記録に係る登記事項証明書の記載事項について準用する。

（登記事項証明書の作成及び交付）

**第一百九十七条** 登記官は、登記事項証明書を作成するときは、請求に係る登記記録に記録された事項の全部又は一部である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。この場合において、当該登記記録の甲区又は乙区の記録がないときは、認証文にその旨を付記しなければならない。

前項の規定により作成する登記事項証明書は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。ただし、登記記録に記録した事項の一部についての登記事項証明書については適宜の様式によるものとする。

一 土地の登記記録 別記第七号様式

二 建物（次号の建物を除く。）の登記記録 別記第八号様式

三 区分建物である建物に関する登記記録 別記第九号様式

四 共同担保目録 別記第十号様式  
五 信託目録 別記第五号様式

- 3 登記事項証明書を作成する場合において、第一項百九十三条第一項第五号に掲げる事項が請求情報の内容とされていないときは、共同担保目録又は信託目録に記録された事項の記載を省略するものとする。登記事項証明書に登記記録に記録した事項を記載するときは、その順位番号の順序に従つて記載するものとする。
- 4 登記記録に記録されている事項を抹消する記号が記録されている場合において、登記事項証明書に抹消する記号を表示するときは、抹消に係る事項の下に線を付して記載するものとする。
- 5 登記記録に記録されている事項を抹消する記号が記録されている場合において、登記事項証明書に抹消する記号を表示するときは、抹消に係る事項の下に線を付して記載するものとする。
- 6 登記事項証明書の交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。  
(登記事項証明書の受領の方)法
- 第七百九十七条の二 第百九十四条第三項前段の規定により登記事項証明書の交付を請求した者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める事項を当該登記所に申告しなければならない。
- (登記事項要約書の作成)
- 第二百九十八条 登記事項要約書は、別記第十一号様式により、不動産の表示に関する事項のほか、所有権の登記については申請の受付の年月日及び受付番号、所有権の登記名義人の氏名又は名称、住所及び法人識別事項並びに登記名義人が二人以上であるときは当該所有権の登記名義人との持分並びに所有権の登記以外の登記については現に効力を有するもののうち主要な事項を記載して作成するものとする。
- 前項の規定にかかるらず、登記官は、請求人の申出により、不動産の表示に関する事項について現に効力を有しないものを省略し、かつ、所有権の登記以外の登記については現に効力を有するものの個数のみを記載した登記事項要約書を作成することができる。この場合には、前項の登記事項要約書を別記第十二号様式により作成するものとする。
- 3 登記官は、請求人から別段の申出がない限り、一の用紙により二以上の不動産に関する事項を記載した登記事項要約書を作成することができる。
- 第二百九十九条 削除  
(地図等の写し等の作成及び交付)
- 第二百十条 登記官は、地図等の全部又は一部の写しを作成するときは、地図等の全部又は一部の

写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

第二百十一条 登記官は、地図等が電磁的記録に記録される場合において、当該記録された地図等の内容を証明した書面を作成するときは、電磁的記録に記録されている地図等を書面に出力し、これに地図等に記録されている内容を証明した書面を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

第二百十二条 第百九十四条第二項及び第三項並びに第二百九十五条第一項及び第二項の書面の交付について準用する。

第二百十三条 第百九十六条の法務省令で定める場合は、当該登記記録に記録されている者その他の者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。

一 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第一条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。

二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（同条第一号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）を受けた児童であつて、児童虐待の防止等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一項第二項に規定する被害者であつて、児童虐待を受けるおそれがあること。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一項第二項に規定する被害者であつて、児童虐待を受けるおそれがあること。

四 法律による登記簿の附属書類の閲覧をさせる方

を受けた者であつて、更なる心身に有害な影響を及ぼす言動（身体に対する暴力に準ずるものに限る。以下この号において同じ。）。

第二百四十二条 第二項の規定は、第二項の書面の交付について準用する。

（閲覧の方法）

第二百二十二条 地図等又は登記簿の附属書類の閲覧は、登記官（その指定する職員を含む。第三項において同じ。）の面前でさせるものとする。

第二百二十三条 第二項及び第三項並びに第二百二十二条第一項及び第二百二十二条第二項の法務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力して表示する方

法とする。

第二百二十四条 登記官は、法第二十一条第三項又は第四項

の規定による登記簿の附属書類の閲覧をさせる

場合において、請求人から別段の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、第一項の規定にかかるらず、電子計算機を使用して登記官及び請求人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって閲覧をさせることができるものとする。

第二百二十五条 代替措置申出又は第二百二条の十六第一項の規定による申出（以下この節において「代替措置等申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下この節において「代替措置等申出書」という。）を登記所に提出してしなければならない。

第三節 登記事項証明書等における代替措置

第一款 通則

（公示用住所管理ファイル）

第二百二十六条 法務大臣は、第二百二条の十二第一項各号に掲げる事項を記録する公示用住所管理ファイルを備えるものとする。

第二百二十七条 公示用住所管理フアイルは、法第二百二十九条第六項の申出（以下この節において「代替措置申出」という。）の申出ごとに電磁的記録に記録して調製するものとする。

第二百二十八条 第二百二条の二第一項各号に掲げる事項を記録された情報の保存期間は、永久とする。

（代替措置の要件）

第二百二十九条 法第二百二十九条第六項の法務省令で定める場合は、当該登記記録に記録されている者その他の者（自然人であるものに限る。）について次に掲げる事由がある場合とする。

一 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であつて更に反復して同法第一条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがあること。

二 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（同条第一号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）を受けた児童であつて、児童虐待を受けるおそれがあること。

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一項第二項に規定する被害者であつて、児童虐待を受けるおそれがあること。

四 法律による登記簿の附属書類の閲覧をさせる方

法とする。

第二百三十条 登記官は、法第二十一条第三項又は第四項

の規定による登記簿の附属書類の閲覧をさせる

場合において、請求人から別段の申出があり、

かつ、当該申出を相当と認めるときは、第一項

の規定にかかるらず、電子計算機を使用して登

記官及び請求人が映像と音声の送受信により相

手の状態を相互に認識しながら通話するこ

とができる方法によって閲覧をさせることができ

るものとする。

第二百三十一条 代替措置申出又は第二百二条の十六第一項の規定による申出（以下この節において「代替措置等申出」という。）は、次に掲

げる事項を記載した書面（以下この節において「代替措置等申出書」という。）を登記所に提出

してしなければならない。

第二百三十二条 代替措置等申出の目的

一 申出人の氏名及び住所

二 代理人によつて申出をするときは、当該代

理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が

法人であるときはその代表者の氏名

（代替措置等申出書）

第二百三十三条 代替措置等申出書には、

登記官（その指定する職員を含む。第三項

において同じ。）の面前でさせるものとする。

第二百三十四条 法第二十一条第二項及び第二百二十一条第二項の表示

の表示

一 申出人の氏名及び住所

二 この節の規定により代替措置等申出書に添

付しなければならない書面（以下この節にお

いて「代替措置等申出添付書面」という。）

三 申出の年月日

四 代替措置等申出書を提出する登記所の表示

名押印した場合におけるその印鑑に関する証

明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含

むものとし、地方自治法第二百五十二条の十

九第一項の指定都市にあつては、市長又は区

長若しくは総合区長とする。）が作成するも

のに限る。) その他の申出人となるべき者が申出をしていることを証する書面

二 申出人の氏名又は住所が法第百十九条第六項の登記記録に記録されている者の氏名又は住所と異なる場合にあっては、当該者であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面(公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面)

三 代理人によつて代替措置等申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

7 前項第一号の規定は、申出人が同号の書面(印鑑に関する証明書を除く)を登記官に提示した場合には、適用しない。この場合において、登記官から求めがあつたときは、当該書面又はその写しを登記官に提出しなければならない。

8 第三十七条及び第三十七条の二の規定は、代替措置等申出をする場合について準用する。

9 第五十三条の規定は、申出人が代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を送付する場合について準用する。(立件)

**第二百二条の五** 登記官は、代替措置等申出書が提出されたときは、これを立件しなければならない。

2 前項の場合には、登記官は、申出立件事件簿に立件の年月日及び立件番号を記録しなければならない。

3 登記官は、第一項の規定により立件をする際、代替措置等申出書に立件の年月日及び立件番号を記載しなければならない。(調査)

**第二百二条の六** 登記官は、代替措置等申出があつたときは、滞滯なく、申出に関する全ての事項を調査しなければならない。

2 登記官は、前項の場合において、必要があると認めるときは、申出人又はその代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、申出人となるべき者が申出をしているかどうか又は法第百十九条第六項に規定する場合に該当する事実の有無を調査することができる。

3 登記官は、前項に規定する申出人又は代理人が遠隔の地に居住しているとき、その他相当と認めるときは、他の登記所の登記官に同項の調査を嘱託することができる。

**第二百二条の七** 登記官は、次に掲げる場合に、理由を付した決定で、代替措置等申出を却下しなければならない。ただし、当該代替措置等申出の不備が補正ができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでない。

1 申出に係る事項が公示用住所管理ファイルに既に記録されているとき。

2 申出の権限を有しない者の申出によるとき。

3 代替措置等申出書の記載事項又はその提出の方法がこの省令により定められた方式に適合しないとき。

4 代替措置等申出書に記載された事項が登記記録と合致しないとき。

5 代替措置等申出書の記載事項の内容が代替措置等申出添付書面の内容と合致しないとき。

6 代替措置等申出添付書面が添付されないとき。

7 代替措置申出がされた場合において、法第一百十九条第六項に規定する場合に該当する事実が認められないとき。

2 登記官は、前項ただし書の期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該代替措置等申出を却下することができない。

3 第三十八条の規定は、代替措置等申出を却下する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「申請人」とあるのは「申出人に」と、同条第三項中「書面申請がされた」とあるのは「代替措置等申出添付書面が提出された」と読み替えるものとする。(代替措置等申出の取下げ)

**第二百二条の八** 代替措置等申出の取下げは、代替措置等申出を取り下げる旨を記載した書面を代理方法によつてしなければならない。

8 書便の役務に関する料金の支払のために使用するものによってするものとする。

2 代替措置等申出書に添付した登記所に提出する

2 代替措置等申出の取下げは、公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳につづり込むものとする。

4 前項後段の規定により登記官印を押印した第二項の謄本は、公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳につづり込むものとする。

5 第三項前段の規定にかかるわらず、登記官は、偽造された書面その他の不正な代替措置等申出のためには、いられた疑いがある書面について

は、これを還付することができない。

6 第三項の規定による原本の還付は、申出人の申出により、原本を送付する方法によることができる。この場合においては、申出人は、送付先の住所をも申し出なければならない。

7 前項の場合における書面の送付は、同項の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行つるものによつてするものとする。

3 前項の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に關する料金の支払のために使用す

ることができる証票であつて法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならない。

9 前項の指定は、告示してしなければならない。

**第二款 代替措置** (代替措置における公示用住所)

3 登記官は、代替措置等申出書及びその代替措置等申出添付書面を還付するものとする。第三十八条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

**第二百二条の九** 代替措置等申出をした申出人は、代替措置等申出添付書面の原本の還付を請求することができる。ただし、第二百二条の四第六項第一号の書面(第二百二条の十一第四項(第二百二条の十六第四項において準用する場合を含む。)の印鑑に関する証明書及び当該代替措置等申出のためのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでない。

2 前項本文の規定により原本の還付を請求する申出人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

3 登記官は、第一項本文の規定による請求があつた場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合に、前項の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。

**第二百二条の十** 法第百十九条第六項の法務省令で定める事項は、当該登記記録に記録されている者と連絡をとることのできる者(以下この節において「公示用住所提供者」という。)の住所又は営業所、事務所その他これらに準ずるもののが所在地(以下この節において「公示用住所」という。)とする。

(代替措置申出)

**第二百二条の十一** 代替措置申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。

1 法第百十九条第六項に規定する代替措置を講ずべき住所(以下この節において「措置対象住所」という。)

2 第二百二条の十三に規定する代替措置を講ずべき住所(以下この節において「措置対象住所」という。)

3 措置対象住所に係る登記記録を特定するための概要

2 第二百二条の十三に規定する代替措置を講ずべき住所(以下この節において「措置対象住所」という。)

4 公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称

2 代替措置申出においては、次に掲げる書面を添付しなければならない。

3 代替措置等申出書に添付しなければならないものも代替措置等申出書に添付しなければならない。

4 一 法第百十九条第六項に規定する場合に該当する事実を明らかにする書面

3 一 前項第四号に掲げる事項を証する書面

4 二 公示用住所提供者の承諾を証する当該公示用住所提供者が作成した書面(公示用住所提供者が法務局又は地方法務局であるときを除く。)

4 四 法務局又は地方法務局を公示用住所提供者とするとときは、申出人に宛てて当該法務局又は地方法務局に送付された文書その他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項とし法務大臣が定めるものを記載した書面

3 前項第三号の書面には、当該公示用住所提供者が記名押印しなければならない。ただし、当該公示用住所提供者が署名した同号の書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたときは、この限りでない。

4 第二項第三号の書面には、前項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。）若しくは登記官が作成するもの又はこれに準ずるものに限る。）を添付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
一 法人の代表者又は代理人が記名押印した者である場合において、その会社法人等番号を代替措置等申出書に記載したとき（登記官が記名押印した者の印鑑に関する証明書を作成することが可能である場合に限る。）
二 公示用住所提供者が記名押印した当該書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けたとき。
（公示用住所管理ファイルへの記録）
第二百二条の十二 登記官は、代替措置申出があつたときは、申出人についての次に掲げる事項を公示用住所管理ファイルに記録しなければならない。
一 氏名及び住所
二 措置対象住所
三 措置対象住所に係る登記記録を特定するため必要な事項
四 公示用住所

2 前項の交付の請求をするときは、次に掲げる事項をも請求情報の内容としなければならない。
一 請求人の住所
二 請求人が代替措置申出をした申出人の相続人であるときは、その旨及び当該申出人の氏名
三 代理人によつて請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が代理人の氏名又は名称及び住所に係る登記記録を特定するため必要な事項
四 措置対象住所について代替措置を講じないことを求める旨
五 措置対象住所に係る登記記録を特定するため必要な事項

4 3 第一百九十四条第二項及び第三項の規定は、第一項の交付の請求においては、次に掲げる書面を請求書に添付しなければならない。
一 請求人が請求書又は委任状に記名押印した場合における請求人の印鑑に関する証明書
二 代替措置申出をした申出人が請求する場合における請求人の氏名又は住所が法第一百十九条第六項の登記記録に記録されている者の氏名又は住所と異なるときは、当該者であることを証する書面
三 代替措置申出をした申出人の相続人が請求するときは、当該代替措置申出に係る登記記録に記録されている者の相続人であることを証する書面
四 代理人によつて請求をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が代理人の氏名又は名称及び住所に係る登記記録を特定するため必要な事項

5 第二百二条の九の規定は、第一項の交付の請求をした請求人について準用する。この場合に於いて、同条第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第二百二条の十四第四項第二号から第四号までに掲げる書面」と、同条第三項中「調査完了後」とあるのは「登記事項証明書の交付後」と、同条第四項中「公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳」とあるのは「登記事項証明書の交付後、請求書類つづり込み帳」と読み替えるものとする。
6 法人である代理人によつて第一項の交付の請求をする場合において、当該代理人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、当該代理人の代表者の資格を証する書面を添付することを要しない。
7 第二百二条の九の規定は、第一項の交付の請求をした請求人について準用する。この場合に於いて、同条第一項中「代替措置等申出添付書面」とあるのは「第二百二条の十四第四項第二号から第四号までに掲げる書面」と、同条第三項中「調査完了後」とあるのは「登記事項証明書の交付後」と、同条第四項中「公示用住所管理ファイルへの記録完了後、申出立件関係書類つづり込み帳」とあるのは「登記事項証明書の交付後、請求書類つづり込み帳」と読み替えるものとする。
8 登記官は、第一項の交付の請求があつた場合には、登記事項証明書を作成するに当たり、当該措置対象住所に代替措置を講じないものとする。
（代替措置申出の撤回）

第二百二条の十五 代替措置申出をした申出人は、登記官に対し、いつでも、代替措置申出を撤回することができる。
（代替措置申出の撤回）
第二百二条の十六 代替措置申出をした申出人は、登記官に対し、代替措置申出に係る公示用住所の変更を申し出ることができる。
（第三款 公示用住所の変更）
第二百二条の十七 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による削除をした場合について準用する。

6 登記官は、第一項の規定による撤回があつた場合には、当該代替措置申出についての第二百二条の十二第一項各号に掲げる事項の記録を公示用住所管理ファイルから削除しなければならない。
（第三款 公示用住所の変更）
第二百二条の十八 代替措置申出をした申出人は、登記官に対し、代替措置等申出書に記載しなければならない。
（第二百二条の四第二項から第五項までの規定は、代替措置申出の撤回について準用する。）
第二百二条の十九 第二項の規定による申出においては、次に掲げる事項をも代替措置等申出書に記載しなければならない。

3 第二項の規定による申出においては、次に掲げる書面をも代替措置等申出書に添付しなければならない。
（第一項第二号に掲げる事項を証する書面）
（第二項に掲げる事項を証する書面）
（第三項に掲げる事項を証する書面）
（第四項に掲げる事項を証する書面）

2 変更後の公示用住所及び公示用住所提供者の氏名又は名称
（第一項第二号に掲げる事項を証する書面）
（第二項に掲げる事項を証する書面）
（第三項に掲げる事項を証する書面）
（第四項に掲げる事項を証する書面）

後の公示用住所提供者が法務局又は地方法務局であるときを除く。)	三 法務局又は地方法務局を変更後の公示用住所提供者とするときは、申出人に宛てて当該所提された文書その他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項として法務大臣が定めるものを記載した書面
4 第二百二条の十一第三項及び第四項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。	5 登記官は、第一項の規定による申出があつた場合には、公示用住所管理フアイルに変更後の公示用住所を記録しなければならない。
6 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。	7 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。
8 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。	9 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。
10 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。	11 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。

2 第百九十四条第二項又は第三項（これらの規定を第二百条第四項及び第二百一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する方法により登記事項証明書の交付の請求をする場合において、手数料を納付するときは、登記官から他の物の保管、廃棄その他の取扱いに関し必要な事項として法務大臣が定めるものを記載した書面	3 前項の規定は、令第二十二条第一項に規定する証明の請求を第六十八条第三項第一号に掲げる方法によりする場合における手数料の納付について準用する。
4 第二百二条の十一第三項及び第四項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。	5 登記官は、第一項の規定による申出があつた場合には、公示用住所管理フアイルに変更後の公示用住所を記録しなければならない。
6 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。	7 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。
8 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。	9 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。
10 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。	11 第二百二条の十二第二項の規定は、前項の規定による記録をした場合について準用する。

2 第百九十五条（電子情報処理組織による登記事項証明書の交付の請求等の手数料の納付方法）	3 第二百六条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
4 第二百四条 請求書を登記所に提出する方法により第一百九十三条第一項の交付の請求をする場合において、第一百九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。	5 第二百六条 一 筆界特定電子申請 法第百三十三条第五項において準用する法第十八条第一号の規定による電子情報処理組織を使用する方法による納付するときは、請求書に収入印紙を貼り付けなければならない。
5 第二百四条 請求書を登記所に提出する方法により第一百九十三条第一項の交付の請求をする場合において、第一百九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。	6 前項の規定は、令第二十二条第一項に規定する証明の請求を第六十八条第三項第二号に掲げる方法によりする場合における手数料の納付について準用する。
6 第二百四条 請求書を登記所に提出する方法により第一百九十三条第一項の交付の請求をする場合において、第一百九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。	7 第二百六条 一 対象土地が表題登記による登記が足りない場合は、当該土地を特定するに足りる事項。
7 第二百四条 請求書を登記所に提出する方法により第一百九十三条第一項の交付の請求をする場合において、第一百九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。	8 第二百六条 一 対象土地が表題登記による登記が足りない場合は、当該土地を特定するに足りる事項。
8 第二百四条 請求書を登記所に提出する方法により第一百九十三条第一項の交付の請求をする場合において、第一百九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。	9 第二百六条 一 対象土地が表題登記による登記が足りない場合は、当該土地を特定するに足りる事項。
9 第二百四条 請求書を登記所に提出する方法により第一百九十三条第一項の交付の請求をする場合において、第一百九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。	10 第二百六条 一 対象土地が表題登記による登記が足りない場合は、当該土地を特定するに足りる事項。
10 第二百四条 請求書を登記所に提出する方法により第一百九十三条第一項の交付の請求をする場合において、第一百九十七条第六項（第二百条第三項及び第二百一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による申出をするときは、手数料のほか送付に要する費用も納付しなければならない。	11 第二百六条 一 対象土地が表題登記による登記が足りない場合は、当該土地を特定するに足りる事項。

2 第二百五条 法第百十九条第四項ただし書（法第二百十条第三項及び第二百二十二条第一項並びに前項第五項並びに前項第六号及び第七号並びに前項第二号の申請に至る経緯その他の具体的な事情とす	3 第二百七条 法第百三十三条第三項第四号に掲げる事項として明らかにすべきものは、筆界特定の申請に至る経緯その他の具体的な事情とす
4 第二百五条 法第百十九条第四項ただし書（法第二百十条第三項及び第二百二十二条第一項並びに前項第五項並びに前項第六号及び第七号並びに前項第二号の申請に至る経緯その他の具体的な事情とす	5 第二百七条 法第百三十三条第三項第四号に掲げる事項として明らかにすべきものは、筆界特定の申請に至る経緯その他の具体的な事情とす
6 第二百五条 法第百十九条第四項ただし書（法第二百十条第三項及び第二百二十二条第一項並びに前項第五項並びに前項第六号及び第七号並びに前項第二号の申請に至る経緯その他の具体的な事情とす	7 第二百七条 法第百三十三条第三項第四号に掲げる事項として明らかにすべきものは、筆界特定の申請に至る絏緯その他の具体的な事情とす
7 第二百五条 法第百十九条第四項ただし書（法第二百十条第三項及び第二百二十二条第一項並びに前項第五項並びに前項第六号及び第七号並びに前項第二号の申請に至る経緯その他の具体的な事情とす	8 第二百七条 法第百三十三条第三項第四号に掲げる事項として明らかにすべきものは、筆界特定の申請に至る絏緯その他の具体的な事情とす
8 第二百五条 法第百十九条第四項ただし書（法第二百十条第三項及び第二百二十二条第一項並びに前項第五項並びに前項第六号及び第七号並びに前項第二号の申請に至る経緯その他の具体的な事情とす	9 第二百七条 法第百三十三条第三項第四号に掲げる事項として明らかにすべきものは、筆界特定の申請に至る絏緯その他の具体的な事情とす
9 第二百五条 法第百十九条第四項ただし書（法第二百十条第三項及び第二百二十二条第一項並びに前項第五項並びに前項第六号及び第七号並びに前項第二号の申請に至る経緯その他の具体的な事情とす	10 第二百七条 法第百三十三条第三項第四号に掲げる事項として明らかにすべきものは、筆界特定の申請に至る絏緯その他の具体的な事情とす
10 第二百五条 法第百十九条第四項ただし書（法第二百十条第三項及び第二百二十二条第一項並びに前項第五項並びに前項第六号及び第七号並びに前項第二号の申請に至る経緯その他の具体的な事情とす	11 第二百七条 法第百三十三条第三項第四号に掲げる事項として明らかにすべきものは、筆界特定の申請に至る絏緯その他の具体的な事情とす

公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合には、これに代わるべき情報）

### 七 申請人が法第百三十一条第二項の規定に基づいて筆界特定の申請をする地方公共団体であるときは、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいすれかの者の同意を得たことを証する当該所有権登記名義人等が作成した情報

前項ただし書の場合には、筆界特定添付書面を法務局又は地方法務局に提出する旨を筆界特定申請情報の内容とする。

### 二 申請人が法第百三十一条第二項の規定に基づいて、同条第二項の規定は筆界特定電子申請において送信する場合における筆界特定添付電子申請について、令第十四条の規定は筆界特定添付電子申請において電子署名が行われている情報を送信する場合について、それぞれ準用する。

第三条 令第十二条第一項の規定は筆界特定申請情報の全部又は筆界特定添付情報において、同条第二項の規定は筆界特定電子申請において送信する場合における筆界特定添付電子申請について、令第十四条の規定は筆界特定添付電子申請において電子署名が行われている情報を送信する場合について、令第十五条规定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、第四十四条第二項及び第三項の規定は筆界特定電子申請をする場合について、それ準用する。

第四条 第十二条第一項及び第一項の電子署名について、令第十四条の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、第四十四条第二項及び第三項の規定は筆界特定電子申請をする場合について、それ準用する。

第三条 第一项第一号及び第二号の規定は、国機関の所管に属する土地について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が筆界特定の申請をする場合には、適用しない。

第一次号に規定する場合以外の場合にあっては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書

第二百十一条 筆界特定書面申請をするときは、筆界特定申請書に筆界特定書面を添付して提出しなければならない。

第二百九十三条第一項第一号口及び第二号に掲げる登記事項証明書

前項各号の登記事項証明書は、その作成後三月以内のものでなければならない。

第五条 支配人等によって筆界特定の申請をする場合にあっては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書

前項各号の登記事項証明書は、その作成後三月以内のものでなければならない。

第六条 支配人等によって筆界特定の申請をする場合において、当該代理人の会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。

第七条 筆界特定の申請をする場合において、所有権登記名義人又は表題部所有者の第三十六条第二項に規定する住民票コード（当該所有権の登記名義人又は表題部所有者の住所についての変更又は錯誤若しくは遗漏があつたことを確認することができることとなるものに限る。）を提供したときは、当該住民票コードの提供をもつて、当該住所についての変更又は錯誤若しくは遗漏があつたことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができる。

### （筆界特定電子申請の方法）

第二百十条 筆界特定電子申請における筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報は、法務大臣の指示により送信しなければならない。

第二百十一条 筆界特定電子申請における筆界特定申請情報の全部又は筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクを提出する場合には、以下この条において同じ。）、

（筆界特定電子申請の方法）

第二百十二条 筆界特定電子申請における筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報は、法務局又は地方法務局に筆界特定添付書面を提出することを妨げない。

第二百一十二条 筆界特定電子申請における筆界特定申請情報の全部又は筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクを提出する場合には、以下この条において同じ。

（筆界特定添付書面の原本の還付請求）

第二百一十三条 申請人は、筆界特定添付書面（磁気ディスクを除く。）の原本の還付を請求するものとする。

（筆界特定添付書面の原本の還付請求）

第二百一十四条 筆界特定登記官は、法第百三十一條第五項において読み替えて準用する法第十八条の規定により筆界特定申請情報を提供されたときは、当該筆界特定申請情報に係る筆界特定の申請の受付をしなければならない。

第二百一十五条 第四十四条第一項及び第二項の規定は、法第百二十四条第二項において読み替えて準用する法第六条第三項の規定に従つて筆界特定の申請がされた場合について準用する。

（筆界特定の申請の受付）

第二百一十六条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の補正をすることができる期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該申請を却下することができない。

（公告及び通知の方法）

第二百一十七条 法第百三十三条第一項の規定による公告は、法務局若しくは地方法務局の掲示場その他法務局若しくは地方法務局内の公衆の見やすい場所に掲示して行う方法又は法務局若しくは地方法務局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつてインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法により二週間行うものとする。

第二百一十八条 法第百三十三条第一項の規定による通知は、郵便、信書便その他適宜の方法によりするものとする。

第二百一十九条 第二项第一項の規定は筆界特定申請情報を記録した磁気ディスクを提出する場合には、以下この条において同じ。

（筆界特定申請情報の全部又は筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクを提出する場合には、以下この条において同じ。）に

第三条 前項本文の規定により原本の還付を請求する申請人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならない。

（筆界特定登記官は、第一項本文の規定によりするものとする。

3 前項の通知は、関係人が法第百三十九条の定めるところにより筆界特定に関し意見又は図面の提出する旨を明らかにしてしなければならない。
第二百八十八条 法第百三十九条第一項の規定による意見又は資料の提出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
一 手続番号
二 意見又は資料を提出する者が法人であると認められるべきは、その代表者の氏名又は名称
三 意見又は資料を提出する者が法人であるときは、その代表者の氏名
四 提出の年月日
五 法務局又は地方法務局の表示
六 法第百三十九条第一項の規定による資料の提出は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
一 資料の表示
二 作成者及びその作成年月日
三 写真又はビデオテープ（これらに準ずる方
四 当該資料の提出の趣旨

（情報通信の技術を利用する方法）
第二百十九条 法第百三十九条第二項の法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して情報を送信する方法
二 法務大臣の定めるところにより情報を取り扱った磁気ディスクその他の電磁的記録を提出する方法
三 前二号に掲げるもののほか、筆界特定登記書面であるときは、当該書面の写し三部を提出（書面の提出方法）

（意見聴取等の期日の場所）
第二百二十二条 法第百四十一条第一項の期日（以下「意見聴取等の期日」という。）は、法務局又は地方法務局、対象土地の所在地を管轄する登記所その他筆界特定登記官が適当と認める場所において開く。（意見聴取等の期日の通知）
第二百二十三条 法第百四十四条第一項の規定による通知は、申請人及び関係人が同項の定めるところにより対象土地の筆界について意見を述べ、又は資料を提出することができる旨を明らかにしてしなければならない。
2 第二百十七条第二項の規定は、前項の通知について準用する。
（意見聴取等の期日における筆界特定登記官の権限）

（調書等の閲覧）
第二百二十七条 申請人又は関係人は、法第四十一条第一項の規定により調書又は資料の閲覧の請求をするときは、次に掲げる事項に係る情報を探査しなければならない。
一 手続番号
二 請求人の氏名又は関係人の別名
三 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
四 代理人によつて請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときは、その代表者の氏名
（筆界調査委員の調査の報告）
第二百二十九条 筆界特定登記官は、筆界調査委員に対し、法第四十五条の規定による事実の調査の経過又は結果その他必要な事項について報告を求めることができる。
（筆界調査委員の意見の提出の方式）
第二百三十条 法第四十二条の規定による意見の提出は、書面又は電磁的記録をもつてするものとする。
（筆界特定登記官の意見の提出の方式）
第二百三十二条 筆界特定登記官は、次に掲げる事項を記録するものとする。
一 手續番号
二 対象土地に係る不動産所在事項及び不動産番号（表題登記がない土地にあっては、法第三十四条第一項第一号に掲げる事項及び当該土地を特定するに足りる事項）
三 結論
四 理由の要旨
五 申請人の代理人があるときは、その氏名又は名称
六 申請人の代理人があるときは、その氏名又は名称
七 筆界調査委員の氏名
八 筆界特定登記官の所属する法務局又は地方法務局の表示

2 筆界特定登記官は、書面をもつて筆界特定書を作成するときは、筆界特定書に職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。
3 筆界特定登記官は、電磁的記録をもつて筆界特定書を作成するときは、筆界特定登記官を明らかにするための措置であつて法務大臣が定めるものを講じなければならない。
4 法第一百四十三条第二項の図面には、次に掲げる事項を記録するものとする。
一 地番区域の名称
二 方位
三 縮尺
四 対象土地及び関係土地の地番
五 筆界特定の対象となる筆界又はその位置の範囲
六 筆界特定の対象となる筆界に係る筆界点（筆界の位置の範囲を特定するときは、その範囲を構成する各点。次項において同じ。）
七 境界標があるときは、当該境界標の表示範囲
八 測量の年月日
5 法第一百四十三条第二項の図面上の点の現地における位置を示す方法として法務省令で定めるものは、国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号及び基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値とする。ただし、近傍に基本三角点等が存しない場合その他的基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値とする。
6 第十条第四項並びに第七十七条第三項及び第四項の規定は、法第一百四十三条第二項の図面について準用する。この場合において、第七十七条第三項中「第一項第九号」とあるのは、「第二百三十二条第四項第七号」と読み替えるものとする。
（筆界特定の公告及び通知）
第二百三十二条 筆界特定登記官は、法第一百四十三条第一項の筆界特定書の写しを作成するときは、筆界特定書の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。
2 法第一百四十四条第一項の法務省令で定める方法は、電磁的記録をもつて作成された筆界特定書の内容を証明した書面を交付する方法とする。

3 筆界特定登記官は、前項の書面を作成するとときは、電磁的記録をもつて作成された筆界特定書を書面に出力し、これに筆界特定書に記録されている内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。
4 法第一百四十四条第一項の規定による公報に於いて、第二百七十二条第一項の規定による筆界特定書の写し（第二項の書面を含む。）の交付は、送付の方法によりすることができる。
5 第二百七十二条第一項の規定は法第一百四十四条第一項の規定による公報について、第二百七十二条第一項の規定は法第一百四十四条第一項の規定による関係人に対する通知について、それぞれ準用する。
（第四節 筆界特定手続記録の保管）
第二百三十三条 筆界特定登記官は、筆界特定の手続が終了したときは、遅滞なく、対象土地の所在地を管轄する登記所に筆界特定手続記録を送付しなければならない。
2 対象土地が二以上の法務局又は地方法務局の管轄区域にまたがる場合には、前項の規定によると送付は、法第一百二十四条第二項において読み替えて準用する法第六条第二項の規定により法務大臣又は法務局の長が指定した法務局又は地方法務局の管轄区域内にある登記所であつて対象土地の所在地を管轄するものに対するものとのする。この場合には、筆界特定登記官は、当該二以上の法務局又は地方法務局のうち法務大臣又は法務局の長が指定した法務局又は地方法務局以外の法務局又は地方法務局の管轄区域内にある登記所であつて対象土地の所在地を管轄するものに筆界特定書等の写し（筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されているときには、その内容を書面に出力したもの）を送付しなければならない。

3 対象土地が二以上の登記所の管轄区域にまたがる場合（前項に規定する場合を除く。）には、第一項の規定による送付は、法務局又は地方法務局の長が指定する登記所に対してもするものとす。
4 筆界特定手続記録の全部又は一部が書面をもつて作成されているときは、当該電磁的記録を記録した情報を保存は、当該情報の内容を記録した電磁的記録を保存する方法によつてすることができる。
2 筆界特定手続記録の全部又は一部が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録を記録した情報を保存する方法によつてすることができる。
（第五節 筆界特定書等の写しの交付の請求等）
第二百三十八条 法第一百四十九条第一項の規定により筆界特定書等の写し（筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該記録された情報の内容を証明した書面を含む。以下同じ。）の交付の請求をするときは、次に掲げる事項を内容とする情報（以下この節において「請求情報」という。）を提供しなければならない。筆界特定手続記録の閲覧の請求をするときも、同様とする。

3 請求人の住所
2 法第一百四十九条第二項の規定により筆界特定書等以外の筆界特定手続記録の閲覧の請求をするときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を請求情報の内容とする。
1 請求人の住所
2 請求人が法人であるときは、その代表者の住所
3 代理人によつて請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名
4 法第一百四十九条第二項ただし書の利害関係を有する理由及び閲覧する部分
3 前項の閲覧の請求をするときは、同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければならない。
4 第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の

資格を証する書面を提示しなければならない。ただし、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

第二項の閲覧の請求を代理人によつてするとときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。ただし、支配人等が法人を代理して同項の閲覧の請求をする場合において、当該法人の会社法人等番号をも請求情報の内容としたときは、この限りでない。

代理人の代表者の資格を証する書面を提示することを要しない。

(筆界特定書等の写しの交付の請求方法等)

**第二百三十九条** 前条第一項の交付の請求又は同一項目若しくは同条第二項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法によりしなければならない。

送付の方法による筆界特定書等の写しの交付の請求は、前項の方法のほか、法務大臣の定めのところにより、請求情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。この場合には、送付先の住所をも請求情報の内容とする。

法第四十九条第三項において準用する法律第一百四十九条ただし書の法務省令で定める方法は、前項に規定する方法とする。

(筆界特定書等の写しの作成及び交付)

**第二百四十条** 登記官は、筆界特定書等の写しを作成するとき(次項に規定する場合を除く。)は、筆界特定書等の全部又は一部の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

登記官は、筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されている場合において、筆界特定書等の写しを作成するときは、電磁的記録に記録された筆界特定書等を書面に出力し、これに筆界特定書等に記録されている内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印しなければならない。

筆界特定書等の写しの交付は、請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。(準用)

**第二百四十二条** 第二百二条の規定は、筆界特定手続記録の閲覧について、第二百三条第一項の規

定は法第四十九条第一項及び第二項の手数料を収入印紙をもつて納付するときについて、第二百四条の規定は請求情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合において前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百三十九条の規定は第二百三十九条第二項に規定する方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについて、それぞれ準用する。この場合において、第二百三十九条第一項、「法第四十九条第二項及び第二百二十一条第二項」とあるのは、「法第四十九条第二項」と、同条第三項中「法第二百二十二条第三項又は第四項の規定による登記簿の附属書類」とあるのは、「法第四十九条第二項に規定する筆界特定手続記録」と、第二百三十三条第一項中「法第二百十九条第一項及び第二項、第二百二十条第一項及び第二項並びに第二百二十二条第一項から第四項まで」とあるのは、「法第四十九条第一項及び第二項」と、第二百四十四条第一項中「法第二百三十九条第二項」とあるのは、「法第二百三十八条第一項」と、「法第二百九十七条第六項(第二百三条第三項及び第二百二十二条第三項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「法第二百四十四条第三項」と読み替えるものとする。

(手続費用)

**第二百四十二条** 法第四十六条第一項の法務省令で定める費用は、筆界特定登記官が相当と認める者に命じて行わせた測量、鑑定その他の専門的な知見を要する行為について、その者に支給すべき報酬及び費用の額として筆界特定登記官が相当と認めたものとする。

(代理人等)

**第二百四十三条** 関係人が法人である場合において、当該関係人が筆界特定の手続において意見の提出その他の行為をするときは、次に掲げる情報を法務局又は地方法務局に提供しなければならない。

一 会社法人等番号を有する法人にあつては、当該法人の会社法人等番号

二 前号に規定する法人以外の法人にあつては、当該法人の代表者の資格を証する情報

三 法人であつて、次に掲げる登記事項証明書を提供して同項の行為をする場合には、適用しない。

一次号に規定する場合以外の場合にあつては、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書。

二 支配人等によって前項の行為をする場合においては、当該支配人等の権限を証する登記事項証明書。

三 筆界特定の申請がされた後、申請人又は関係人が代理人を選任したときは、当該申請人又は申請人には、当該代理人の権限を証する情報を法務局又は地方法務局に提供しなければならない。ただし、当該申請人又は関係人が会社法人等番号を有する法人であつて、当該代理人が支配人等である場合は、この限りでない。

四 前項本文に規定する代理人が法人である場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもつて、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができる。(申請の却下)

五 筆界特定登記官は、法第二百三十三条第一項の規定による公告をした後に筆界特定の申請の取下げがあったときは、その旨を当該通知に係る関係人に通知しなければならない。同条第二項及び第二百二十七条第二項の規定は、この場合における公告について準用する。

六 筆界特定登記官は、法第二百三十三条第一項の規定による通知をした後に筆界特定の申請の取下げがあったときは、その旨を当該通知に係る関係人に通知しなければならない。同条第二項及び第二百二十七条第二項の規定は、この場合における通知について準用する。

七 筆界特定登記官は、申請を却下したときは、筆界特定添付書面を還付するものとする。ただし、偽造された書面その他の不正な申請のために用いられた疑いがある書面については、この限りでない。

八 筆界特定登記官は、申請を却下したときは、筆界特定添付書面を還付するものとする。ただし、偽造された書面その他の不正な申請のため正すことができる。

九 筆界特定登記官は、申請を却下したときは、申請人に対し、更正の内容を通知するとともに、更正した旨を公告し、かつ、関係人に通知しなければならない。法第二百三十三条第二項及びこの省令第二百二十七条第二項の規定はこの場合における通知について、同条第一項の規定はこの場合における公告について、それぞれ準用する。

十 筆界特定登記官は、法第二百三十三条第一項の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に規定による通知をした後に筆界特定の申請を却下したときは、その旨を当該通知に係る関係人に通知しなければならない。同条第二項及び第二百二十七条第一項の規定は、この場合における公告について準用する。

十一 筆界特定登記官は、法第二百三十三条第一項の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に規定による通知をした後に筆界特定の申請を却下したときは、その旨を当該通知に係る関係人に通知しなければならない。同条第二項及び第二百二十七条第一項の規定は、この場合における公告について準用する。

(申請の取下げ)

十二 筆界特定の申請の取下げは、次に掲げる登記事項証明書の表題部所有者、登記名義人又はその他の相続人について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときは、その相続人(第三項第二号に掲げる書面の記載により確認することができる者に限る。以下本条において同じ。)又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、





(旧登記簿が滅失した場合の回復手続)

**第六条** 第三条指定を受けていない事務に係る旧登記簿(信託目録を含む。)が滅失したときは、旧法第十九条、第二十三条及び第六十九条から第七十五条までに規定する手続により回復するものとする。この場合には、当該事務について本登記証交付帳を備える。

前項に規定する手続により交付された登記証は、旧法第六十条の規定により還付された登記済証とみなす。この場合には、当該事務について本登記証交付帳を備える。

3 旧細則第二十二条及び第六十条から第六十条ノ三までの規定は、第一項の旧登記簿について、旧なおその効力を有する。この場合において、旧細則第二十二条第一項中「不動産登記法第二十三条ノ告示」とあるのは、「新規則附則第六十一条二規定スル手続ノ告示」と、旧細則第六十条ノ三中「不動産登記法第七十四条第一項」とあるのは、「新規則第六十条第一項」と、「同法第七十二条第一項」とあるのは、「旧法第七十二条第一項」と

4 条中「不動産登記法第六十条第一項ノ手続」とあるのは、「旧法第六十条第一項ニ規定スル手続」と、旧細則第六十条ノ二中「不動産登記法第七十二条第一項」とあるのは、「新規則附則第六十条第一項」と、「同法第七十二条第一項」とあるのは、「旧法第七十二条第一項」と

5 法の施行の際、現に旧法の規定により行われている第一項に規定する手続については、なお従前の例による。第三条指定を受けない事務が第三条指定を受けた際、現に当該事務について第一項の規定により行われている手続についても、同様とする。

(第三条指定を受けている登記所からの移送)第七条 不動産の所在地が当該不動産に係る事務について第三条指定を受けている甲登記所の管轄から当該事務について第三条指定を受けている乙登記所の管轄に転属した場合において、移送を受けた共同担保目録又は信託目録があるときは、これに基づき共同担保目録又は信託目録を作成しなければならない。

6 甲登記所が当該不動産の登記記録、共同担保目録又は信託目録を乙登記所に移送するには、甲登記所の当該不動産の登記記録、共同担保目録又は信託目録に記載された事項を記載した書面を送付しなければならない。

7 乙登記所が前項の規定により登記記録に記載された事項を記載した書面の送付を受けたときは、乙登記所の登記官は、当該書面に記載された事項を登記用紙に記載しなければならない。

その年月日を記載し、これに登記官印を押印しなければならない。

定登記所」という。)において二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存、設定に関する権利を目的とする担保権の保存、設定

目録づり込み帳を備える。

又は処分の登記を申請する場合(書面申請により共用する場合に限る。この条において同じ。)における共同担保目録に記録すべき情報の提供方法については、なお従前の例による。ただし、一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記をした後、同一の債権を担保するため他の二以上の不動産に関するも

のがあるときであっても、一の共同担保目録を添付すれば足りる。

一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記を申請する場合における共同担保目録に記録すべき情報の提供方法については、なお従前の例による。た

め他の一の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存、設定又は処分の登記を申請する場合における共同担保目録に記録すべき情報の提供方法については、なお従前の例による。た

め他の一の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記をした後、同一の債権を担保するため他の一の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存、設定又は処分の登

記を申請する場合において、前の登記が他の登記所の管轄区域内にある不動産に関するものであるときであっても、一の共同担保目録を添付すれば足りる。

共同未指定登記所において担保権の登記がある土地の分筆の登記、建物の分割の登記、建物の区分の登記又は敷地権付き区分建物について敷地権を抹消することとなる登記の申請をする場合の共同担保目録については、なお従前の例によ

る。ただし、これらの登記をする前の不動産に関する権利が他の登記所の管轄区域内にあり、不動産に関する権利とともに担保権の目的である不動産に関する権利とともに担保権の目的であつたときであつても、一の共同担保目録を添付すれば足りる。

前項の規定により共同担保目録が提出された場合において、前条第二項後段及び第四項の規定は第一項本文の場合について、前条第三項後段の規定は前

項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、前条第二項後段中「記載」とあるのは「記録」と、「登記官印を押印しなければ」

とあるのは「登記官の識別番号を記録しなければ」とする。この場合には、「記録しなければ」と読み替えるものとする。

乙登記所の登記官は、第一項に規定する場合において、移送を受けた共同担保目録又は信託目録があるときは、これに基づき共同担保目録又は信託目録を作成しなければならない。

前条第二項後段及び第四項の規定は第一項本文の場合について、前条第三項後段の規定は前

項の場合について、それぞれ準用する。この場合は「移送を受けた登記用紙」と、「登記用紙」とあるのは「登記記録」と、「記載しなければ」とあるのは「記録しなければ」と読み替えるものとする。

5 旧細則第四十三条ノ二から第四十三条ノ四までの規定は、第一項から第三項までの規定により共担未指定登記所に提出すべき共同担保目録について、なおその効力を有する。

6 旧細則第四十三条ノ二から第四十三条ノ六まで(第五十七条ノ四第三項を除く。)の規定は、共同未指定登記所において登記官が作成する共同担保目録を移送するものとする。

7 旧細則第五十七条ノ四から第五十七条ノ六まで(第五十七条ノ四第三項を除く。)の規定は、共同未指定登記所において登記官が作成する共同担保目録を移送するものとする。

この場合において、旧細則第五十七条ノ四第一項中「不動産登記法第二百二十七条第二項ノ規定ニ依リ不動産ニ関スル権利ノ表示ヲ為ストキハ」とあるのは「新規則第二百六十八条第三項ノ規定ニ依ル記録ヲ為ストキハ」と、「申請書」とあるのは「申請ノ」と、同条第二項中「不動産登記法第二百二十八条第一項ノ規定ニ依ル附記ヲ為スニハ」とあるのは「新規則第二百七十七条ノ規定ニ依ル記録ヲ為ストキハ」と、「申請書」とあるのは「申請ノ」と、同条第二項中「不動

一項（同条第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及ビ第二項ノ規定ニ依ル記録ヲ為スニハ」と、  
「申請書」とあるのは「申請ノ」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「新規則附則第十一条  
第九項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノト  
サレタル第五十七条ノ四第二項」と、「第四十  
三条ノ四又ハ第五十七条ノ五」とあるのは「新  
規則附則第九条第五項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力  
ヲ有スルモノトサレタル第五十七条ノ五」と、  
旧細則第五十七条ノ五第一項中「第四十三条ノ  
二、第四十三条ノ三第一項及ビ第四十三条ノ  
四」とあるのは「新規則附則第九条第五項ノ規  
定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル第  
四十三条ノ二、第四十三条ノ三第一項及ビ第四  
十三条ノ四」とする。

**第十二条** この省令の施行の際、現に登記所に備  
え付けてある共同担保目録は、法第八十三条第  
二項の共同担保目録とみなす。  
**（信託目録）**

式により作成しなければならない。

**第三項** 前項の規定による信託目録は、第一項の信託  
目録つづり込み帳につづり込むものとする。

**第四項** 信託目録未指定登記所において信託の登記の  
申請を書面申請によりするときは、申請人は、  
別記第五号様式による用紙に信託目録に記録す  
べき情報を記載して提出しなければならない。

信託目録に関する事務について第三条指定を受  
けた登記所において、その登記簿が附則第三条  
第一項の規定による改製を終えていない登記簿  
(電子情報処理組織による取扱いに適合しない  
登記簿を含む)である不動産について、信託  
の登記の申請を書面申請によりするときも、同  
様とする。

**第五項** 前項の規定により信託目録に記録すべき情報  
を記載した書面が提出されたときは、当該書面  
は、法第九十七条第三項の信託目録とみなす。  
この場合には、当該書面は、新規則第十九条の  
規定にかかわらず、第一項の信託目録つづり込  
み帳につづり込むものとする。

6 旧細則第十六条ノ四第一項、第四十三条ノ六  
から第四十三条ノ九まで、第五十七条ノ十及び  
第五十七条ノ十一の規定は、信託目録未指定登  
記所の信託目録について、なおその効力を有す  
る。この場合において、旧細則第十六条ノ四第一  
項中「信託原簿」とあるのは「信託目録」と  
「申請書」とあるのは「申請ノ」と、旧細  
則第四十三条ノ六中「信託原簿」とあるのは  
「信託目録二記録スベキ情報ヲ記載シタル書面」と  
「附錄第十号様式」とあるのは「不動産登  
記規則(平成十七年法務省令第十八号)別記第  
五号様式」と、旧細則第四十三条ノ七及び第四  
十三条ノ八中「信託原簿用紙」とあるのは「信  
託目録二記録スベキ情報ヲ記載シタル書面ノ用  
紙」と、旧細則第四十三条ノ九中「第四十三条  
ノ三」とあるのは「新規則附則第九条第五項ノ  
規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル  
第四十三条ノ三」と、「信託原簿」とあるのは  
「信託目録二記録スベキ情報ヲ記載シタル書面」  
と、旧細則第五十七条ノ十及び第五十七条ノ十  
一中「信託原簿」とあるのは「信託目録」とす  
る。

**第十三条** この省令の施行の際、現に登記所に備  
え付けてある信託原簿は、法第九十七条第三項  
の信託目録とみなす。  
**（共同担保目録等の改製）**

**第十四条** 附則第三条の規定は、共同担保目録及  
び信託目録について準用する。  
**（第三条指定に関する経過措置）**

**第十五条** 新規則中電子申請に関する規定は、法  
附則第六条の指定(以下「第六条指定」とい  
う。)の日からその第六条指定に係る登記手続  
に適用する。

**第二項** 第六条指定を受けない登記所の登記手續  
に係る登記の申請をするときは、登記原因を証  
明するものとする。

6 旧細則第四十四条ノ十七の規定は、第六条指  
定がされるまでの間、第六条指定を受けないな  
い登記手続について、なおその効力を有する。  
**（法附則第七条の登記手續）**

**第十六条** 第六条指定を受けた登記手續におい  
て、申請人が法附則第七条の規定により登記済  
登記済証の交付を希望する旨の申出をしたとき  
に、登記済証の交付を希望しない旨の申出をしたとき  
を含む。

**二 法附則第六条第三項の規定により読み替え  
て適用される法第二十一条本文の規定により  
登記済証の交付を受けるべき者が、登記完了  
の時から三月以内に登記済証を受領しない  
場合**

二 法附則第六条第三項の規定により読み替え  
て適用される法第二十一条本文の規定により  
登記済証の交付を受けるべき者が、登記完了  
の時から三月以内に登記済証を受領しない  
場合

**三 法附則第六条第三項の規定により読み替え  
て適用される法第二十一条本文の規定により  
登記済証の交付を受けるべき者が、登記完了  
の時から三月以内に登記済証を受領しない  
場合**

**三 法附則第六条第三項の規定により読み替え  
て適用される法第二十一条本文の規定により  
登記済証の交付を受けるべき者が、登記完了  
の時から三月以内に登記済証を受領しない  
場合**

9 旧細則第四十四条ノ十七の規定は、当該申  
請人である登記義務者(登記権利者及び登記  
義務者がない場合にあっては、申請人である登記  
名義人)に対し、登記完了証に代えて、旧法第  
六十条第二項の規定による方法により作成した  
登記済証を提出して登記の申請をしたときは、当該申  
請人である登記義務者(登記権利者及び登記  
義務者がない場合にあっては、申請人である登記  
名義人)に対し、登記完了証に代えて、旧法第  
六十条第二項の規定による方法により作成した  
登記済証を交付するものとする。

**（第六条指定に関する経過措置）**

**第十六条の二** 第六条指定を受けた登記手續のう  
ち、附則第三条第一項の規定による改製を終え  
ていない登記簿に関する登記手續は、法附則第  
六条第一項並びに附則第十五条第一項、第二  
項、第六項、第八項及び第九項並びに第十六条  
の適用については、第六条指定を受けないな  
い登記手續とみなす。

登記手續とみなす。

（電子情報処理組織を使用する方法による登記  
事項証明書の交付の請求）

**第十七条** 新規則第九百九十四条第三項の規定は、  
法務大臣が指定した登記所における登記事項証  
明書の交付の請求について、当該指定の日から  
当該指定に係る登記所ごとに適用する。

2 前項の指定は、告示してしなければならぬ  
い。

**（前条第一項の規定による指定に関する経過措  
置）**

**第十七条の二** 前条第一項の規定による指定を受  
けた登記所における登記事項証明書の交付の請  
求のうち、附則第三条第一項の規定による改製

を終えていない登記簿に関する登記事項証明書の交付の請求は、前条第一項の適用については、同項の規定による指定を受けていない登記所における登記事項証明書の交付の請求とみなす。

**(予告登記の抹消)**

**第十八条** 登記官は、職権で、旧法第三条に規定する予告登記の抹消をすることができる。

2 登記官は、この省令の施行後、登記をする場合において、当該登記に係る不動産の登記記録又は登記用紙に前項の予告登記がされているときは、職権で、当該予告登記の抹消をしなければならない。

**(旧根抵当権の分割等による権利の変更の登記)**

**第十九条** 民法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第九十九号)附則第五条第一項の規定による分割による権利の変更の登記は、増額の登記についてする付記登記によつてするものとする。この場合において、登記官は、分割により根抵当権の設定を登記する旨を記録し、かつ、分割前の旧根抵当権(同法附則第二条に規定する旧根抵当権をいう。以下同じ。)の登記についてする付記登記によつて分割後の極度額を記録しなければならない。

2 新規則第一百五十二条第二項の規定は、前項の場合において、増額の登記に当該増額に係る部分を目的とする第三者の権利に関する登記があるときについて準用する。

3 登記官は、民法の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定による分離による権利の変更の登記をするときは、当該一の不動産の上の旧根抵当権の設定の登記についてする付記登記によつて記録し、当該不動産が他の不動産とともに担保の目的である旨の記録に抹消する記号を記録しなければならない。

4 新規則第一百七十条第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の権利の変更の登記をした場合について準用する。

**(民法の一部改正に伴う経過措置)**

**第二十条** 民法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百四十七号)の施行日の前日までの間ににおける新規則第三条及び第六十五条の規定については、新規則第三条第二号ロ中「第三百九十八条の八第一項又は第二項」とあるのは、「第三百九十八条の九第一項又は第二項」と、同号ハ中「第三百九十八条の十二第二項」とあるのは、「第三百九十八条の十二第二項」とある。

**(電子申請における添付書面の提出する場合についての特例等)**

**第二十一条** 電子申請をする場合において、令附則第五条第一項の規定により書面を提出する方法により添付情報を提供するときは、各添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも申請情報の内容とするものとする。

2 前項に規定する場合には、当該書面は、申請の受付の日から一日以内に提出するものとする。

3 第一項に規定する場合には、申請人は、当該書面を提出するに際し、別記第十三号様式による用紙に次に掲げる事項を記載したもの添付しなければならない。

一 受付番号その他の当該書面を添付情報とする申請の特定に必要な事項

二 令附則第五条第一項の規定により提供する添付情報の表示

4 第一項に規定する場合において、送付の方法により当該書面を提出するときは、書留郵便又は信書便の役務であつて当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとする。

5 前項に規定する場合には、当該書面を入れた封筒の表面に令附則第五条第一項の規定により提出する書面が在中する旨を明記するものとする。

**第二十二条** 令附則第五条第四項の電磁的記録は、法務大臣の定めるところにより送信して提供しなければならない。

2 令附則第五条第四項の電磁的記録の提供は、法第六十四条の登記について、同項の書面に記載された情報のうち登記原因の内容を明らかにする部分についてすれば足りる。

3 令附則第五条第四項の規定により同項の書面に記載された情報を記録する場合は、法務大臣の定めるところにより当該書面に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読み取装置を含む)で読み取る方法によらなければならぬ。

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、平成十九年三月三〇日法務省令(平成一九年三月三〇日法務省令)とし、同号ニ中「第三百九十八条の十四第一項ただし書」とあるのは、「第三百九十八条ノ十一第一項ただし書」と、新規則第四条及び第五条及び第二項中「第三百九十八条の十二第二項」とあるのは、「第三百九十八条ノ十二第二項」とする。

**(電子申請における添付書面の提出する場合についての特例等)**

**第二十三条** 第十七条第一項の規定にかかるらず、令附則第五条第一項の規定により書面を提

出する方法により添付情報が提供された場合には、当該書面は、第十九条から第二十二条までの規定に従い、第十八条第二号から第五号までに掲げる帳簿につづり込んで保存するものとする。

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則 (平成一九年三月三一日法務省令)**

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、平成十九年三月三〇日法務省令(平成一九年三月三〇日法務省令)とし、同号ニ中「第三百九十八条の三項及び第三十九条第三項ただし書」とあるのは、「第三百九十八条ノ三項ただし書」と、新規則第四条及び第五条及び第二項中「第三百九十八条の二項」とあるのは、「第三百九十八条ノ二項」とする。

**(電子申請における添付書面の提出する場合についての特例等)**

**第二十四条** 第三十八条第三項及び第三十九条第三項の規定は、令附則第五条第一項の規定により書面を提出する方法により添付情報を提供した場合について準用する。

**第二十五条** 第四十五条、第四十九条、第五十条及び第五一条第一項の規定により書面を提出する方法により添付情報を提供するときは、各添付情報をつき書面を提出する方法によるか否かの別をも申請情報の内容とするものとする。

2 第四十五条第一項の規定により書面を提出する方法により添付情報を提供する場合には、当該書面を補正し、若しくは補正に係る書面その他の当該書面を添付情報とする。

3 令附則第五条第一項の規定により書面を提出する方法により添付情報を提供した場合における第六十条第二項の規定の適用については、同項第一号中「方法」とあるのは、「方法又は登記所に提出した書面を補正し、若しくは補正に係る書面を登記所に提出する方法」とする。

4 令附則第五条第一項の規定により書面を提出する方法により添付情報を提供する場合には、当該書面を補正し、若しくは補正に係る第六十三条第七項の規定の適用については、同項中「申請書」とあるのは、「附則第二十一条第三項の用紙」とする。

5 第二十二条に規定する登記義務者が、第七十条第一項の書面に通知に係る申請の内容が真実である旨を記載し、これに記名し、委任状に押印したものと同一の印を用いて当該書面に押印した上、登記所に提出する方法によることができることとする。

**第二十六条** 電子申請の場合は、平成十九年三月三〇日法務省令(平成一九年三月三〇日法務省令)とし、同号ニ中「第三百九十八条の三項及び第三十九条第三項ただし書」とあるのは、「第三百九十八条ノ三項ただし書」と、新規則第四条及び第五条及び第二項中「第三百九十八条の二項」とあるのは、「第三百九十八条ノ二項」とする。

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則 (平成一九年九月二八日法務省令)**

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、平成十九年九月二八日法務省令(平成一九年九月二八日法務省令)とし、同号ニ中「第三百九十八条の三項及び第三十九条第三項ただし書」とあるのは、「第三百九十八条ノ三項ただし書」と、新規則第四条及び第五条及び第二項中「第三百九十八条の二項」とあるのは、「第三百九十八条ノ二項」とする。

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、信託法の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。ただし、第一項中不動産登記規則第七十条の改正規定及び第六条の規定は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

**(経過措置)**

**第二条** 信託法の施行の日前に登記の申請がされた信託の登記の登記事項証明書(信託目録に係る部分に限る)の様式は、なお従前の例による。

2 不動産登記規則第十二条第一項に規定する信託の登記の登記事項証明書(信託目録に係る部分に限る)の様式は、なお従前の例による。

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、信託法の施行の日前に登記の申請がされた信託の登記の登記事項証明書(信託目録に係る部分に限る)の様式は、なお従前の例による。

**第二条** 不動産登記規則別記第四号様式において定める登記官の身分を証する書面の様式は、信託法の施行の日前に登記の申請がされた登記について、なお従前の例による。

**第三条** 不動産登記規則別記第四号様式において定める登記官の身分を証する書面の様式は、この省令の施行の日から起算して一年を経過する

日までの間は、なお従前の様式によることがで  
きる。

2 前項の規定は、電気通信回線による登記情報  
の提供に関する法律施行規則において定める職  
員の身分を示す証明書の様式について準用す  
る。

**附 則** (平成二〇年一月一一日法務省令  
第一号)

この省令は、平成二十年一月十五日から施行  
する。

**附 則** (平成二〇年七月二二日法務省令  
第四六号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十年七月二十二日か  
ら施行する。

(経過措置) 第二条 この省令による改正後の不動産登記規則  
の規定は、この省令の施行前に生じた事項にも  
適用する。ただし、改正前の不動産登記規則の  
規定により生じた効力を妨げない。

2 この省令の施行の際現に不動産登記規則第二  
十九条の規定に基づき法務局又は地方法務局の  
長の廃棄の認可を受けている情報の保存期間に  
ついては、なお従前の例による。

**附 則** (平成二〇年一月二十五日法務省  
令第六二号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令による改正後の不動産登記規則  
(以下「新規則」という。)の規定は、この附則  
に特別の定めがある場合を除き、この省令の施  
行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正  
前の不動産登記規則(以下「旧規則」という。)  
により生じた効力を妨げない。

**第三条** 新規則別記第五号及び第七号から第十号  
までは、登記所ごとに日本工業規格X(二)二二三  
(平成十六年一月二十日において經濟産業大臣  
が公示した工業標準化法(昭和二十四年法律第  
百八十五号)第十四条の規定に基づく改正後の  
もの)に適合する登記記録について行うものと  
して法務大臣が指定した共同担保目録及び信託  
目録並びに登記事項証明書の作成に係る事務に  
ついて、その指定の日から適用する。

2 前項の規定による指定は、告示してしなけれ  
ばならない。

3 第一項の規定による指定がされるまでの間  
は、同項の規定による指定を受けていない共同

の作成に係る事務については、旧規則別記第五  
号及び第七号から第十号までは、なおその効力  
を有する。

**附 則** (平成二〇年一月一一日法務省令  
第一号)

この省令は、平成二十年一月十五日から施行  
する。

**附 則** (平成二〇年七月二二日法務省令  
第一号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年四月一一日法務省令第  
二号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年四月一一日法務省令第  
二号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**第三条** 不動産登記規則の一部改正による改  
正後の不動産登記規則(以下「新規則」とい  
う。)の規定は、この附則に特別の定めがある場合を  
除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用  
する。ただし、改正前の不動産登記規則により  
生じた効力を妨げない。

**附 則** (平成二〇年一月二十五日法務省  
令第六二号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令による改正後の不動産登記規則  
(以下「新規則」という。)の規定は、この附則  
に特別の定めがある場合を除き、この省令の施  
行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正  
前の不動産登記規則(以下「旧規則」という。)  
により生じた効力を妨げない。

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年四月一一日法務省令  
第一号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令による改正後の不動産登記規則  
(以下「新規則」という。)の規定は、この附則  
に特別の定めがある場合を除き、この省令の施  
行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正  
前の不動産登記規則(以下「旧規則」という。)  
により生じた効力を妨げない。

**第三条** 不動産登記規則の一部改正による改  
正後の不動産登記規則(以下「新規則」とい  
う。)の規定は、この附則に特別の定めがある場合を  
除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用  
する。ただし、改正前の不動産登記規則により  
生じた効力を妨げない。

**附 則** (平成二〇年四月一一日法務省令  
第一号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令による改正後の不動産登記規則  
(以下「新規則」という。)の規定は、この附則  
に特別の定めがある場合を除き、この省令の施  
行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正  
前の不動産登記規則(以下「旧規則」という。)  
により生じた効力を妨げない。

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年四月一一日法務省令  
第一号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令による改正後の不動産登記規則  
(以下「新規則」という。)の規定は、この附則  
に特別の定めがある場合を除き、この省令の施  
行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正  
前の不動産登記規則(以下「旧規則」という。)  
により生じた効力を妨げない。

**第三条** 不動産登記規則の一部改正による改  
正後の不動産登記規則(以下「新規則」とい  
う。)の規定は、この附則に特別の定めがある場合を  
除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用  
する。ただし、改正前の不動産登記規則により  
生じた効力を妨げない。

**附 則** (平成二〇年四月一一日法務省令  
第一号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令による改正後の不動産登記規則  
(以下「新規則」という。)の規定は、この附則  
に特別の定めがある場合を除き、この省令の施  
行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正  
前の不動産登記規則(以下「旧規則」という。)  
により生じた効力を妨げない。

**第三条** 不動産登記規則の一部改正による改  
正後の不動産登記規則(以下「新規則」とい  
う。)の規定は、この附則に特別の定めがある場合を  
除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用  
する。ただし、改正前の不動産登記規則により  
生じた効力を妨げない。

**附 則** (平成二〇年四月一一日法務省令  
第一号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令による改正後の不動産登記規則  
(以下「新規則」という。)の規定は、この附則  
に特別の定めがある場合を除き、この省令の施  
行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正  
前の不動産登記規則(以下「旧規則」という。)  
により生じた効力を妨げない。

**第三条** 不動産登記規則の一部改正による改  
正後の不動産登記規則(以下「新規則」とい  
う。)の規定は、この附則に特別の定めがある場合を  
除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用  
する。ただし、改正前の不動産登記規則により  
生じた効力を妨げない。

**附 則** (平成二〇年四月一一日法務省令  
第一号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令による改正後の不動産登記規則  
(以下「新規則」という。)の規定は、この附則  
に特別の定めがある場合を除き、この省令の施  
行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正  
前の不動産登記規則(以下「旧規則」という。)  
により生じた効力を妨げない。

**第三条** 不動産登記規則の一部改正による改  
正後の不動産登記規則(以下「新規則」とい  
う。)の規定は、この附則に特別の定めがある場合を  
除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用  
する。ただし、改正前の不動産登記規則により  
生じた効力を妨げない。

**附 則** (平成二〇年四月一一日法務省令  
第一号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令による改正後の不動産登記規則  
(以下「新規則」という。)の規定は、この附則  
に特別の定めがある場合を除き、この省令の施  
行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正  
前の不動産登記規則(以下「旧規則」という。)  
により生じた効力を妨げない。

**第三条** 不動産登記規則の一部改正による改  
正後の不動産登記規則(以下「新規則」とい  
う。)の規定は、この附則に特別の定めがある場合を  
除き、この省令の施行前に生じた事項にも適用  
する。ただし、改正前の不動産登記規則により  
生じた効力を妨げない。

**附 則** (平成二〇年四月一一日法務省令  
第一号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置) 第二条 この省令による改正後の不動産登記規則  
(以下「新規則」という。)の規定は、この附則  
に特別の定めがある場合を除き、この省令の施  
行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正  
前の不動産登記規則(以下「旧規則」という。)  
により生じた効力を妨げない。





を「第三条の二」、「第五条」に改める部分に限る。）、第十四条の改正規定（農業用動産抵当登記規則第四十条中「第五条」を「第三条の二、第五条」に改める部分に限る。）、第十六条の改正規定及び第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

**別表一**（第四条第一項関係）土地の登記記録

土地の表 示欄										地図番号欄 第二欄
不動産番 号欄										不動産番号 年月日及び手續番号
原因及び その日付欄										登記原因及びその日付
所有者欄	付欄	登記の日 欄	原因及び その日付欄	地積欄	地目欄	地番欄	所在欄	号欄	不動産番 号欄	不動産番号
所有者欄	付欄	登記の日 欄	原因及び その日付欄	地積欄	地目欄	地番欄	所在欄	号欄	不動産番 号欄	不動産番号
第一欄 の登記記録	第一欄 所在図番号欄	第二欄 不動産番 号欄	第二欄 所有者及び その持分	第二欄 河川区域内又は高規格 堤防特別区域内、樹林 帶区域内、特定樹林帶 区域内若しくは河川立 体区域内の土地であ る旨	第二欄 閉鎖の年月日	第二欄 登記の年月日	第二欄 登記の年月日	第二欄 地積	第二欄 地目	第二欄 地番
主である建 物の表示欄	所在図番号欄	不動産 番号欄	建物所在図の番号 を含む。) 建物の名称があるとき は、その名称	建物所在図の番号 を含む。) 建物の名称があるとき は、その名称	不動産番号	不動産番号	不動産番号	不動産番 号欄	不動産番 号欄	不動産番 号欄
構造欄	種類欄	家屋番号	家屋番 号欄	所在欄	所在欄	所在欄	所在欄	所在欄	所在欄	所在欄
構造	種類	家屋番号	家屋番 号欄	所在欄	所在欄	所在欄	所在欄	所在欄	所在欄	所在欄

不動産番号

## びその記の登記原因及び

記又表る誤記る		の	る	る	番	る	登	設	、に取合	そ登	積			号			
													欄	建物の表示			
													表示欄	附属建物の	附屬建物の		
原因及びその 日付欄	床面積	欄	構造欄	種類欄	符号欄	登記の 日付欄	登記の 年月日	原因及 びその 日付欄	床面積	欄	構造欄	種類欄	建物の 名称欄	号欄	家屋番	番号欄	
不動産	不動産番号	区分建物の 名称	区分建物の 種類	区分建物の 構造	区分建物の 床面積	区分建物の 床面積	区分建物の 種類	区分建物の 構造	区分建物の 床面積	区分建物の 床面積	区分建物の 種類	区分建物の 構造	区分建物の 床面積	区分建物の 床面積	区分建物の 床面積	区分建物の 床面積	
場合の不動産工事の登記における建物の種 先取特権の保存の登記における建物の登記	附属建物を新築する の登記原因及びその 日付	附屬建物の 登記原因及びその 日付	附屬建物の 床面積	附屬建物に係る登記 の登記原因及びその 日付	附屬建物の 内容	附屬建物が区 分建物である場合における 登記原因及びその 日付	附屬建物が区 分建物である場合における 登記原因及びその 日付	在構造、床面積及 び名称	附屬建物の構造 及び床面積	附屬建物の種類	附屬建物の 登記による旨 の登記原因及びその 日付	建物を新築する場合 の不動産工事の先取 特権の保存の登記に おける建物の種類、 構造及び床面積が設 けられる旨	旨 の登記原因及びその 日付	区分建物に係る登記 の登記原因及びその 日付	区分建物の 床面積	区分建物の 床面積	区分建物の 床面積

所有者欄	敷地権の表							登記の年月日	登記の旨
	登記の日付欄	登記の日付欄	原因及びその及ぼす欄	敷地権の割合	欄の種類	敷地権の符号欄	土地の符号欄		
所有者及びその持分 年月日	敷地権に係る登記の 年月日	敷地権に係る登記の 年月日	附屬建物に係る敷地 権である旨	敷地権に係る登記の 原因及びその日	敷地権の割合	敷地権の符号	土地の符号	敷地権の目的である	が設計書による旨 附属建物に係る登記

別記第一号（第七十四条第三項関係）

別記第一号（第七十四条第三項関係）

登記番号	地番	地籍図面番号
登記年月日	土地区画整理事業区域	
登記人	申請人	代理人
登記料	1／	1／

別記第二号（第七十四条第三項関係）

別記第二号（第七十四条第三項関係）

登記番号	地番	地籍図面番号
登記年月日	土地区画整理事業区域	
登記人	申請人	代理人
登記料	1／	1／

別記第三号（第八十条第二項関係）

別記第三号（第八十条第二項関係）

登記番号	地番	地籍図面番号
登記年月日	土地区画整理事業区域	
登記人	申請人	代理人
登記料	1／	1／

別記第四号（第九十四条第一項関係）

書 分 院 判 席	
審 裁 方 名 例 年 月 日 審 判 日 年 月 日 審 判 時 間 年 月 日 まで	
上記の事は、被請求の承認を受けてあることを証明する。	
大蔵省印 付印日(西暦) 年 月 日	

(裏面)  
 1. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 2. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 3. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 4. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 5. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 6. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 7. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 8. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 9. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 10. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 11. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 12. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 13. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 14. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 15. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 16. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 17. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 18. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 19. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。  
 20. 本件は被請求に承認を受けてある。付印人、大蔵省印(西暦) 年 月 日。

別記第四号の二（第一百五十八条の九第三項関係）

書面により証した送付権利の内容表	
登記所の表示	
申出の年月日	
受付番号	
書面に上記出した 送付権利の表示	
申出人又は代理人の氏名 又は名称(申出人又は代理人の氏名又は名称の記載が困難な場合は、代理人の氏名を含む)、及 び被請求者等との他の連絡先	

別記第四号の二（第一百五十八条の九第三項関係）

別記第五号（第一百四十七条第二項第五号並びに附則第十二条第二項及び第四項関係）

別記第五号（第一百四十七条第二項第五号並びに附則第十二条第二項及び第四項関係）	
登記所の表示	回数
申出の年月日	不動産登記番号
受付番号	子
書面に上記出した 送付権利の表示	備註
申出人又は代理人の氏名 又は名称(申出人又は代理人の氏名又は名称の記載が困難な場合は、代理人の氏名を含む)、及 び被請求者等との他の連絡先	

別記第六号（第一百八十五条第二項関係）	
登記所の表示	登記所の表示
申出の年月日	登記所の表示
受付番号	登記所の表示
登記の年月日	不動産登記番号
申出の年月日	子
申出の年月日	備註
申出の年月日	

1. 「登記の年月日」欄は、表記に難する登記が完了した場合に記載されます。  
 2. 「不動産登記所の表示」欄は、不動産のうち、下記のるものには記載されません。  
 3. 「登記所の表示」欄は、不動産のうち、申出人又はその代理人の場合は、被請求者等との他の連絡先を記載する場合に記載します。  
 4. この登記完了日は、登記機関権限を有するものではありません。以上

年 月 日  
登記所  
受付番号

別記第六号（第一百八十五条第二項関係）

別記第七号（第一百九十七条第二項第一号関係）

(権利申換の場合は) 登記完了証（請求申請） 外へ登記を依頼する旨を記載したことを通知します。	
登記者番号 登記者登記番号 登記の目的 登記の年月日 不動産	
1. 「権利の登記」欄に書きされている登記は、「地盤権」(権利)の登記になります。 2. 不動産に登記された登記の登記です。権利登記の登記です。 3. 「権利の登記」欄に書き込まれた登記です。下線を引いたもので、登記権 が競合したことなどを示すものです。 4. この登記を行ったのは、登記権の権利を確立するものではありません。 以上	
年 月 日 登記者 登記者	登記者 登記者
[押印]	

別記第七号（権利九十七号第二項第一号関係）(別記第八号・別記八号)	
登記者（土地の持主） 国籍 不動産番号 登記者番号 登記者登記番号	
所在 ○ 持 有 ② 地 址 ③ 地 備 記 <input checked="" type="checkbox"/> 東京及びその他の日本（権利の日付）	
所在地 地名 番地番号 登記の目的 登記者番号 登記の年月日 登記権者登記番号	
権利者（甲区） (所有権以外の権利に関する事項) 登記者番号 登記の目的 登記の年月日 登記権者登記番号	
権利者（乙区） (所有権以外の権利に関する事項) 登記者番号 登記の目的 登記の年月日 登記権者登記番号	

別記第八号（第一百九十七条第二項第一号関係）

別記第八号（権利九十七号第二項第一号関係）(別記第八号・別記八号)	
登記者（土地の持主） 国籍 不動産番号 登記者番号 登記者登記番号	
所在 ○ 持 有 ② 地 址 ③ 地 備 記 <input checked="" type="checkbox"/> 東京及びその他の日本（権利の日付）	
所在地 地名 番地番号 登記の目的 登記者番号 登記の年月日 登記権者登記番号	
権利者（甲区） (所有権以外の権利に関する事項) 登記者番号 登記の目的 登記の年月日 登記権者登記番号	
権利者（乙区） (所有権以外の権利に関する事項) 登記者番号 登記の目的 登記の年月日 登記権者登記番号	

別記第九号（第一百九十七条第二項第三号関係）

別記第九号（権利九十七号第二項第一号関係）(別記第八号・別記八号)	
登記者（土地の持主） 国籍 不動産番号 登記者番号 登記者登記番号	
所在 ○ 持 有 ② 地 址 ③ 地 備 記 <input checked="" type="checkbox"/> 東京及びその他の日本（権利の日付）	
所在地 地名 番地番号 登記の目的 登記者番号 登記の年月日 登記権者登記番号	
権利者（甲区） (所有権以外の権利に関する事項) 登記者番号 登記の目的 登記の年月日 登記権者登記番号	
権利者（乙区） (所有権以外の権利に関する事項) 登記者番号 登記の目的 登記の年月日 登記権者登記番号	

別記第十号（第百九十七条第二項第四号関係）

別記第十号（第百九十七条第二項第四号関係）		
地名	区	町
地名及び番号		
番号	地名の並んである場所の表示	駄菴番号
		字
		番

別記第十一号（第百九十八条第一項関係）

別記第十一号（第百九十八条第一項関係）		
地名	区	町

別記第十二号（第百九十八条第二項関係）

別記第十二号（第百九十八条第二項関係）		
地名	区	町

別記第十三号（附則第二十一条第三項関係）

別記第十三号（附則第二十一条第三項関係）		
被認定により提出した農村機械の内訳表		
登録市の表示		
申請の受け取る年月日		
受け取番号		
被認定により提出した農村機械の 種類の表示		
申請人（被認定人）の氏名 登録番号（被認定人登録番号） 署名（被認定人登録番号） （被認定人登録番号） （被認定人登録番号）		
被認定者（被認定人）の氏名 登録番号（被認定人登録番号） 署名（被認定人登録番号） （被認定人登録番号）		